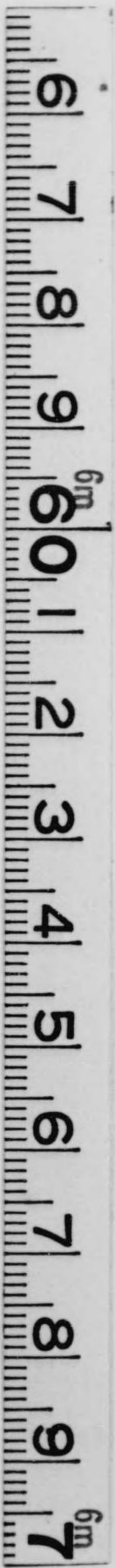


362  
181



始



362-181



無

敵

の

米

國

開原

榮著

大正  
9. 3. 16  
内交



## 序

一八七〇年七月英國議會に於て時の外務大臣は「歐洲の政局近頃稀なる靜穩状態に在り」と言明したるが其後數日にして普佛戰爭勃發したりき  
近くは伊土戰爭バルカン戰爭漸く收まり歐洲政局小康を告げたるを見濟まし大正三年七月中旬佛國大統領は外務長官を伴ひ露都を訪問せるに席未だ暖かならずして塙塞問題突發となり爲めに大統領一行は露都滞在を打ち切り倉皇歸國次で世界の大戰争となれり  
責任の地位に在る政治家外交家が足許より鳥の飛び立

つを知らざりし類例枚舉に違あらざるに徴すれば人事は殊の外錯綜して大膽なる速斷を許さざるものあるを知るべし彼の「フレデリック」二世が吾人政務に當る眞に暗夜燈なくして途を行くが如しと言へるは正直なる述懐と謂ふべきなり

我國にも古今を達觀し將來を洞見するの自信を有する政治家論客乏しからざれど詮じ來れば歐米の其れにも増して滔々たる天下盲者の手探りに類せざる者稀なり我國人が唯我獨尊に耽りて他國の實狀に疎く殊に米國の事狀に暗きは耻かしくも亦残念なる事ながら吾人は之を自認せざる可らず吾人は米國に居住する同胞二十

餘萬を有しながら如何なれば斯くも彼國の事態に通ぜざる乎況や其米國たる我開國以來最因縁多き隣國たるのみならず我外國貿易の上より復たこなき好得意にして商業上工業上果ては金融財政に至るまで未來永遠に亘り我國と密接重要な關係を持續すべき運命を有する國たるに於てをや吾人は倍々吾人の迂濶を自戒する處なかる可らず

此時開原榮君の近著「無敵の米國」現はる予未だ之を熟讀する暇あらずと雖ごも一覽する所米國が今回の大戦争に於て世界の驚嘆を博せる由來と經緯とを詳細に亘り探索論窮して殆んど遺憾なからんとす本書は誠に盲者

の杖として將た暗夜の燈として時弊に適中せる現代要求の好産物と謂ふべし此れ予が欣んで本書を江湖に紹介せんとする所以なり

大正九年三月

子爵 石井菊次郎

## 例言

- 一 米國の戰時施設は、其規模の尨大なると、其用意の周匝なるとに於て、眞に世界の驚異たり。
- 一 殆ど無軍備の状態より一躍して、世界の大陸軍國となりたるを始め、海軍の擴張、造船業の勃興、其他十四種補助行政機關の敏活なる運轉より、所謂各民族の寄合世帯にして、而も渾然たる國民統一の大業を遂げ、舉國一致の實を擧ぐるに至りたること等、又以て他山の石たるべきもの鮮からず。
- 一 世界大戰の産物として、米國史上最も特筆すべき者は、國父華盛頓以來の孤立主義を放擲して、嶄然積極的世界的政策に出で、竟に茲に國際政局の班に仲間入りせるところと即ち是れなり。
- 一 米國は其豊富なる物資と、財力とを傾けて聯合國を援助し、一面出資者たり他面兵站部たるの觀を呈せり、其國際地位の歐洲諸國に對し、勢ひ重きを爲すを得ざるは素

より其處なり。

一 況んや平和克復後、世界を通じて戦亂の瘡痍未だ癒へず、戦後の經營に苦心慘憺たる間、單り米國は其國力の充實せる關係上、幾分餘力を積極的に新地歩の建設に割くをや、即ち米國の國際に於ける新地位と、世界に對する發言權とは、愈々益々多きを加へ、世界の事最早彼れを措ては、何事も爲し能はざるに至り、東西獨歩、眞に「無敵の米國」たるの概あり。

一 米國が銳意支那及び西比利亞に對し、經濟的飛躍を試みんとする傾向は、近來漸く露骨となり來れり、即ち米國が三十萬の常備軍を養ひ、而して貿易保護の理由の下に、海軍の大擴張を企だてたること等、國家の大策として米國が極東貿易に十二分の力を注ぐべき決心あること、容易く看取するを得べきなり。

一 然り而して隣邦に斯る一大富強國を有する事となれる我が國民は、太平洋の將來に一層の注意を拂ひ、而して國交の益々親善ならんを期せざるべからず、蓋、充分米國を研究し、理解すること、是れ其根本要義にして、即ち之れが爲めには先づ所謂「戦

時の米國』なるものを知らざるべからず。

一 此書は國交斷絶前に於ける米、獨外交關係より、講和成立、平和克復に至る迄の、極めて複雑せる米國の戦時施設を、各種精撰せる豊富なる材料に依り、秩序的組織的に分類輯録し、我が國に最も重大なる關係を有したりし山東問題否決に至つて擱筆せり。

一 而して其戦後の施設は、畢竟戦時施設の一部の延長と見るを得べければ、特に之れを戦時の施設中に併合すること、倣せり、蓋、彼此對照に便ならしめんが爲めなると同時に、又重複の嫌あるを避けんが爲めの趣旨にも出づるなり。

一 此書の目的とする處は、主として戦時及び戦後の米國を、率直に説明せんとするに在り、其評論を加ふるが如きは、此書の目的にあらざるを以て、成るべく之れを避け、唯だ隨處短評を挿むのみに止めたり。

一 此書若し幸にして獨り爲政家乃至識者の爲めのみならず、實に國民一般の爲めにも参考の一資料たるを得んか、著者の欣懷何か之れに如かん。

大正八年十一月十三日

著者識

# 無敵の米國

## 目次

第壹篇 緒言	一
米國の參戰	一
米國の政績並に戦後の方策	六
米國の國際に於ける新地位	一二
第貳篇 戦前に於ける對獨外交關係	一九
國交斷絶前の外交關係	一九

獨逸の講和提議—米國の講和促進態度—獨逸の講和內容—聯合國の講和拒絶—交戦國相互の對米回答—米國の講和再提議—獨逸の回答と潜航艇戦復活—國交斷絶の教書—潜航艇戦の交渉推移—獨逸潜航艇戦復活の内幕—國交斷絶と聯合國民の歡喜—米境國交斷絶

國交斷絶後の米國

..... 五六

陸海軍活動開始—獨逸の開戦防止運動拒絶—武装中立—自由手腕—大統領の第二期就任—  
中立國並に米獨名士の平和運動—陸海軍動員令

第參篇 宣戦布告當時に於ける議會の光景

..... 七一

千古不磨の教書

..... 七一

教書と交戦列強反響—主戦派非戦派の活躍—決議案通過前に於ける議會の光景

宣戦布告に署名

..... 九〇

對埃宣戦

..... 九一

大統領の教書—上院—下院

閉會

..... 一〇〇

議會掉尾の活劇

臨時議會の成績

..... 一〇三

戦備と軍資

第四篇 財政

..... 一〇七

開戦一ケ年目の戦費

..... 一〇七

自由公債—戦時貯蓄券—戦時税

開戦二ケ年目の戦費

..... 一二七

第五篇 軍備

..... 一四一

陸軍

..... 一四一

無軍備より大陸軍—沿革—組織—擴張

義務徴兵

..... 一五五

義務徴兵本案—義務徴兵附隨案—軍隊召集令—徴兵入營と教書—將校士卒の養成—出征

海軍

..... 一八八

海軍擴張計劃の由來—戦時の現勢力と大擴張—沿岸防禦—警備區域—聯合國海軍と協同作

戦—海軍の戦績

米國軍備大擴張策

..... 二〇六

陸海軍人の保險法と家族並に遺族扶助法

..... 二〇九

召集外人市民權賦與

..... 二一一



外人壯丁徵集問題	二二二
歸還兵士に對する職業授與の恩典	二二三
赤十字の功績	二一五
<b>第六篇 行政機關</b>	二二三
大規模の戰時施設	二二三
米國々防會議	二二四
米國管船局	二四四
米國戰時通商局	二五三
米國食糧監督局	二五九
米國食糧品取締法—戰時全國禁酒と憲法修正全國禁酒	
米國鐵道管理局	三〇二
米國燃料監督局	三〇四
<b>第七篇 獨探</b>	三一

陰謀國と陰謀國民	三一
獨逸政府の劃策せる日、墨、獨同盟計劃—獨探の世界的大陰謀—露獨間秘密外交の曝露— 獨探の米紙買収—駐米獨逸大使の議員買収—米國外交界の獨探—米國首府社交界の獨探	
<b>第八篇 米國の統一</b>	三四三
國民統一の苦心—ハリストに對する國民の公憤—米國は世界の大地場なり—過激主義撲滅策	
<b>第九篇 大戰終了、平和克復</b>	三九三
豫言者の數字判斷	三九三
休戰講和交渉顛末	三九四
米國の戰爭目的講和條件—第一獨逸に關するもの—第二埃洪國に關するもの—第三土國 に關するもの—第四勃國に關するもの	
獨逸署名調印	四三二
<b>第十篇 日米開戰論の狂愚</b>	四三七
國際聯盟と日本	四三七
日米開戰挑發	四五〇

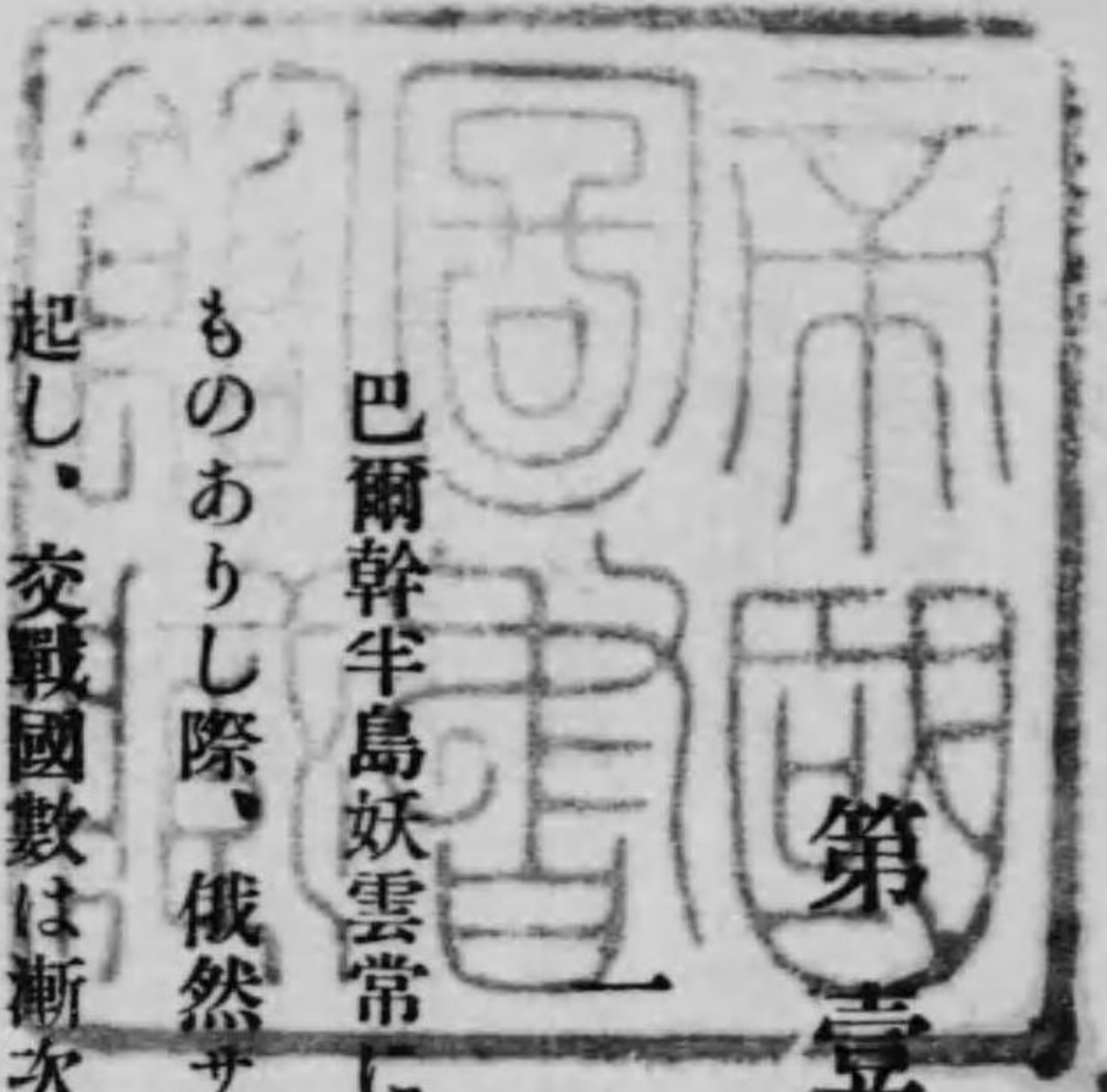
大統領全國遊説 ..... 四七三

山東問題否決 ..... 四九三

目次了

無敵の米國

開原 榮著



第壹篇 緒言

米國の參戰

巴爾幹半島妖雲常に鎮し、天日爲めに晦澁、歐洲の禍機何時爆發せんも測るべからざるものありし際、俄然サラエヴォに於ける僅に數發の銃勢は、茲に端なく世界の大戰亂を捲起し、交戰國數は漸次増加して、獨逸に對して宣戰を布告し、又は國交を斷絶（秘露、エクスアドル、ウルゲエイ及びボリヴィア）せる聯合協商側二十七ヶ國、中歐同盟側四ヶ國即ち三十一ヶ國の多きに及び、聯合側二千三百五十萬人、同盟側二千萬人即ち四千三百五十萬の甲兵此間に馳驅し、國帑を靡すること三千八百八十億圓、人命を戕害すること聯合側

戰死四百五十四萬人、負傷三百二十五萬五千人、同盟側戰死二百九十萬人、負傷百九十五萬人即ち合計千二百五十一萬五千人、四年四ヶ月の永きに亘りて、屍山血河の大慘劇を演出したる曠古の大戦も、中歐同盟の分裂瓦解、勁敵獨逸の敗衄屈服に依り、茲に光榮ある聯合側の大捷にて局を結ぶに至れり。

正義—人道—米國參戰の理由は此二大標語に盡せり、即ち軍國主義に對する平和主義、專制主義に對する民主主義の完成に在り、理由は是れのみ、然り唯だ是れのみ、大統領ウイルソン氏曰く、『此大戦は決して妥協を以て、讓歩を以て終了すべきにあらず、何となれば敵國の態度は既に明白となりたるを以てなり、過去四ヶ年間に於ける戦争は、能く彼等の態度を説明し、何人と雖も決して其方針を變ずる能はざるに至らしめ、其主義を貫徹せずんば止む能はざらしむるに至れるを以てなり』と、是れ實に幾多の平和説に向つて斷案を下したる者にあらずして何ぞ、大統領は又曰く、『大戦の實狀や斯の如し、如何なる政治家も、如何なる議會も、決して此實狀に向つて新たな主義方針を作り、或は又主義方針を變へ得ざる事となれり、乃ち此主義貫徹の爲めには必ずや世界をデモクラシーの安棲所

たらしめざるべからず』と高調し、更に『此機に際しては斷々乎として人道の爲、正義の爲、世界各國民の爲、國力を消盡するまで戦はざるべからず、其間名譽、利慾、排他、報復の念等、徹頭徹尾存することなし』と、其公明正大にして天地を掩ふの意氣は、實に是れ世界の推稱に値する所、大統領が四月二日(一九一七年)臨時議會兩院協議會に下せる敎書に曰く

本職は憲法上本職に權能なき政策に關し、至急決定を要する重大事件あるを以て議會を召集せり、二月三日(一九一七年)本職は諸君に獨逸政府が、二月一日以後人類の權利及び公法を無視し、無制限に潜航艇を行使し、英國又は西歐及び地中海中の對獨敵國港に近づく一切の船舶を、容赦なく撃沈の方針なるを發表したる旨告示したり、之れ抑も獨逸當初の作戰方針たりし如かりしも、全政府は前年四月其潜航艇隊司令官の行動を抑制し、且つ吾人に對し旅客船を撃沈せず、他の船舶も潜航艇に抵抗し、又は其停止命令に背かざる限り、之れに危害を加へず、又撃沈の必要生ぜざる際は、之れに法定の警告を與へ、人命を尊重すべきを約したるが、其後之を實行すること稀なりしのみならず、遂

に無制限潛航艇行使策を執り、一切の船舶に危害を加へ、甚だしきに至つては病院船及び獨逸が安全通航を約せる白耳義國民救濟品運送船をも撃沈せり。

本職は初め文明國政府が、斯くの如き非人道的行爲を敢てすべきを信じ能はざりき、何れの邦國と雖も之が統治の權なき公海は世界の公道にして、幾多の悲劇慘劇に惱める結果、人類衷心の要求より之を築ける國際公法は、嚴に尊重せられざるべからざるに、獨逸は猶ほ之をも無視し、世界の交通を破壊するに努めたり、予は之れが爲め損せられたる物質的損害に多く顧慮を拂はざるも、無辜の非戦闘員、甚だしきに至りては婦人兒女も其毒手の戕ふ所となれる慘虐、殺戮に對し、無限の義憤と憐憫の念を禁じ能はず、財産は之を回收し又は賠償し得べきも、人命に至りては之を恢復し難し、現下獨逸が世界商業に對し戰を挑むは、即ち全人類に對し戰を宣せるものにして、是れ即ち世界の全國民に對し敵對するものなり、然り而して我が米國船も撃沈せられ、我が米國民も殺害されたるのみならず、他の友邦中立國船舶人民に對しても同様にして、此間何等差別なし、全人類に對して挑戰して已まざるに對し、各國は將に之に對する決意を定めざるべから

す、吾人亦た國家として存在する以上、茲に國家の方針を確立せざるべからず。

吾人の眞意は報復にあらずして、權利の保護並に人權の擁護に在り、去る二月二十六日本職議會に告示せる際は、我等の武装中立を以て保護せば十分なるを信じたり、然るに爾後武装中立策何等の効果なく、吾人は全人類を殺戮せんとする最惡なる行爲を眼前に目睹す、本職は職責上大の憂慮なき能はざるも、茲に議會に對し獨逸帝國政府の行動は、米國政府及び國民に對する敵對行爲に外ならざるを勸告し、正式に交戰關係あるを認め、更に國防を有力ならしむるに努め、之が爲めには單に防備設備の完成に努むるのみならず、更に獨逸帝國政府の戰爭行爲を終結せしむる爲、全力を挙げ全富力を傾注せんことを勸告す。

此の目的を達する途は明瞭なり、先づ現に獨逸と戰ふ諸國家と適當の協議を遂げ、我が國の資源の許す限り其材務を助け、必要なる軍需品を之れに供給し、一方我が海軍を充實し、又既に法律として規定されたる、少くも戰時定員たる五十萬の兵を備ふに在り、而して本職の所見を以てせば、全國徵兵制度に依り之を行ふを以て適當なりと思惟す、

本職は更に上述の趣旨に於て、政府各省は必要なる諸案を編製し、諸君の審議を請はんとするを明言す、要するに吾人當面の目的は平和主義の宣傳と、專制利己權力と戦ひ、世界國民に自治政府を組織せしむるに在り、即ち平和と自由に對する威嚇たる國民の意思に據らず、一部少數者の我意に依り運用さるゝ專制政府は之を排除せざるべからず、吾人は既に此等專制政府の挑戦に接せり、危険状態に瀕せる文明を救助し、吾人の信條たる民主主義完成の爲め戦はざるべからず、此目的の爲め人命も、國運も惜まざるは、吾人建國の基本的精神たり、惟ふに神明の加護吾等に在らん。(要綱)

正義、人道の二大高處より達親し、平和と自由との爲め論じ去り論じ來れる堂々たる主張眞に千古不磨の大文字、大雄辯として歴史を飾るに足る教書たるべく、米國參戰の理由は炳乎として明かなり。

### 一 米國の政績并に戦後の方策

米國が參戰して以來休戦に至るまで、月を閲すること僅かに二十ヶ月、此の短日月の間

に米國が史實に遺したる政績は如何、軍備の充實せる、資源の豊富なる、米國を措て世界何れの國にか之れを求めんや、十一月十九日付(一九一八年)駐佛米軍司令部の報告に依り之を證せば左の如し、

戰時費 四百五十六億圓

#### 内譯

- 陸軍費 二百億圓
- 海軍費 四十億圓
- 造船費 二十億圓
- 内政費 二十億圓
- 聯合國貸付 百七十七億圓

(億以下切下)

#### 内譯

英國 八十二億四千八百九十六萬二千弗

佛 國	五十億三千四百九十五萬四千圓
伊 太 利	二十八億一千萬圓
白 耳 義	六億七千六百二十九萬圓
露 國	六億五千萬圓
希 臘	七千九百二萬八千圓
チエツク・スロヴァク	七千五百萬圓
塞 耳 比	五千四百萬圓
キ ュ バ	三千萬圓
羅 馬 尼	二千萬圓
リベリア	一千萬圓

歐洲派遣軍

將 校 七萬八千三百九十一人  
 士 卒 百八十八萬三千三百七十六人  
 計 百九十五萬九千七百六十七人

休戰署名の一九一八年十一月十一日に於ける西部戰場現在の米國出征軍は百九十五萬九

千七百六十七人、同月一日現在の佛軍は二百五十五萬九千人、英葡軍合計百七十一萬八千人、白、伊軍合計二十萬人にして、即ち米軍は佛軍に次ぐ大兵力を有せり。

米國出征軍の損害は總計二十八萬六千四百四十四人にして、内直接戦死者四萬八千九百九人、病死負傷其他の原因に依る者二十三萬七千三百三十五人なり、而して叙上の如き多數の軍隊をば、之れに相當する裝備及び軍需品と共に三千哩の波濤を横斷し、敵襲の大危険を冒し輸送したり、此の危険たるや終始渝らず何時突發するを知るべからずして、豫め之れに備へんこと極めて困難なる性質のものなりき、而も尙ほ此の大輸送に當り、敵襲に依り喪失せし兵員は僅かに七百五十八名にして、其中六百三十名はオルクネー群島附近にて、擊沈されし一英國運送船の乗船者なり、米國が先づ其大輸送に斯の如き成功を遂げたるは、實に世界の驚異に値する處なり、猶ほ歐洲大戰開始以來、米國の蒙むれる船舶喪失總數は百四十七隻三十九萬百八十二噸にして、内譯汽船七十四隻三十二萬九千五十三噸、帆船七十三隻六萬千二百二十九噸なり、而して米國陸軍省の計算に依る三月一日付(一九一九年)報告列國戦死者及び負傷後死亡總數は七百四十四萬人にして、其内

譯實に左の如し。

△露國百七十萬 △獨逸百六十萬 △佛國百三十八萬 △奧國八十萬 △英國七十萬 △伊國四十六萬  
△土耳其四十萬 ○白耳義十萬 △羅馬尼十萬 △塞耳比及び黑山國十萬 △勃牙利十萬

次に米軍の敷設に係る佛國鐵道延長哩數は廣軌鐵道八百四十三哩、輕便鐵道百十五哩、修復百四十哩、佛國鐵道利用二百二十五哩にして、機關車九百六十七臺、貨車一萬三千百七十四輛及び之れに伴ふ客車、軌條、發動機其他食糧、衣服、各種軍用品、船渠使用材料、倉庫建築材料等巨額に達し、猶ほ聯合國民に供給すべき食糧品として輸送されたる額は、實に次の如し驚くべき數量に達せり。

品目	數量(一日分の量)
豆	三九〇、〇〇〇、〇〇〇
麥粉并に代用品	一八三、〇〇〇、〇〇〇
牛乳	二六七、〇〇〇、〇〇〇
バター代用品	一六一、〇〇〇、〇〇〇
砂糖	一四三、〇〇〇、〇〇〇

肉類	八九、〇〇〇、〇〇〇
咖啡	六七、〇〇〇、〇〇〇
米、蜀黍飯其他	一一三、〇〇〇、〇〇〇
卷煙草并に煙草(別口)	七六一、〇〇〇、〇〇〇

其外調味料、果物、菓子及び馬鈴薯各々前數量と全比し、以上の數字に一瞥を拂ふもの、誰か米國の偉大なるに驚かざるものあらんや。

次に米國が執るべき所謂戦後の方策なるものは、大統領が十二月二日(一九一八年)議會開會に際し、朗讀せる教書中に明かにして、即ち(一)婦人をして政治上男子と同等の權利を保たしむること、(二)コロンビヤ共和國との友誼及び調和を謀らんとする條約の批准、(三)經濟及び産業上の改造、(四)食糧并に船腹の管理權のみを除き、其他の諸産業機關を悉く戦前の状態に復歸せしむること、(五)歸還兵士に失業の憂なからしむる爲め、約三億エーカーに垂んとする不毛の土地を開墾すること、(六)白耳義及び北部佛蘭西に於ける國民の爲めに、輸出乃至供給上の優先權を設定する權限を戦時通商局に賦與

すること、(七)一九一九年度増税案八十億弗を六十億弗に、及び一九二〇年度増税案六十億弗を四十億弗に輕減すること、(八)三ヶ年間繼續にて海軍の擴張を期すること、(九)世界の平和を維持し、人類の福祉を増進すべき國際聯盟を組織すること等の九項を數へ得べし、而して末項(七)、(八)、(九)の三項は特に説明を加ふべきの要あるを以て、各々其篇中に詳述すること、做せり

### 一 米國の國際に於ける新地位

世界大戰の產物として米國史上最も特筆すべきものは、國父華盛頓以來の退嬰孤立政策を一擲して、反對に世界政策に出で、以て茲に國際政局の班に仲間入りせること是れなり、一九一八年一月八日大統領が議會に於て平和を論じ、世界各國の爲め恒久平和維持の目的を示さんとし、所謂十四ヶ條の講和基礎條件を立案演説したる、是れ正しく從來の孤立政策を放擲したる第一歩にして、大統領が之を提げて渡歐し、此の提案の貫徹に努むる處ありたるは、即ち世界に向つて米國の國際に於ける新地位を事實の上に闡

明し、爾後國際場裡に潑刺たる活躍を試みんとする決心を示すものたらざるべからず。

大統領が自ら歐洲外交界の渦心に投ずることに就ては、共和黨は勿論、民主黨内に於ても反對するもの少からず、一般に其贏ち得たる世界的聲望を減殺せずやと憂へられつゝありしが、大統領は一切の毀譽褒貶に頓着なく、十二月四日(一九一八年)ジョージ・ワシントン號に搭乗出帆、同十三日盛んなる歡迎の裡に佛國ブレスト港に到着せり、大統領は大統領の渡歐に就き、渡歐二日前即ち十二月四日議會開會に際し、朗讀せる教書中に實に左の如く云へり。

此機會に於て予は議會に對し予の意見を發表すべし、予は中歐諸國に對抗して今回の戰爭に相提携せし諸國政府の代表者と共に巴里會議に列し、共に講和條約の大綱に就き議せんと欲す、予が此の期節に當り國を離るゝが爲めに生ずる非常なる不便は予之を知る、然れども予の渡歐は予が最高の義務なるが故に、熟慮の結果予は是非とも赴かざるを得ず、而して其理由は予と同じく諸君も承認せらるゝ事と信ず、聯合各國政府は予が去る一月八日議會に於て述べたる講和の基本條件を受諾し、中歐諸國も亦た



之を受諾したり、而して彼等は親しく其條件の解釋及び適用に就き、予と協議せんことを希望せり、予は甚だ望まじきことなるを以て、予は無私の心より吾人の政府が關係諸國の共通利益たる平和克復に貢献せんとの衷心の希望を表明せんが爲め協議に列せんと欲す、今回協定せらるべき講和は吾人及び世界の各人に對し等しく最も重要にして、予は之れに超す所のあるを知らず、勇敢なる我が陸海軍隊の將士は理想の爲め自ら進んで戦へり、彼等は其理想が彼等の國の理想たることを知りしなり、予は此等の理想を言明せんと努力せり、而して予の理想の陳述が聯合國政府の容るゝ所となりし如く、彼等は自己の抱懐せる理想と目的との實質を備へたるものとして之を受入れたる、予が此等の理想に對し偽り又は誤れる見解を下すことなく、又其理想を實現する爲め凡ゆる努力を盡して、毫も間然する處なきを見るを得るは偏に彼等の賜物なり、今や彼等が生血を以て獲得せんとするものを獲得せんが爲め、全力を盡すは予の責務にして、予は之れに優る必要なる職責ありとは考ふる能はず、予は諸君と共に太平洋の彼岸に於ける事件に密邇なる接觸を保つべく、諸君は予が行ふ凡ての事を知悉すべし。

べし。

英佛兩國政府は予の要求を容れて、二週間前まで行ひたりし新聞電報の檢閲を全然撤廢せり、而して今や敵國と商取引を爲さんとする通信に對するものを除く外、當國に於ては檢閲なるものは無きなり、巴里と國務省の間及び佛蘭西と陸軍省の間に、何時たりとも使用すべき海底電線を保持する必要あり、出來得る限り他の電報の使用と抵觸することなく之れを行はんが爲め、予は二線が單一なる系統の下に使用さるゝ様、一時其管理を爲す事としたり、予は最も熟練せる當路者の建言に依り、來るべき數ヶ月の報道が、大西洋の兩岸相互間に極めて自由に出來得る限り遲滞なく行はるゝことを庶幾す、冀ば予が太平洋の彼方に於て遂行せんとする重大なる任務に對し、又我等が愛する國家の主義目的を誠實に忠實に解釋せんとする予の努力に對し、予が諸君の一致せる援助の下に勇氣を奮ひ且つ一層の力を保有し得んことを、予は此任務を遂行するに當り其重大且つ困難なるを信ず、予は又其責任の極めて重大なるを熟知す、予は國民の下僕なり、予は此使命を遂行するに當り、毫も自己一身の思想若くは目的を容る

、能はず、予は予の全能力を共通の解決に與へんが爲めに赴かんとするものにして、今や予は聯合國各政府の主腦者と商議して、此解決に到達せんことに力を添へざるべからず、予は諸君の友誼と奨励とに依頼すべく、又予は隔絶されざるべし、海底電線と無線電線とは諸君が余を必要とする如何なる商議、如何なる任務に對しても之を利用し得べく、又は我等が處理すべき内治上の重大問題を絶へず連絡を保ち得べきを欣幸とす、予は能ふ限り余の不在を短時日ならしめんとす、而して予は米國が從來努力し來れる大理想を、實際の行動に顯はすこと可能なりしとの幸福なる保證を帶して、歸還せんと欲するものなり。

大統領の渡歐并に決意は斯の如し、即ち米國は其國際政局に對する態度及び其根本的方针を改變すると共に、其豊富なる物資と財力を傾けて聯合國を援助し、而して以て聯合國の一面出資者たり、他面兵站部たるの觀を呈するに至れり、其國際的地位の歐洲諸國に對し、勢ひ重きを爲さざるを得ざるは素より其處なり、更に戦後の經營に際し物資上財力上聯合諸國が、米國に依る所少からざるを以て、米國の國際間に於ける地位と世

世界政局に對する發言權とは、少くも當分多々益々加はるものあるべく、況んや平和克復後世界を通じて、戦亂の瘡痍未だ癒えず、戦後の經營に苦辛慘憺たる間、獨り米國は其國力の豊富なる關係上、他國に比し幾分餘力を積極的に新地歩の建設に割くるをや。之れを世界通商貿易上に見るも亦た然り、交戦諸國が戦時經濟政策上、種々の拘束制限を勵行するは非常時の止むを得ざるに出づるものにして、戦後平和克復と共に早晩平時の舊態に復歸するが當然なるも、大戦終結と共に直ちに戦時拘束の解禁を見るべきや否やは疑問なり、却つて更に苛酷なる拘束制限を貿易經濟政策の上に加ふるに至るや、未だ素より知るべからざるなり、何となれば各國極度まで動員せる國力、産業力は究極直ちに舊態に復せしむること不可能なればなり、然り而して戦後世界通商貿易上に戦時拘束支持せらるゝの際、世界の大資本家たり、大債權者たる米國の國際政局上に占むべき地位の如何に重大なるかは、蓋、推するに難からざるなり。

米國が銳意支那及び西比利亞に對し、經濟的飛躍を行はんとする傾向は近來漸く露骨となり來れり、即ち米國が五十萬の常備軍を養ふ事に決し、軍事當局及び軍政當局が相

一致して此の計畫を遂行せんとすること、而して貿易保護の理由の下に海軍大擴張を企て、艦隊の配置を變更して全艦隊の半數を太平洋に移したること、商務卿レッドフィールド氏が最近極東貿易に就て當業者に警告し、極東一帯は米國商權の範圍内なる意味を力説したること等、國家の大策として米國が極東貿易に十二分の力を注ぐべき決心あること、容易く看取するを得べきなり、太平洋の將來は之れより益々多事ならんは言を待たず、即ち之れが隣接國たる我が日本は、到底一日も米國を閑却すること能はざるなり、斯の如く何れの方面よりするも、國際政局に於ける米國の發言權は結局重きを加ふるに至るべく、而かも其國民的自負心は白熱して世界を焼かんとし、一舉手一投足悉く世界の指導者を以て自任し、且つ世界をして米國馬前の露を拂はしめざれば止まざらんとするの概を示し來り、從來に於て世界政局より隔離し居りたる華府は、今後世界外交界の中心とは至らざるまでも、重要な地歩を占め來るべきこと疑ひなし、嗚呼『無敵の米國』よ。

## 第貳篇 戰前に於ける對獨外交關係

### 一 國交斷絶前の外交關係、獨逸の講和提議

歐洲の山河血に染むこと茲に二年有半、歐洲の戰局は混沌たる裡に一九一六年を過ぎ、將に第四周年目に入らんとする十二月十二日、突如獨逸より講和の提議あり、今之れを戰績の上より見るに、一九一六年二月より開始されたる獨軍のヴェルダン攻撃は全く失敗に終りたるも、之れを新たに參戰したる羅馬尼の征服に依つて補ひ、獨同盟軍は依然として猶ほ優勝の位置を占め、即ち七分三分の勝味を有する勝者の側より、却つて此講和が提議されしだけ、少からず世界を震撼せり。

伯林駐劄米國大使代理クレウ參事官より國務省に送達せられ、國務省より更に白堊館に移牒されたる講和提議正文は、十二月十五日（一九一六年）長時間に亘る閣議の結果、米國政府にて何等仲裁的意見を附加せず、米國が各交戰國に對し居中調停の勞に任ずる際には、

別に米國主動にて講和を提議し、米國は唯單に其轉送の勞を採る以外に出でざる事に決定し、此決定の下に大統領は、龍動、巴里、露都、羅馬其他聯合首府に於て、獨逸及び其同盟諸國の外務理事を代理する米國大公使館に其儘轉送、之れを聯合諸政府に傳達せられたり。

獨逸の平和提案に對して、米國の輿論は如何なるかを見るに、大體に於て賛成論者多數を占め居れり、是れ理の當然にして世上の義理づくより言ふも、他所の喧嘩の長かれと謂はるべき道理なし、果して然らば、米國は之れに向つて何事を爲すべきか、此具體的の案に至つては恐らく何人も容易に回答し得ざる所なるべし、大統領始め當路の責任者が、敢て意見を發表せざるは是が爲めのみ、然らば又、他の有數政治家に平和交渉に關する意見ありやと云ふに、然らず、上院の外交委員長たるストーン氏は曰く『米國は之れに向つて干涉する權利あり、或者は甲乙の争闘内に干涉する權利なしと云ふも、甲乙の争闘が只兩者の争闘にて止まらば善し、第三者たる内に商業上の大妨害を與へらるれば、干涉する權利は當然附隨するものなり』、ミシガン州選出議員スミス氏は曰く『先づ第一に代表者を會合

せしめよ、日露はポーツマウスの會合まで、非常に隔絶乖離し居りたるも、一たび卓を圍んで語るの時、何ぞ夫れ接近の容易なりしぞ』、共和黨の下院々内總理マーン氏曰く『今に於て相互とも名譽の平和を結ばずんば、人間の理性にては彼等の爲さんとする處を解する能はず』、加州選出上院議員フキーラン氏は曰く『獨逸の道德勇氣は能く此提案を見たり、列國之れを聞かずんば吾人其意を解するに苦しむ』と、此他幾多の議論に徴するも、遂に具體的に平和となり得るの議論あるを見ず、只茲に注意すべきは、下院議長チャンプ・クラーク氏の意見なり、曰く『米國は平和の爲めに盡さざるべからず、然らざれば此大戦は、何等かの關係に依りて、米國を渦中に捲き込むを以てなり』と、クラーク氏の憂慮は眞の憂慮なり。

#### 米國の講和促進慫慂

此意味に於て、或は米國の極力平和に盡すならんと信せられしが、果せるかな、大統領は十二月二十日(一九一六年)夜國務卿ランシング氏を通じて、交戦各國に覺書を送り、講和促進を慫慂したり、覺書は單に兩交戦國團體のみならず、參考として中立各國政府へも

送達せられたり、國務卿は覺書の前書に覺書を發表する動機に就て

米國大統領は戦争の中止並に中立國各國の利權を保護する爲、次の如き覺書の回附を余に委任せり

と述べ、大統領が講和を懲慫するは、最近起れる講和提議問題と、其起原及び動機を全然異にすと云ひて、米國の立場を明かにし、次に左の如き本文に入れり。

大統領は交戦各國が現在の戦争を中止し、將來の平和を保障すべき講和條件を互ひに提出さるゝ事を希望する次第なるが、大統領は單に講和を懲慫するのみにて、講和締結の方法若くは形式に就ては無頓着なり、大統領は兩交戦團體の戦争の目的大差なく殆ど同一なりと思惟す、即ち兩交戦團體は、何れも弱小國民の利權を保護し、交戦列強の將來の安全を保障し、進んで世界平和確保の爲め、國際的盟約を締結せんとするが如し、世界將來の平和確保に就て、米國は交戦各國と同一の希望及び利害關係を有するのみならず、進んで世界の弱小國を暴逆より救助し保護せんことを希望す、若し現在の戦争にして容易に結局に到達せざらんか、各交戦國を始めとし、各中立國の損害と苦痛とは量る

べからず、之に於てか米國は交戦各國と一致協同して、戦争終局の促進に努め、中立國の首腦者としての責任を果さんことを希望す。

今回の大戦争は、單に交戦各國に慘禍を及ぼしたるのみならず、全世界に大なる悪影響を齎らしたり、然るに戦争の終局は何時來るべきか、殆ど豫想すべからず、大統領は此際各交戦國が各々胸襟を披きて講和談判を開始し、現在の戦争を中止すると共に、世界將來の平和確保の途を講せられんことを望む、猶ほ大統領は、今茲に講和を提唱し若くは仲裁せんとするものにあらず、單に交戦各國が平和の接近に盡力さるゝことを希望するのみなることを記憶されんことを熱望する次第なり、云々。

大統領の此講和促進懲慫運動は、交戦各國に於ては評判宜しからざりしも、中立各國に於ては歓迎を受け、瑞西、和蘭、西班牙等大統領の講和運動を應援し、戦争終結の爲め大に盡すべき形勢にて、瑞西政府は十二月二十四日（一九一六年）夜を以て、講和懲慫書を正式に發表せり。

十二月二十七日（一九一六年）獨帝は、駐獨米國大使ゼラード氏と會見の際、同使に獨逸が講和の成立を熱望する旨を傳へ、同時に内示したる獨逸の講和條件は、其要綱大略左の如しと傳へらる。

- 一 獨逸は白耳義を放棄し、白耳義に與へたる損害を賠償すべし
- 二 獨逸は占領したる北部佛國を佛國に還附すべし
- 三 獨逸は占領したる露國領を還附すべし、但露國は東部普魯士に與へたる損害を賠償するを要す
- 四 羅馬尼、塞耳比及黑山國を奧、勃、土三國が満足するが如き條件を以て處分すること
- 五 聯合國は占領したる亞非利加植民地、青島及太平洋群島を獨逸に還附し、以上の獨領に與へたる損害を賠償すること

之れに對する聯合各國の回答は如何、今之れに先だち逆め知らざるべからざるは、獨逸に於ける輿論なり、試みに獨逸新聞に表はれたる論調なるものを檢せ、タカレット紙は『敵國若し之れに應せざる時は、更に來るべき重荷を覺悟せよ』と言ひ、デー・ポストは曰く『英國には應じたき希望はあるも、結局話は纏まらざるべし、されど若し平和成らずんば、吾人の拳骨の更に猛烈なるを覺悟せよ』と、何ぞ夫れ無禮の甚だしき、是れ敗者に對

する勝者の威嚇にあらずんば、強者の弱者に對する侮辱なり、獨逸が斯くの如き言を以て平和の事を云々するは、全く講和の誠意なき唯一の證左たり、英佛聯合側が單にブラフとし、單にトリツクとし、或は又單に平和を愛するが如く見せ掛けんとする者なりと言ひ、敢て耳を假さんとせざるのみか、其無禮に怒るは當然の事と云ふべく、聯合各國が條件を明示せず、態度の頗る強硬なるものある素より其處なり。

#### 聯合國の講和拒絕

斯る誠意なき獨逸の講和提議は、唯『拒絕』の一あるのみ、然り、聯合軍十ヶ國は、十二月三十一日（一九一六年）獨逸の講和提議に對し、連署の回答を米國、西班牙、瑞西及和蘭の各中立國政府を通じて獨同盟國側に交附し、獨逸が講和に就て誠意なき旨を述べ、獨逸の提議を斷然拒絕したり、其要領左の如し。

各々自國國民の自由を保護し、決して分離講和を締結せざるべく結束したる聯合軍は、茲に連署して獨同盟軍側講和提議に回答を發す、自ら平和を亂し、戰爭を賣りたる獨同盟軍は講和を提議し來れるが、獨同盟軍は該提議に於て講和條件を明示せず、獨同盟軍の

戰爭に對する責任を回避したるを以て、正當なる講和提議と認むべからず、講和の提議にあらずして、寧ろ戰鬥の示威運動なり。

海牙會議に於て、軍備縮少案に反對したるは獨逸にして、一九一四年七月塞耳比に宣戰して、今回の大戰亂を起したるは奧洪國なり、獨同盟軍側は開戰前に聯合軍側の平和運動を拒絶し、戰後白耳義其他の地に於て、幾多の暴逆を試みたり。

獨同盟軍側が、今回講和を提議し來れる眞意は、歐洲の地圖を獨同盟軍側の利するが如く變更するに在り、若し聯合軍側にして其提議に耳を傾け、講和談判を開始せんか、獨同盟軍側の利する處となり、聯合軍側は何等得る處なく、加ふるに將來の平和保障は到底望むべからず。

獨同盟軍側は、今回講和を提議して、獨同盟軍側の輿論を強硬にし、中立國の同情を買ひ、且つ獨同盟軍側の山積せる暴逆の責任を回避し、加ふるに戰爭の責任を聯合軍側に負はしめんとするものなり、聯合軍側は無理無法なる獨同盟軍側の講和提議を茲に斷然拒絶し、最後に白耳義に對する獨國の責任を問はんことを欲す。

條理整然、主張堂々、敵の急所を衝いて剩す處なく、宛然亢にして匕首を喉に擬するの概あり。

今や米國の外交は益々多事多忙を極め、現下進行中の講和問題は成立せず、又一度落着せる米獨間の獨逸潛航艇問題は、八月一日(一九一六年)以來のアラビック號外數隻の擊沈事件にて再發し、而して又墨國內亂問題、國境警備問題等、未だ何れも解決に至らずして、一九一六年の幕は閉ぢたり。

#### 交戰國相互の對米回答

一九一七年一月六日より羅馬に開會されたる聯合國軍事會議は八日午後閉會したり、閉會前佛國陸相ヨーター將軍は、佛國政府を代表して伊軍參謀總長カドーナ中將、陸相モローン大將、海相コルシ大將に陸軍勳章を授け、次に伊國首相ボセリ氏主催の晝餐會あり、席上ボセリ氏並に佛國首相ブリアン氏の演説ありたる後、軍事會議を終りたるが、討議の要項は

大戰全般の局面、殊に巴爾幹方面の作戰並に處置、聯合各國の經濟財政及講和問題

等にして、斯くて聯合軍の一致團結を愈々益々固ふするに至れり、尋で一月十日附を以て、佛首相ブリアン氏より、駐佛米國大使シャープ氏の手を経て大統領ウィルソン氏に交付せられたる聯合軍の對米回答正文並に白耳義の對米覺書正文は、十一日夜正式に國務省より公表されたり、其大要に依れば

聯合國は、米國と同様に萬國平和保障同盟を組織し、世界將來の平和を確保せんことを希望すると同時に、現在の歐洲戰亂が一日も早く終結することを希望す、されど聯合國は現在の状態に在りて、獨逸が聯合國の要求を容れ、占領地の回復、損害の賠償并に將來の平和保障の要求に、耳を傾けざるものと觀察し、當分平和は絶望なりと見做す。

次に聯合國は、獨同盟國が交戰國并に中立國に與へたる暴逆と、損害とを擧げて獨同盟國の不法を責め

獨同盟國は、白耳義、塞耳比に侵入してアーメニヤ人を虐殺し、ツエツプリン船を以て無防禦の都市を襲撃し、捕虜を虐待し、其暴戻至らざるなしと述べ、次に聯合國の要求する條件を左の如く擧げたり。

ウィルソン氏は聯合國に其要求する講和條件の明示を希望し來れるが、聯合國の戰爭の目的乃至條件は左の如し。

- 一 白耳義、塞耳比、黒山國の回復、並に右三國の蒙りたる損害賠償。
- 二 獨逸が占領したる北部佛國、露領及羅馬尼の放棄並に其損害賠償。
- 三 歐洲列強並に各小國の自由及び主權の確保を保障すること。
- 四 在外國伊太利スラフ及び羅馬尼人を解放し、本國に歸還せしむること。
- 五 土耳其政府の逆政下に在る人民を解放すること。
- 六 西洋文明と相容れざる土耳其を歐洲領土より放逐すること。
- 七 波蘭を露國治下に置き、自治國たらしむること。

聯合國は最後に、聯合國の戰爭の目的は、一に獨逸の軍國主義を絶滅し、世界將來の平和を確保せんとするに在りて、獨逸の滅亡を期するは聯合國の目的にあらざる旨辯明したり、尙ほ聯合國對米回答に附帶せる白耳義の覺書の要領に曰く

獨逸は國際公法を犯して白耳義に侵入したり、白耳義は獨逸が白耳義を回復し、且つ其損害を賠償することを要求す、白耳義は、以上の條件を基礎とせざる講和を絶対に拒絶



す、云々。

といふに在り、獨同盟側は之に對し、講和提議の事情を辯明して曰く

聯合軍は、戰爭開始の責任を獨逸に負はしめんとすれど、獨逸は戰爭の開始に就て何等責任を有せず、又聯合軍は獨逸の講和提議を不誠實と見做し、提議を斷然拒絶し來れるが、獨逸は文明及び人道の立場より、誠心誠意を以て戰爭の終結促進を希望するものなり。

獨逸を不義呼はりする聯合軍は、希臘に對して高壓手段を取り、獨逸を封鎖して獨逸國民を飢餓に陥れんとし、捕虜を虐待し、野蠻極まる植民地の有色人種を戰場に送りて、暴逆を敢てせしめたり、尙ほ最後に各中立國が、獨逸の講和提議の動機に關し、誤解を懷かざらんことを希望す。

と、各中立國に對し、哀訴的辯明を爲すと同時に、聯合軍の要求を不當過大なりとし、一月十三日獨帝は、大要次の如き戰闘繼續の宣言書を、陸海軍并に一般臣民に向つて發布せり。

聯合軍は遂に其假面を脱して正體を現はしたり、聯合軍は對米回答に於て輕蔑的、虚偽的辭令を以つて、誠心誠意より出でたる獨逸の講和提議を拒絶し、加ふるに大言壯語以て聯合軍の勝利を云々したり、聯合軍の戰爭の目的は、希臘に對すると同様の高壓的態度を以て獨逸を全滅し、獨逸同盟國の手足を切斷し、歐洲の自由と、海上の自由とを拘束するに在り、併し過去三十ヶ月間の惡戰苦闘と、經濟戰とに於て、全然失敗に歸したる聯合軍が、將來に於ても何等成功する處なく、失敗すべきは言ふを俟たず、今日まで鐵の如き堅き決心を以て、凡ての困難に打勝ち、光榮ある勝利を獲得したる獨軍并に獨逸非戰闘員は、將來に於ても何等恐るゝ處なく、奮闘努力し、以て最後の勝利を收むべし。

我等は凡ての犠牲を拂ふべく準備せり、我勇敢なる獨逸臣民の心底に、光榮ある自由の精神を植えたる神は、千軍萬馬を経たる獨逸及び其同盟國に、敵軍の勢力を獲得せんとする慾望と、敵軍の我等を全滅せんとする野心とを破壊し去り、最後の全勝を與ふべきや疑ひなし。

獨逸の決意既に斯くの如く、講和の成らざる、平和の來らざるや素より明けし、然れども今之を米國側より見る、若し講和不調に終らんか、獨逸が潛航艇戰を大々的に復活すべく然れば勢ひ米國も此渦中に投せざるを得ざるべく、況んやルシタニア號擊沈事件以來、潛航艇無警告擊沈に就き、米國の抗議を受けたる獨逸は、無法なる潛航艇戰を中止すべく米國に誓ひたるが、獨逸潛航艇の活動は少しも衰ふることなく、最近益々活動の模様にて、而かも其活動の範圍は、米國太西洋岸にも及びつゝありて、米獨の關係は眞に間一髪を容れざるの危機にあるをや、米國の苦心察すべきなり、知るべし、米國が極力講和の爲めに盡さんとする、何ぞ夫れ獨り他國民の爲めのみならんやを。

#### 米國の講和再提議

曩日、交戰各國に對して講和希望覺書を發し、世界平和保障同盟の成立を希望したる大統領は、一月二十三日上院に現はれ、兩院議員に對し、平和問題に就て大演説を試み、歐洲戰爭の中止と、平和回復とを絶叫し、萬國モンロー主義並に世界平和保障同盟の樹立とを主張し、進んで列強軍備の制限と、海上の自由とを提議して、議員及び聽衆に深き感

銘を與へたり。

交戰國の對米回答と、米國の立場とに關し、ウイルソン氏は曰く

米國の講和希望覺書に對し、兩交戰團體は回答を發したるが、其回答に依て平和の接近せるを認知せる米國は、茲に中立國の盟主として、世界人道の立場より、現下の戰爭の中止を絶叫し、世界に永久平和保障同盟の組織を主張する次第なり

と開口し、次に戰爭の中止と、世界平和保障同盟の組織とに關し

吾人は(一)兩交戰團體が勝敗を決せざる内、互に讓歩して公平なる條件の下に講和を締結すること、(二)戦後再び慘憺たる戰爭の勃發を防止し、世界永久の平和を保障する爲、世界平和同盟を組織することを全世界に提議す

と、平和再提議を爲し、次に軍備制限と、海上自由確保とに關し

世界が次の戰爭を防止し、永久の平和を確保せんとならば、從來戰爭の原因となり、各國民に多大の負擔を與へたる軍備主義、軍國主義を捨て、軍備の制限を實行し、進んで或國をして世界の公海を獨占せしめず、世界の凡ての公海を開放し、海上の自由を確

保せざるべからず。

最後に

吾人は世界平和保障の爲、平和保障同盟と、軍備制限と、海上の自由とを絶叫すると同時に、世界各國が米國のモンロー主義を採用し、互に他の事件に容喙せざることを希望す、尙ほ米國は、平和保障同盟の組織を主張するも、從來の國是たる孤立主義を捨つるものにあらざることを記憶せざるべからず

と、全世界モンロー主義と、米國の國是たる孤立主義維持とを高調して結べり。

#### 獨逸の回答と潜航艇戰復活

米國の講和再提議に對し、獨逸は何等注意を拂ふなく、回答は單に一片の形式に過ぎざる覺書に止め、之れに添ふるに潜航艇戰に關する覺書を以てし、此二通の覺書は一月三十一日付を以て、駐米獨逸大使ベルンストルフ伯の手を通じて、國務卿ランシング氏に廻付せられ、猶ほ中立各國政府へも米國と同時に廻付されたり、其正文大要に曰く

國務卿閣下、獨逸政府は大統領ウイルソン氏が、去る二十二日上院に於て述べたる平和

演説の主意に、大體に於て賛成の意あり、ウ氏は戰爭の中止と、公海の開放と、永久平和の確保とを提議したるが、其提議は獨逸及獨逸同盟國の主義主張と、殆ど相一致するが故に、獨逸は米國と相提携して、其理想の實現を期する覺悟なり。

ウ氏は其平和演説中に、公海の自由を擧げ、公海の開放を提議したるが、公海の自由は英國の横暴に苦しむたる獨逸が、多年要求し主張したる處なり、然るに敵國が、平和に反對の態度を執り、以上の如きウ氏并に獨逸が多年主義としたる理想の實現に妨害を加へんとするは、頗る遺憾に堪へず。

獨逸并に獨逸同盟國は、既に一九一六年十二月十二日付を以て各國に覺書を送り、獨逸が現在の平和并に世界將來の平和を確保する希望を有する旨聲明したり、敵國は其對米回答に於て、獨逸同盟國の全滅を宣言し、且巴里に經濟會議を開きて、戦後の對獨經濟戰の作戰方法を協定したり、敵國中獨逸に對して最も暴逆を逞ふするは英國にして、英國は過去二ヶ年半の戦闘に於て、海軍力を以て獨逸を封鎖し、獨逸國民を餓死せしめんと試みたり、英國は他の聯合國が衷心に於て、平和を希望しつゝあるを無視し、人道并

に國際公法に違犯せる暴逆行爲を敢てしたり。

屢々述べたる如く獨逸は、ウ氏と共に戦争の中止を希望し、永久平和の保障を獲得せんことを希望する次第なるが、頑迷なる敵國が、獨逸の提議せし講和を拒絶し、戦闘の繼續を宣言したるが故に、獨逸は國家を滅亡より救ひ、餓死を免かるゝ爲、飽まで戦闘を繼續する覺悟なり、尙ほ獨逸の作戰の一つなる潜航艇戦に就ては、本文に附隨せる覺書に於て詳細説明すべし。

獨逸が、米國を始めとし、各中立國に廻附したる覺書に附隨せる潜航艇に關する覺書の大要に曰く

獨逸は二月一日(一九一七年)次の如き規定を以て英、佛、伊並に南方地中海に於ける海運に、凡ての手段を盡して妨害を加へんとす(詳細なる危險區域は記載を略す)規定せられたる危險區域を航行する中立國船舶は、危險を覺悟して規定區域を航行すべきものなるが、二月一日に封鎖區域へ向け出發したる船舶には、相當の手加減を加ふるべく、二月一日に封鎖區域より出帆せし船舶にも、同様の手段を取るべく、武装なき敵國船に搭

乗中の中立國人を當分保護すべし。

敵國船に搭乘して、封鎖區域に船舶を航行せしめざるべきを以て安全なり、尙ほ米國船舶は次の規定に従はゞ航海安全なり、(一)終航點を英國フワルマス港と定むる船、(二)同港への往復の航路として、シリー島を經由し、北緯五十度及び西經二十度の地點を取る船、(三)米國內航路以外の航路を取る米國船は、船體の上部に一米突の三本の垂直線を赤白兩色交互に彩色し、各檣頭に赤白市松模様の旗を掲げ、船尾に米國々旗を掲げざるべからず、(四)米國船は日曜日にフワルマス港に到着し、水曜日に同港を出帆せざるべからず、(五)米國船は、獨逸が規定したる戦時禁制品を搭載すべからず。

#### 國交斷絶の教書

米國が如何に平和を好愛するも、如何に商業上の不利益を招くも、又國民の一部に反對論あるも、苟も一國として存在する以上は、極度の愚弄を忍んでまでも、平和關係を持續する能はざるは固より其處なり、況んや公海の自由を高調し、人道と、國際公法との尊重を標榜し來りたるウ氏なるをや、最早何等其立場を回護する辭柄あるべきなく、自己の面

目に向け將た米國の名譽にかけ、國交斷絶は寧ろ當然の結果なりと言はざるべからず。佛の顔も三度といふ事あり、即ちならぬ勘忍を爲し來りし丈けに、最早寸分寛容の餘地なしといふべし、果然米獨國交は遂に斷絶せり。

大統領ウキルソン氏は、二月三日(一九一七年)午後二時、米國議會兩院協議會に出席し國交斷絶に關する教書を朗讀せり、教書全文左の如し。

#### 議會の諸紳士に告ぐ

獨逸帝國政府は、一月三十一日當政府及び諸中立國政府に對し、當二月一日以降、或る地域に於ける公海通航一切の船舶に對し、急激なる潛航艇襲撃を加ふる政策を實施すべき旨通牒せり、之れ予が職責として諸君の注意を促がざるを得ざるに至れる所以なり。昨年四月十八日、予は當議會に於て演説せる如く、同三月二十四日英海峽通航の汽船サセツクスが、獨逸潛航艇の無警告撃沈する處となり、便乗米人數名被害せる際、當政府は獨逸政府に通告を發し、獨逸政府にして猶ほ商船無警告撃沈を繼續するに於ては、神聖なる國際法を擁護し、人道の爲め唯一の手段たる獨逸との國交を斷絶するの外なく、

獨逸政府にして至急其潛航艇政策放棄を發表せざるに於ては、米國は同國との外交關係を一切斷絶の外なきを通告し、獨逸政府は之れに同意し、其潛航艇に對して商船無警告撃沈を禁止する旨命令せるは、世界の知悉する處なり、云々。

最後に、大統領は諸中立國亦た獨逸との國交を斷絶し、其反省を促がすに努めん事を希望する旨を述べ、米國は今後獨逸が能く米國船舶及び米人の安全を保護するや、否やを監視し、必要に應じ議會の同意を経て、非常手段行使に出づるの決心なるを宣言せり。

#### 潛航艇戰の交渉推移

抑も潛航艇問題は、極めて紛糾錯雜せる米獨外交二年半の懸案にて、而かも復た米國の參戰を餘儀なくせしむるに至りたる、最も重要な問題たりしを以て、茲に之れが推移を出來得るだけ明かにし置くべき必要あり。

歐洲大戰開戦後間もなく、英國の實施せる對獨海上封鎖に苦るしみたる獨逸は、其れに對抗する作戦として、潛航艇戰を開始することに決し、一九一五年二月四日付を以て、正式に潛航艇戰の開始を宣言し、『英國及び愛蘭の沿岸を戰場と見做し、二月八日以後其戰場

内に於ける敵國船舶の全部を、容赦なく撃沈すべければ、危険區域を航行する各中立國船舶は、注意警戒すべし」と警告したり。

以上の如き警告に接せる米國は、一方に於て危険區域航行の米船に訓示を與ふると共に他方に於て「斯の如き戰策は、國際公法に違犯するものなり」と獨逸に向つて抗議せり、即ち米國は斯くの如き戰策は、中立國船舶並に中立國民に多大なる危害を與へずして遂行せらるべきものにあらざるとし、大に獨逸の不都合を詰りたりしが、果せる哉、活動を開始せる獨逸潛航艇は、多數の中立國船を撃沈し、多數の米人の生命と、財産とに危害を加へたり、獨逸潛航艇戰の犠牲に供せられたる米人の數及び其船名は實に左の如くなり。

千九百十五年	二月 一日	米船エヴリン號	米人 一名
全	二月二十二日	米船カリブ號	米人 三名
全	三月二十八日	英船シエラバ號	米人 一名
全	五月 一日	米船ガルフライト號	米人 三名
全	五月 七日	英船ルシタニア號	米人百十四名
全	六月二十日	英船ネブラスカ號	米人二十名

四〇

全	七月 五日	英船アンカロ・カリホルニア號	米人 二名
全	七月二十一日	英船イペリアン號	米人 三名
全	八月十九日	英船アラビック號	米人 二名
全	十一月 七日	伊船アンコナ號	米人二十四名
全	十二月三十日	英船ベルシア號	米人 二名
千九百十六年	三月二十四日	英船サセツクス號	米人數名
合計	遭難米人	二百餘名	

四一

從來の記録に依れば、英船ルシタニア號事件は、事件の最も大なるものなり、同號の撃沈事件に際し、米國は獨逸に抗議し、米人の損害賠償を要求すると同時に、不法撃沈の責任を詰問し、米獨の國交は一時險惡となりしが、遂に未解決の儘有耶無耶の裡に葬り去られたり、其後米國は、一九一六年四月十八日付を以て、サセツクス號撃沈事件に就て、更に抗議し「若し獨逸にして、直に潛航艇戰を中止せずんば、米國は對獨國交を斷絶するの外なし」と聲明し、獨逸も遂に米國の抗議を承認して、一ト先づ潛航艇戰は、表面上中止する事とはなれり、然るに其舌の根の乾かざる中、獨逸は一月三十一日付を以て、潛航艇戰の大々的復活を宣言し、茲に國交斷絶となるに至れること、今更ら事新らしく絮説するま

でもなし、要之、米國が今日まで覺書交換の外交的範圍に止まりて夫れ以上に出づる能はず、今一ト息といふ處にて斷する能はず、今回も亦一般に最後の決意の疑はれたるは、其間に種々諒とすべき情實の纏綿せるものありしが爲めなり、第一に米國民一億の中には千七八百萬の獨種米人及獨逸人あり、之れに埃、洪、土、勃人及其系統の者を合すれば、恐らく二千四五百萬に及ぶべく、全人口の約四分の一に當るものあれば、此等悉く獨逸側に與するものには非ざれど、同時に悉く米國に忠誠なるべしとも豫期する能はざるは勿論にて或は一種の内亂的騷擾を勃發するやも知れざるは、米國の最も大なる弱點とする處なり、第二に、輿論は和戰未だ孰れとも決せず、米國が果して舉國一致に出で、外敵に當るといふことも、其處に猶ほ多少疑問の餘地を存する事情あり、加之實戰といふことを主題とすれば、米國は獨逸に對し單に地理的關係のみならず、實際の軍備甚だ不十分にて、外敵を其國境及び海岸に防ぐ以外、歐洲に外征し得るほどの軍隊を有せず、海軍は比較的有力なれど、其潜航艇戰は強大なる英海軍すら持て餘し居れる程にて、米國海軍も同じく如何ともする能はざらん、觀じ來れば米國が容易に立たざりしこと、亦實に叙上の理由ありたる

に依るならんも、只茲には獨逸數次の不法にも、今日まで忍び來れる大統領ウ氏の宏濶海の如き大度量を窺へば足れり。

#### 獨逸潜航艇戰復活の内幕

然らば此時此際、獨逸は何が故に米國との親善を犠牲としてまでも、大々的潜航艇戰を復活せざるべからざりしか、世界第一の海軍を有する英國は佛國と協同し、歐洲戰亂開始と同時に、獨逸人を餓死せしめ、獨軍の糧道を斷つ目的を以て、對獨海上封鎖を宣言し、北海を全然封鎖せり、獨帝は以上の英國の封鎖に對して、最後の據城たる艦隊を犠牲とするに忍びず、當時の海相チルピッツ提督の提議を採用して、潜航艇戰なるものを開始し、英佛の封鎖線を突破せんと企てたり。

獨逸は潜航艇戰を開始したるものゝ、一九一五年二月獨逸潜航艇が、米船エヴリン號を撃沈し、米人の生命を奪ひたるを始めとし、ルシタニア號事件其他の米人遭難事件を惹起するに及んで、米國の抗議を蒙ることゝなり、遂に潜航艇戰は中止せられ、海相チルピッツ提督は病と稱して引退するの止むなき場合に立至れり、然るに獨逸は陸戰に於ては到

る處勝利を博したるも、獨逸に對する英國の封鎖は愈々嚴重となり、餓死計畫が益々實現せらるゝに及んで、食糧の缺乏甚だしくなり、獨逸は將に瀕死に陥らんとするに至り、「我等を餓死より救へ」、「我等を滅亡より救へ」との叫は全國民より起れり。

獨帝を始めとして獨逸廟堂の諸星は、若し獨逸が潜航艇戰の復活を宣言すれば、中立國中の一大中立國たり、而して獨逸と利害關係深く、且親善淺からざる米國の抗議を受くべきは勿論、米國との國交斷絶を見るべきことも能く承知し居れり、然るに獨逸が今回潜航艇戰の復活を宣言するに至りたるは、若し潜航艇戰を開始するにあらざれば、獨逸國民は餓死し、獨逸は遂に自滅せざるべからず、少くとも戰爭の終結を早むること能はざればなり、言を換へば、獨逸は自國生存の爲めに狂的となりたるものなり、自暴自棄絶望的氣分となりたるものなり、狂的、自暴自棄的、絶望的氣分となりたる獨逸が、最後の手段として潜航艇戰を開始するの餘儀なき場合に立至りたる、其處に何等の不思議もあらざるなり。潜航艇戰の復活は、獨逸議會に於ける潜航艇戰復活討議の際、既に獨帝の決意に係りたるものなり、之れより先、一月十八日獨逸議會には、宰相ベトマン・ホルウエツヒ博士不信

任案提出さるべしと噂されたるが其噂は實現せられずして、却つて多數の議員はベトマンホルウエツヒ博士を信任する旨演説し、講和問題並に今後の戰時政策を、宰相に一任する旨言明する處ありたり、而して潜航艇戰復活問題に付き、保守黨首領ハイデブランド博士は潜航艇戰復活論を主張して曰く

聯合軍は過大なる要求を提げて、獨逸の講和提議を拒絶し來れるが、此際獨逸にして大捷を得て短時日中に戰爭の終結を告げんと欲せば、潜航艇戰を復活するに如かず、若し皇帝並に軍事當局者が、潜航艇戰復活を必要となし實現せば、一般國民は極力後援し、而して其責任を負ふべし。

次に、國民自由黨首領フリードベルヒ氏は、強硬戰闘を主張し

若し獨逸にして戰闘を強硬的に繼續せば、中立國は種々なる苦情を申出でんも、自國生存の爲に戦ひつゝある獨逸は、中立國の苦情を全然無視し、思ふ存分戰爭すべきなり。

最後に、國有鐵道管理局長ブライテンバッフハ氏は

獨逸にして短日月間に、最後の勝利を獲得せんとならば、政府の機關を根本的に改善し



秩序的に政治を運用し、戦争を繼續せざるべからず。

此一事以て萬事を知るべきなり。

誕辰當日講和條件を聲明すべしと期待されたる獨帝は、伯林學術協會の天長節祝辭に對して

獨逸國民は勝利を獲得する爲めに、身命並に財寶の凡てを犠牲とする鐵の如き堅き決心と覺悟とを有す、朕は斯の如き鐵意思を有する獨逸國民が、獨逸を全滅せんとする敵軍の破壊の手より獨逸を救ひ、獨逸の發展に必要な平和を、劍を以て獲得すべきを信ずと、答へて戰鬪繼續の決意を漏し、更に一月二十七日、從來伯林に於て天長節の宴を催ふしたる過去のレコードを破りて、大本營に於て五十八回誕辰祝賀の宴を擧げたり、外相ツワニン伯を隨へ大本營を訪問したる奧帝カールは祝辭を述べ、獨逸兩國の親善、同盟愈々厚ふなれるは慶賀に堪へずと聲明して、獨帝の爲めに乾盃し、獨帝は謝辭を述べて奧帝の健康を祝したり。

誕辰の祝宴を終りたる獨帝は、大本營に集合したる奧帝カール、奧國外相ツワニン伯、

獨宰相ベトマン・ホルウエツヒ博士、外相デンマーマン博士、參謀總長ヒンデンブルグ元帥、其他獨逸陸海軍首腦者と共に、一大軍事會議を開催せり、會議の内容は當時秘密に附せられたるも、一月三十一日付を以て駐米獨逸大使ベルンストルフ伯の手を通じて、國務卿ランシング氏に廻付されたる米國の講和再提議に答ふる『戰鬪繼續』の覺書及び之れに附隨する『潜航艇戰復活』の覺書に關し、軍議を凝したるに在るや、次の如き消息に徴するも明かなる處なり。

米獨國交斷絶後伯林を逃れて、コーペンハーゲンに移れる聯合通信員は、獨逸が今回潜航艇戰を宣言するに至れる経路、及び獨逸の潜航艇戰を開始するに當つての覺悟に就て、左の如き報道を發したり。

獨逸が豫て計劃したる潜航艇戰の復活を實行するに決定したるは昨年末（一九一六年）にして、具體的成案を定めたるは、聯合軍が獨逸の講和提議を拒絶したる數日後なり、獨逸は潜航艇戰を開始するに當つて、其同盟國と一應協議するの必要ありたるを以て、先月獨帝誕辰に際して、大本營に獨同盟國軍事會議を開き、愈々無制限潜航艇戰を開始

するに決し、其旨豫め駐米獨逸大使ベルンストルフ伯、並に赴任の途に在りたる駐米英國大使ターノウスキト伯に通知したり。

獨逸が一月三十一日付を以て、無制限潜航艇戰の開始を宣言すべきことは、駐獨米國大使ゼラード氏が、其宣言の數日前伯林外務省よりの消息並に太使館附密偵の報告に依つて探知し得たる處にして、大使ゼラード氏は獨逸の計劃に就て國務省に密電を發したり、故に獨逸潜航艇戰宣言は、國務省當局者に取りて機耳に水にあらず、斯くあるべきを豫期したる大統領ウイルソン氏は從來のレコードを破りて、一刹の猶豫もなく米獨國交の斷絶を宣言したり。

獨逸が、潜航艇戰を開始したるは、今更述ぶるまでもなく、(一)聯合軍が獨逸の講和提議を拒絶したる結果、當分平和到來の見込なくなり、戰亂は愈々長期に入ることとなり(二)戰爭を獨逸側に有利に、急速に終結せしむるには、潜航艇戰を開始して英國を封鎖せざるべからざると、(三)參謀總長ヒンデンブルグ元帥が、陸軍側の勝利を確信し、潜航艇戰の開始に依つて、蒙むるべき壓迫を充分に防止すべしと言明し、潜航艇戰を是認

し、裏書したるを以てなり。

獨逸は無制限潜航艇戰を開始するに當つて、各潜航艇長に中立國船舶殊に米國に對して、無警告撃沈を試むべからず、されど場合に依つては勝手の處置を取りて差支なし、勝手の處置を取りたる場合の責任は、政府が全然引受くべしと訓示したり。

無制限潜航艇戰が、米國の感情を害し、遂に米獨國交の斷絶を來し、進んで米獨開戰の原因となるべきは、獨逸當局者が夙に覺悟したる處なり。

#### 國交斷絶と聯合國民の歡喜

米獨の國交斷絶は、聯合國民に如何に迎へられしか、佛國二月の空は極寒、寒暖計は氷點下五六度を示したる上に、燃料の不足と糧食の缺乏とを告げ、一層の困難を感じ、かど、數日來何となく穩かならざりし米獨の風雲を望んで、寒風に晒されながら刻々貼り出さるゝ新聞社の掲示版の前に佇んで、其情報の到るを待ちつゝありたるが、果然ルーター電報に依る米國大統領の國交斷絶演説が譯出せらるゝに至つて、何れも喜悅の色を以て讀み、米國の蹶起は戰爭の終結を早からしむる者なりとし、戰爭に飽きたる佛國民は、百萬の甲兵

を得たるが如く、軒頭に星條旗を掲揚し、米國大統領の寫眞を飾りて敬意を表し、各活動寫眞館も特に米國大統領の寫眞を映出し、看客は拍手を以て敬意を表し、在佛米國大使も三日午後五時まで、獨逸側の事務を執りたりしかど、本國政府の命に依り即時該事務を閉鎖せり、英國も、米獨國交斷絶し、兩國大使引揚の報に接するや、朝野の歡喜其極に達し、華府政府の態度は公平にして正義に基くものなり、最早開戦の止むなきのみなりとの輿論喧囂し、倫敦大僧正を始め知名の士は、何れも米國の聲明に對し、書を送つて敬意を表し倫敦の市中は大戦開始當時の如く、活氣横溢の有様なりし程なり、我が日本も好感を以て迎へたる、素より言ふまでもなし。

之れに反し、獨逸一般の輿論は米國恐るゝに足らずと豪語し、其輿論の代表機關たる獨逸主要新聞は、獨逸政府が潜航艇戦開始の宣言を發すると同時に、米國が獨逸に對し強硬なる態度に出づべしと豫期したるも、米國が急速に國交の斷絶を宣言すべしとは覺悟し居らざりしを以て、米國の對獨國交斷絶の報に接し、聊か吃驚したるものゝ如く、何れも米國が國交斷絶を宣言したるは、獨逸の眞意即ち潜航艇戦の目的が、専ら敵國船舶にあるこ

とを誤解したるが故なりと論じ、獨逸の立場の辯護に努めたり、獨逸の代表的新聞の評論の要項左の如し。

ローカル・アンツアイゲル

「吾人は、ウイルソン氏が不偏不黨の立場を忘れ、米獨國交の斷絶が、兩國民に如何なる災害を與ふるものかを忘れ、獨逸の潜航艇戦宣言の動機を誤解して、輕卒にも對獨國交斷絶を宣言したるを遺憾とするものなり。若しウ氏にして米國が獨逸に對して強硬なる態度に出でば、獨逸が潜航艇戦策を撤回するもの、米獨國交の斷絶が獨逸の決心を醸し得るものと思はゞ、之れより大なる誤りはなし、何となれば獨逸は、米國の威嚇を豫期し、獨逸の損害を豫期して、潜航艇戦を開始したればなり」。

フオンシツシエ・ツアイツング

「若しウ氏にして、獨逸は一旦言明し、宣言したることを實行せずと思へば大間違ひなり、獨逸の決心は鐵の如く鞏固なるを以て、米國が如何に獨逸を脅迫することも、獨逸は一步も讓歩せざるべし」。

クロエス・ツアイツング

「米國にして聯合軍に参加せば、聯合軍は士氣舉り且つ米國より軍需品の供給を受くべく、斯くの如くして戦争は豫定より長引かんと、米國の聯合軍参加は、戦局の大勢に殆んど關係なく、獨逸の最後の勝利を阻害することなし」。

米國に對する反感上、叙上の如く豪語するは、獨逸として當然の事なり。

### 米 奧 國 交 斷 絶

米獨國交は既に斷絶せり、然れば其同盟國たる奧國との關係は如何、雨か、風か、米奧國交の前途は如何。

獨逸が去る一月三十一日(一九一七年)附を以て、無制限潛航艇戰の開始を宣言するや、米國は米獨國交の斷絶を宣言すると同時に、駐奧米國大使ベンフィールド氏を通じて、奧國外相ツワニン伯と交渉談判を開始し、潛航艇問題に對する奧國の態度を詰問する處ありしが、奧國政府は一方に於て同盟の交誼上、獨逸と歩調を一にすべく餘儀なくせられ、他方に於て米國との國交の斷絶を回避せんとし、板挟みの窮境に陥りたり。

奧國政府が、其潛航艇戰に對する態度を、容易に決せずとの報を耳にしたる米國々務卿ランシング氏は、對奧交渉の最後の手段として、二月十八日付を以て、駐奧米國大使の手を経て、奧國に詰問状を送れり、其内容に曰く

米國政府は一昨年十一月(一九一六年)、奧國潛航艇が伊國船アンコナ號を撃沈し、搭乗米人の生命を奪ひたるを以て、同十二月二十一日付を以て、奧國政府に抗議する處あり

たるが、奧國政府は回答を發して曰く、爾後奧國潛航艇は抵抗せざる船舶を妄りに撃沈せずと、然るに其後ベルシャ號事件に際して、奧國は米國の抗議に對し、同事件を調査の上責任を明かにせんと回答したるも責任を明かにせず、昨年一月(一九一七年)十日、奧國は獨逸と連署の宣言書を發して、武装船舶を戰艦と見做し、無警告撃沈を試むる旨聲明したり、以上の宣言を實行し、前後數回中立國船を不法撃沈したる奧國は、獨逸が本年一月三十一日(一九一七年)付を以て、無制限潛航艇戰を宣言するや、獨逸の後を追ふて通知狀を發し、奧國は危險區域内の中立國船舶の航行を妨害する旨發表したり。

奧國の潛航艇戰問題に對する態度は、以上列舉せる如く撞着を極む、此際米國政府は、(一)奧國政府は其潛航艇に對する態度を明確に表明し、奧國が果して獨逸の無制限潛航艇戰を裏書するや否や、(二)奧國はアンコナ號事件に際して、無抵抗の中立國船舶を、案りに撃沈せずと宣言したるが、現在も其宣言を嚴守するや、否やを明かにせんことを希望す。

以上の如き最後の詰問状に接せる奧國は、果して如何なる回答を與ふるか、其回答の如何

に依つて、米奥國交斷絶するや、否や、最後の決定を見るに至るべし。

奥國政府は之れに對し、三月六日付を以て、大要左の如き回答を發し、其態度を明かにしたり。

獨奥同盟國は、英國が國際法を無視して、不法なる海上封鎖を試みたるに對し、止むを得ず潜航艇戰を開始したるが、奥國は獨逸と共に、今後無制限潜航艇戰を繼續する筈なり。

奥國は無制限潜航艇戰を繼續すべきも、單に敵國船舶にのみ之れを應用し、中立國船舶に對しては潜航艇戰を行はず、但奥國は敵國船舶に搭乗せる中立國人の安全を保障せず。右の回答に接したる國務省當局者は、奥國は潜航艇戰の繼續を宣言したれども、中立國船舶には危害を加へざる旨發表したるを以て、米奥國交の斷絶は、今後奥國潜航艇の米國船舶に對する不法事件起らざる限り回避し得べしと樂觀し居りたるも、四月六日米國の對獨宣戰布告と共に、同日以後戰鬥状態に入りたるを以て、奥國は獨逸と同盟の情誼上、米國との國交を斷絶すべきは理の當に然るべき處にして、奥國は果して同月九日を以て、維也

納駐劄米國大使ベンフィールド氏に對して歸國旅券を交付し、同時に米國駐劄奥國大使ターノーウスキー伯に對し、米國々務省より歸國旅券の交付を受くべき旨訓電し、茲に又米奥國交は斷絶せり、國務省は、米奥國交斷絶に就き、次の如き覺書を發表し、其交渉顛末を明かにせり。

國務省は、去る三月十八日付を以て、駐奥米國大使ベルンフィールド氏に告示を送り、米國が奥國と親交を繼續する希望ある旨傳へたり。

國務省は、奥國政府が獨逸潜航艇戰を裏書したるを不都合なりと見做し、奥國政府に潜航艇戰の撤廢を前後二回要求したり、國務省は、奥國が潜航艇戰の撤廢を實行せざりしを以て、華府に赴任せる奥國大使ターノーウスキー伯の信任狀を否定したり。

米國より抗議を受けたる奥國は、去る三月二日付を以て回答を發し、奥國は潜航艇戰を中止せざるも、奥國潜航艇戰の範圍は地中海に限られ、且つ米國船に對して、妄りに襲撃を行はざる旨言明し、ターノーウスキー大使就任の承認を求めたり。

駐奥米國大使ベンフィールド氏は、三月二十二日を以つて國務省に報告して曰く、余は米

國と奥國との親交を希望する旨、奥國外務省に傳へたるも、奥國外相は、奥國が益々窮困に陥りたることを述べ、奥國は、米國が奥國の回答に満足し、國交を斷絶するの舉に出でざることを希望し、尙ほターノーウスキー伯の大使就任を承任することを希望すと答へたりと。

國務省は、三月二十八日ペンフィールド大使に、米奥局面に就て國務卿と協議するの必要あるを以て、大使館の事務をグレッウ參事官に委ね、至急歸國すべく命せり。

ペンフィールド大使は、四月一日付を以て報告書を送りて曰く、奥國外相は、奥國は若し米國が獨逸に宣戰の布告を發するならば、米國との國交を斷絶する旨通告したりと。

米國駐在奥國大使代理ツエーデニツク男は、四月九日午前十時國務省に出頭し、奥國が米國との國交を斷絶したる旨通告したり。

地中海の風浪、將に之れより益々高からんとす、事之に至つては亦止むを得ざるなり。

## 一 國交斷絶後の米國

### 陸海軍活動開始

二月六日、米獨國交斷絶に決せる結果、國務省にては華府駐劄獨逸大使ベルンストル伯に歸國旅券を交付し、同時に伯林駐劄米國大使セラード氏に對し、獨逸政府に歸國旅券の交付を要求すべき旨訓電せり、而して政府各省は、ウ氏の國交斷絶の宣言と同時に、一齊に非常準備に着手し、殊に陸海軍省は萬一の開戰を豫期しつゝ、一大活動を開始したり。

陸軍參謀本部の對獨開戰の場合に取るべき活動方針は、(一)當分歐洲へ出兵せず、壯丁市民を召集し、現在の常備軍并に國民軍の指揮の下に軍隊教練を施し、多數の軍隊を養成す、(二)全國皆兵案を急速に議會に通過させ、先づ強制徵兵案中の第一、第二、第三階級に屬する壯丁を召集す、(三)各州の軍隊教練所を急設す、(四)軍器彈藥工場の活動を開始し、二百萬の軍隊に供給すべき品を製造し、且つ普通の工場をも假軍器工場と爲すの四項にて、第一項の強制徵兵案は二月二十三日を以て議會に提出されたり。(第六篇軍備中陸軍の部

参照)

又、海軍に在ては海軍卿ダニエルス氏は、全國軍港并に海軍根據地に兵員以外の者の出

入を嚴禁し、全國の要塞の警戒を嚴にし、軍艦の行動を秘密にせよとの命令を發し、同時に極東海上警備は日本に一任し、唯だ比律賓沿岸の守備のみに若干の驅逐艦及び水雷艇を殘留するの外、亞細亞艦隊の全部を本國に引揚げ、沿岸警備の任に當らしむる事とせり。

#### 獨逸の開戦防止運動拒絶

國を擧げて人心穩かならず、戦争の氣分は刻々に濃厚となりつゝ、ある此時此際、獨逸が潜航艇問題に就て、公式若くは非公式に米國と協議を希望する旨、駐米瑞西公使リッター博士を介して、米國政府に通告し來れりとは底事ぞ、國務卿ランシング氏は一兩日來噂せられたる獨逸の米獨戦争防止運動に就て、覺書を發して曰く

獨逸政府は、リッター駐米瑞西公使を通じて、十一日付を以て獨逸が、潜航艇問題に就て公式若くは非公式に、米國と協議を希望する旨、通告し來れり、米國は以上の獨逸の提議に對し、瑞西公使を通じて、米國は獨逸が去る一月三十一日付を以て、宣言したる無制限潜航艇活動策を全部撤廢し、サセックス號事件の際、米國に與へたる宣誓即ち中立國船を無警告撃沈せざるべしとの宣言を復活せざる間は、潜航艇問題に就て獨逸と協

議を開始せずと回答したり。

と、米國の拒絶は當然にて、其態度の強硬なる此覺書に依つて見るも明かなり。

#### 武装中立と自由手腕

大統領は、今週中若くは來週初頭に兩院協議會に臨み、對獨外交上如何なる變事突發するやも知れず、其際臨時議會を召集せずして臨機の處置を取り、米人の生命財産を保護するの自由手腕を揮ひ得るの權能を、賦與せられんことを要請するに決定したりと噂せられたるが、其噂の如く二月二十六日上院外交委員長ストーンと會見の後兩院協議會に臨み、獨逸潜航艇戰對抗策に就て大演説を試み、『米國は獨逸の潜航艇戰に對して武装中立の態度に出で、突發事件に對する資金を用意するの必要あり』と述べ、陸海軍を以て米人の生命財産を保護し得る權能を賦與されんことを要請せり。

上下兩院外交委員は、大統領提案の武装中立問題即ち大統領に、陸海軍を以て米國の利權を擁護し得るの權能を賦與するの問題に就て、夫々討議を始めたが、下院外交委員會は(一)大統領に商船武装以上の權能を與ふる項目、(二)海上保險率引上に關する項目を削

除して、大統領の提案を骨抜きとし、ウ氏の権限を縮小して、多少行惱みの形となりたる際、米國は獨逸が再三抗議を受けしにも係はらず、海賊船の犠牲船ヤーローデル號乗込米人を解放せざるを以て、二月二十一日改めて強硬なる抗議書を發送し、未だ其満足なる回答に接せざる矢先、二月二十五日夜又々愛蘭沖に於て、獨逸潜航艇に撃沈せられたる英國キユナード漁船ラコニア號乗組員中、米人船員黒奴トーマス・コツセーは溺死し、米人船客メリー・ホーイ夫人并に其娘エリサベスは救助せられたる後、寒氣の爲め凍死したる國際法違反事件あり、英國政府より此報告を受けたる大統領は、最早紙上の抗議にあらずとし、三月一日の閣議に於て、商船武裝と大統領の權能問題に關し、種々研究を爲したる結果

一八一九年の米國議會にて、米國商船が私有船又は海賊船の襲撃を蒙れる際、之れに抵抗するを正當と做すも、米國と友情關係の外國公有船に對し抵抗せる際、米國政府は該米船の保護に任ぜずこの意を議定せるも、右は憲法を修正せるにあらず、而して大統領が米國權及び市民保護の爲め、必要なる手段に出で得るは、合衆國憲法の明記する處たるを以て、大統領が米國權及び市民保護の爲め、憲法上の權利を行使し、商船を武裝するに在り、憲法より効力輕き議會の決議に依り、之れを拘束さる、理由なし

との結論に達せるを以て、臨時議會を召集するに及ばず、大統領は任意商船に對し武裝を

加ふるに決し、此旨直ちに海軍省に命令せり、海軍當局者は歐洲航路米船の武裝に着手し、大統領は武裝米船の砲手に、歐洲潜航艇區域内に於て、獨逸潜航艇を發見次第撃沈せよとの命令を發したるが、國務卿は獨逸が無警告撃沈を宣言したるが故に、武裝米船は潜航艇の國籍判明次第、獨逸潜航艇を直ちに撃沈するも何等不可なし、米船の發砲は防衛手段にして、戦闘行爲にあらずと辯明せり。

#### 大統領の第二期就任

大統領ウィルソン氏は三月四日を以て、第一期大統領の任期満ち、直ちに第二期大統領となるに就て、四日(日曜)憲法の規定に依る宣誓式を略式に行ひ、五日(月曜)左の次第に依り、莊嚴なる就任宣誓式を行へり。

五日午前十時、大統領は夫人并に副大統領マーシャル氏夫妻と共に、騎兵隊に護衛せられて白聖館より中央政廳に至れり、是れより先、閣員、大審院判事、兩院議長、議員、選舉委員及び外國使臣は十一時頃中央政廳に先着して、大統領の到着を待つ、中央政廳に到着せる大統領は一と先づ大統領室に入り、暫時少憩、聽て正午近く政廳前に設けられたる式



場に進み、大審院長ホワイト氏司會の下に擧式、ウ氏はホワイト氏が提供せる聖書に口を付け、憲法規定の『予は嚴肅に、予が誠實に合衆國の大統領たる職務を執行し、予の能力を盡して、合衆國の憲法を守護すべきことを宣誓す』と言ひ、尋で

正に戰亂に参加 予が第一期大統領在任中の過去四年間は、米國に取りて其歴史上嘗て見ざりし重大事件の多かりし年にて、其年月中に米國は精神的物質的兩方面に於て幾多の改革を行ひたり、吾人は過去四ヶ年間に、内政問題の解決に努むるの外、吾人が統御し得ざる國外の諸事件に、多大の注目を拂ふべく餘儀なくせられたり、吾人は世界の爭亂より回避せんと努力したれども、現下の世界の形勢は吾人をして世界の事件に交渉せざるを得ざらしめ、吾人は將に世界爭亂の渦中に投せんとす。

獨逸の對米壓迫 吾人は世界爭亂の渦中より遠ざからんとしたるが、海上に於て幾多の暴行を加へられたり、吾人は殆ど堪ふべからざる暴虐を蒙りたるが、吾人は暴逆に對して暴逆を以て復讐せんとは欲せず、唯正義と平和とを擁護せんと欲するのみ、正義と平和とを擁護する爲めに、武装中立の態度に出でざるべからざるに至れるを遺憾とする

ものなり。

米國將來の行動 吾人は外敵の壓迫に依り、世界爭亂の渦中に餘儀なく投するやも計られざるが、吾人は若し爭亂に投ずるとしても、吾人の國家的理想は何等改變する處なし、即ち吾人は他國を征服し、他國を利用せんとは願はず、他國を犠牲にして私慾を満たさんと願はず、吾人は譬へば内政の廓清や、産業の振興の如き、幾多の内國的事業の外に全世界と協同して試むべき幾多の事業を有す、孤立の位置より世界的位置に進みたる米國は、外國と一致して戰亂を中止し、文明に貢献し、人類の自由を保障するの舉に出でざるべからず。

世界平和の確保 故に吾人は戰亂と平和とに關せず、次の如き事項を力説し實行せざるべからず

- 一 凡ての國民は一樣に世界の平和と、自由民族の政治的安定とに關與し、其れを保持するの責任を有す
- 二 平和維持の根本義は、各國民の權利と、特典とに關する一切の事項に就て、均等の權威を有するに在り
- 三 平和は武力の對抗に依つては獲得し得べきにあらず
- 四 各國政府は國民の同意に依つてのみ、其權威を取得すべし

- 五 各國民は、協議の上公海の使用の自由と、安全を確保せざるべからず
- 六 各國の軍備は、國家的秩序と、安全に必要な範囲に局限せざるべからず
- 七 各國民は外國の革命を煽動するが如き行爲を一切制壓して、世界の平和を保持せざるべからず

堂々たる就任演説を試みて喝采を博せり、猶ほ大統領の宣誓後、副大統領マーシャル氏の宣誓行はれ、最後に今回選舉せられたる上院議員三十名の宣誓式ありたり。

極力戦争を回避せんとする米國も、獨逸の進んで止まざる横暴には、愈々平和なる中立國たる立場を棄て、武装せる中立國たらざるべからざるに至れり、大統領の武装中立布告前、市俄古ヘラルド紙は『大統領は戦争を欲せず、議會は戦争を欲せず、全國民亦戦争を欲せず、而かも各個人の生活に於て、平和の希望が残酷なる必要の下には屈從せざるべからざる時あるが如く、米國民に於ても恰も千八百六十一年と同じく、其必要が本年に於て來るなきを料るべからず、惟ふに議會は大統領に武力行使の權能を與ふるなるべし、并は勿論宣戰の布告にあらず、而かも戦争に近き行動なり』と論じたりしが、然り防禦の爲めに携ふる武器も、對手の劍を振り翳し來るに遭へば、遂に之れを用ひざるべからず、即ち大統領の武

力行使は獨逸に對する威嚇とのみ見んよりは、寧ろ最早戦争を餘儀なくせらるゝ場合あるを、豫期したる正當の手續と見るを當れりとすべきにわらざるか、更に進んで考ふれば、大統領は開戰の避くべからざるを覺悟し居るも、尙ほ幾多の非開戰運動あるが爲めに、一般民衆をして開戰の止むべからざるを首肯せしむる爲めの豫備行動たらざるか。

### 中立國并に米獨名士の平和運動

之れより先、米獨の關係が今日の如く緊張し來らざりし二月九日、華府駐在中立各國代表者は、獨逸の潜航艇戰開始に依つて、米獨の國交斷絶し、天下の形勢頗る不穩となる今日、若し米國を始めとして各中立國が、戰亂に参加するが如きことあらば一大事なるを以て、米獨開戰を防止せんとし、瑞西公使リッター博士主催の下に數回會議を催ふし

- 一 西班牙マドリッドに中立國會議を開催し、戦争を現下の範圍に局限し、獨逸に中立國船舶の安全を保障せしむる手段を取ることを
- 二 米國政府は、獨逸をして獨逸の潜航艇戰宣言に裏書せしめず、以て獨逸との國交斷絶を回避すること
- 三 歸國せんとする駐米獨逸大使をして、米獨平和維持に盡力せしめ、且つ獨逸潜航艇の對中立國船舶擊沈を中止

斯くの如くして、中立各國は、米獨開戦を防止し、中立國の戦亂参加を避け、進んで平和回復運動を試むる爲め、叙上の如き三方面に展開しつゝありたるを始め、華府並に紐育に於ける米獨名士は、數種の團體を作り、一方に於て米國當局者に平和維持を慫慂し、他方に於て獨逸政府當局者に、潜航艇戰策の變更を勸告しつゝあり、華府に於ける平和運動團體中には上院外交委員數名及び自動車王フォード氏等の顔觸もありたるが、其益々險惡となるに至り、前國務卿ブライアン氏は、米獨開戦防止最後の努力として、國會議員に公開狀を發し、米國開戦決定前之れを全國民の一般投票に附せんことを慫慂せり、其趣旨に曰く

諸紳士、余は市民議會に請願の權利あるを利用し、此處に諸君に訴ふ獨逸との係争は外交手段の境地を越へ、之れが解決は劍に待つの外なしとなし、近くウイルソン氏再選に反對せる紐育諸新聞は、今や却つて米國を驅り、歐洲大戰の渦中に捲入れんとす、而かも宣戰の布告は唯だ諸君其權利を有す、謂ふまでもなく開戦は數千數

萬の人命に値し、且つ次の時代に對する重負擔たり、諸君は須らく諸君の手を以て、斯の如き戰爭を決定するに先だち、審かに諸君の熟考を請ふべきものあり

- 一 諸君は、其眞意毫も米國を目的とせるにあらずして、唯だ其敵國に加へんとする行動が、會々米國に影響せるに對し、報復を爲すか
- 二 米國は何等侵略を蒙らざるに、米國軍を三千哩外に遠征せしめ、戦はしめんと欲するか
- 三 米國は歐洲諸國の如く、開戦の口實を有するや

彼等は何等平和の機關なく、我等は之れを有するに猶ほ之れに倣はんとするか、若し夫れ諸君にして國家の名譽を救ふ者、唯だ戰爭以外になしと決せりとするも、之れを一般國民の投票に附して國民の意向に問ふも遅からず、云々。

平和を絶叫し、非戰論を高調しつゝある平和論者、非戰論者の眼前に、更に新たに獨逸潜航艇の暴逆は、米船の上に續げざまに逞ふせられたり、即ちイリノイス號（五千二百二十五噸）シチー・オブ・メムフキス號（五千二百五十二噸）及びビギランシア號（四千百十五

噸)の三隻にして、殊に其一隻ビランシア號は無警告撃沈にして、乗組船員中殉難死亡せる者若干あり、知らず、平和論者、非戰論者は斯くても猶ほ之れを忍ぶべしと做すか。

#### 陸海軍動員令

大統領は米船三隻被害の爲め、米獨兩國際更に危機の切迫せるを見、四月十六日開會の方針なりし臨時議會召集を繰上げ、來週中之れを召集する事と決定し、三月二十六日合衆國陸海軍大總督の資格を以て、愈々第一動員令と見做すべき行政命令を發し、海陸軍兵の至急補充増加を命せり、大統領指定の海陸軍増員數は、曩に議會に於て合衆國戰時定員單位として議定せる處にして、大統領は至急右執行の旨宣布せり、動員令の大綱左の如し。

海軍 至急海軍將卒總數を定員八萬七千人に補充し、豫備新舊艦船を出來得る限り速かに現役に編入すべし

陸軍 合衆國常備軍に二ヶ師團を編成し、合計四ヶ師團を六ヶ師團に増加すべし

州兵 國內の騷擾陰謀に備ふる爲め、州兵歩兵十一ヶ聯隊及び獨立二ヶ大隊及び獨立二ヶ中隊を召集し、正規軍に編入し、國內産業中心地域の警備に任せしむ。

合衆國陸軍省は、大統領の命令に従ひ直ちに新設二ヶ師團増設、全國師團管區變更に着手すると共に、師團長の大更迭を行ふに決し、先づ合衆國將官首席たる東部師團長ワード少將を新設師團長に補し、新設師團編成に任せしむると共に、米、墨國境警備軍務を總攬せしめ、兼ねて野戰軍組織の際其指揮を司らしむるに備へ、西部師團長ベル氏を其後任として東部師團長に轉せしめ、西部師團長後任は、現比律賓守備軍司令官リゲット氏を補し、其他各師團長及び巴奈馬守備軍司令官の交迭任命を發表せり、米國の戰意既に決せり、大勢推して知るべき耳。

## 第參篇 宣戰布告當時に於ける議會の光景

### 一 千古不磨の教書

時局は轉變せり、大勢は既に開戦と決定せり、大統領は豫て噂せられし如く、四月十六日(一九一七年)開會の筈なりし臨時議會を、同月二日に繰上げ召集せり。

大統領は、二日夜八時第六十五議會臨時議會成立兩院協議會を開き、大統領の教書を受くる準備整ふとの通告に接し、白聖館を出で騎兵隊儀仗護衛の下に、自働車にて中央政廳に向ひたり。沿道堵の如き群衆愛國歌合唱の間を過ぎ到着、直ちに招かれて上院議事室に入り、議會に對し(第壹篇緒言掲出)の如き教書を朗讀せり。

自由の爲め、平和の爲め、正義の上に立つて偉大なる精神を發揮し、人道の上より論じたる堂々たる演説、眞に世界の歴史を飾るべき千古不磨の大文字、大雄辯たり、フロリダ州タムパにて漁獵中の牡蠣灣の老雄ルーズヴェルト氏は、國家の大事を外に徒らに閑日月

を送るべき時機にあらずとし、主戦論鼓吹の爲め漁竿を擲つて急に上京せるが、途上大統領の教書を読み、喜悅満面の状にて華府停車場に下車するや、直ちに車を白聖館に驅りて祝辭を述べ、タフト氏亦た「是れ歴史に特筆すべき宣言にして、又普魯士軍國主義撃滅の爲め、國內に於て徴兵法を設け、外、英、佛、露と事實上同盟關係に立たんとするは機宜を得たる者、即ち聯合軍は一面に於て米國の爲め、一面に於て世界進歩の爲め戦ふものにして、之を援助するは至當の事たるを以て、全國一致協力し大統領の援助に努めざる可らず」云々と激賞し、大統領の教書は先づ政界の此二名士に依つて、最初の賞讃と援助とを贏ち得たり。

#### 教書と交戦列強反響

先づ之れを英國側に見るに、大統領の教書は倫敦各新聞を賑はし、孰れも同教書を以て獨逸帝國主義に對し、宣戰を布告せるものなり、ホーヘンゾルレン皇家の末期愈々切迫を告ぐるものとし之れを歓迎し、三日午后の夕刊紙の如きは、拳大の活字を以てウイルソン愈々ホーヘンゾルレン主義に宣戰を布告す

と大標題を掲げ、六段を割きて全文を掲載し、且つ之を評し

是れ時代を劃すべき大宣傳にして、斯の如き光輝ある宣傳を爲せるは、ウ氏の信用名譽を増すのみならず、全米國の信用名譽を赫焉たらしむるものにして、之れ正に大殺人の暴君、最大闇黒のホーヘンゾルレン主義に對する刑の宣告なり

と推賞し、一轉して獨國民の三讀再誦を促がし

若し獨逸人にしてウ氏の教書を読み感動せざらば、是れ人間外の生物なりと爲し、其他諸新聞亦た盛んに之れを賞揚し、或はウ氏の教書專制君主々義に宣戰せるを、或は獨逸政府と國民との間に明かに差別を示し、獨逸政府と戦ふも其國民に對し、毫も敵意を表せざる用意を激賞し、殊に舊來英國の利己的態度を痛罵して止まざりし、英國文豪バーナード・ショー氏は、大統領の教書を読み

ウイルソンは世界大戦が産み出せる唯一大政治家なりと評し、ウ氏がリンコルン、華盛頓より傳へられたる米國の大主義を支持し、徳義と政治とを一致せしめたる頭腦の卓越なるを推稱し

殊に米國は他の歐洲諸國との腐れ縁に繋がらず、全然自由手腕を以て參戰せるは、主戰派に對し、共通點を提供せる道義上最大の功績たり

と評し、佛國に於けるも亦た同様にて、佛大統領ポアンカレー氏は、ウ氏の宣戰的敎書を讀みて痛く感激し、ウ氏に宛て

閣下が偉大にして宏遠なる理想に觸れ、貴米國大共和國が其理想と國是とに忠誠に、正義と自由との爲め義憤の劍を提げて立たんとするを聞き、佛國民は同胞的情感に打たるゝを禁じ得ず、希くば大統領貴下、此嚴重且つ至難の時機に際し、最近予が閣下に致せると同一なる至情を、再び閣下に致すを許されんことを、予の言蓋佛國民の眞情なり、大戰今や終期に際す、世界を賊する獨逸の帝國主義は之を打破せざるべからず、今や人類の自覺は僅かに革命の初期に達するのみ、閣下は閣下の不朽の宣言を以て、崩潰せんとする文明の救助を世界に宣布せり、大統領貴下、光輝と名譽が閣下と貴國との上に在らんことを

云々との親電を送り、何れも熱狂的歡迎なり。

翻つて之れを獨逸側に見るに、伯林タゼブラット紙は、大統領ウ氏の敎書は、豫定の如く豫定の行動を取れるまでにして、何等奇とし驚くに足らずと評し、『唯米國民全部ウ氏と見を同じくするや、否やは疑はし』と爲し、更に曰く『或は獨逸の對外政策は英其他諸強の如く、米國とブライアン條約締結失敗の報復を受くべき機會に到達せりと評するものあるも、若し斯かる條約にして成立し居らば、米國は斷交に先立ち此重大問題を調査に附せざるべからざる筈なりしも、ウ氏が斯かる道に出づる如きは有り得ざる義にして、米獨仲裁條約の存せざるが故に、現下米獨國際は何等特種の推移を來したりと認むるを得ず』云々、又コロンガゼットは、『吾等はウ氏が英米通商の爲め、公海を開放せしむる爲め米國民を驅り戰渦中に投せしむるか、否やを見んと欲したるが、漸く之を實現し得たり、然れどもウ氏は斷じて此目的を貫徹するを得ず、我が潜航艇隊は引續き其卓越せる功績を示し、必ずや海上の暴君(英)を全く屏息せしめ、眞の自由を公海上に來さしむべく、其功勳赫灼たるものあるを疑はず』と爲し、將來益々潜航艇戰繼續の決心なるを聲明し、獨海軍評論家レベン・ゾロー伯は、其機關紙ダゼフ・ゼイタング紙上、米獨關係を論じ米國を『大西洋彼岸の恫喝

大製造所」と罵りたるが、獨逸外務省は獨逸の政策は之に依つて何等變更する所あるなしと、殊更ら冷靜なる態度を装へり。

#### 主戦派非戦派の活躍

臨時議會の對獨問題討議は、米國の運命を決すべきを以て、主戦派非戦派相互に最後の主張貫徹努力を試みんとし陸續首都に乗込み、中には特別列車にて來りたるもの少からず、其數合して數千互ひに對峙し、殊に是等群衆は二日早朝より、中央議事堂を入り亂れになりて取圍み、議員の登院を擁して非戦開戦投票を慫慂せんとし、政廳入口前にて騷擾し、兩派の間に數々衝突を惹起せる爲め、警吏に依り政廳敷地外に驅逐されたり、茲に特筆すべきは、合衆國議政史上例なき婦人代議士モンタナ州選出の婦人議員ランキン嬢の登院なり、嬢は當日女權派婦人多數の護衛にて、此等兩派の喝采を受けつゝ、議場に向ひ入口にて同派に對し女權派の爲め、好範例を貽す爲め努力すべきを誓ひ、更に同州選出エバンス議員に伴はれ、議會傍聽席の大喝采裡に着席したるが、人員點呼の際其名を呼ばれ「出席」と答ふるや、滿場更らに大喝采を以て迎へ、嬢は數度議席に起ち點頭之れに謝せり。

り。

當日議會開會に先だち、ボストン市の平和論者バンワートは、同主義者ビーボーデー夫人其他を從へ、主戦派の領袖上院外交委員首席ロツヂ氏の事務所を訪問し、ロ氏と會見し非戦派に投票せんことを慫慂せるも、ロ氏之れを聽き入れざるより遂に激論の末鐵拳をロ氏に加へたる爲め、同事務所の電話書記之れを取押へ警吏に引き渡せり、バンワートの警察に於て申立てたる所にては、同人當初より紳士的態度を持せるに係はらず、ロ氏不法にも同人に鐵拳を加へたるを以て、同人も腕力沙汰に及べりと、兩者とも格別負傷せず、バンワートは毆打罪に問はれたり、更に其前日四月一日夜、須氏大學前總長ジョルダン博士を中心とする平和期成同盟は、バルチモア市音楽院に於て開戦反對大演說會を催ふしたるに、所謂愛國開戦派其前面の大道にて示威運動を行へる後、同市屈指銀行家の一子オバーが、米國々旗を捧ぐるを先頭に會場に闖入し、警吏との間に衝突を起し、オバー其他負傷せる上拘引せられたり、當夜愛國派中ジ博士に對し私刑を加ふるの計畫ありたるも、早く之れを聞き會場に急報せる者あり、ジ博士は衆の勸告に依り椿事以前に退場したるが、壇



上にはジョンズホプキンス大學、バルチモア學院諸教授、教育家及實業界の名流等多數あり、場内警戒の任に在る警吏三十名のみにては、暴徒の鎮撫困難なるより、市警察部は急報と共に多數の應援警吏隊を派遣し、暴徒の會場闖入防止に努め、案外容易に鎮撫の功を奏し得たるも、之れが爲め平和會議は自然流會となりたる程の騷擾を來せる等、全國を擧げて活氣横溢殺氣滿々たり。

#### 決議案通過前に於ける議會の光景

#### 下院の光景

議會の空氣は緊張し、山雨將に至らんとして風樓に滿つる概あり、警吏の爲め一度政廳敷地外に驅逐されたる群衆は、此時再び敷地内に押寄せんとし、騒々擾々、喧又囂たり。

下院は二日臨時會議を開き、第一に議長選舉を行ひたるが、共和黨中の少數者は黨代議士大會の決議に従はず、マーン議員に投票せざりし爲め、遂に民主黨のクラーク氏大多數を以て下院議長に再選せり、議長選舉後當選委員として共和黨領袖マーン氏其他を推選せるを以て、マーン氏は滿場喝采裡にクラーク氏を導き

予は此處に諸君の選べる議長として、才幹夙に一世を風靡するミゾリーの愛國政客を紹介す

と、簡單なる紹介の辭を述べ終るや、クラーク氏は再び起る大喝采に迎へられて立ち

予は四度當院議長に再選されたる榮譽を議會に謝し、併せて予の親友なる輿望高きイリノイスの紳士に依り、諸君に紹介されたるを謝す、予は議長の任の重且つ大なるを知る、唯諸君の助力に依り、責務を完ふせんことを是れ祈ると共に、予自から鈍根に鞭ち献身努力事に膺るを期す、抑も議會に於て國家多端の秋、内部政争あるべからず、希くば和衷協同國家の目的貫徹に努めんことを

と答へ、直ちに民主黨の父と稱せらる、メリーランド選出タルボット氏の司式にて、議長宣誓式を行へり、式後直ちに部屬決定の筈なりしも、議長選舉に内部分裂を成せる共和黨側にては、マーン議員に對し投票せざりし黨員排斥の意と、議長選舉失敗腹癒せの意にて人員點呼を要求し、之れが爲め四時までに終了の筈なりし議會の成立遅れ、大統領は止むを得ず、夜八時議會に出席教書を朗讀せること前掲の如し。

議會成立と共に同院外交委員長フラッド氏は、先登第一に登壇

一獨逸の行動一に合衆國政府及び國民を敵視する者にして、米獨兩國既に敵對關係に在るを認め、大統領に必要な作戰行動に出づるの權能を賦與するを決議す」

との兩院決議案を提出し、外交委員會は二對十七票にて此決議を可決せるを報告せんとするや、反對派のイリノイス州選出キング議員之れに反對し、遂に報告を延期し、五日午前十時より賛否兩派無制限討議を行ふ事となりたるが、右は一氣呵成に下院の通過を期せる政府黨領袖側を少からず失望せしめたり、當日主戰派は獨探の加奈太橋梁破壊より、日、墨、獨同盟に至るまでの陰謀事實を羅列し、盛んに敵愾心の振興に努めたり。

五日午前十時、愈々米獨敵對關係承認決議案に關し討議を開始せり、之れより先き民主黨院内總務キチン氏は絶對開戰案に不賛成を表し熄まざるより、民主黨にては總務を代へ大統領の意向に添ふ人物を以て、キ氏に代らしむるの計畫を立て、開會早々院内の空氣を彌が上にも緊張せしめたり、討議は共和黨下院の外交委員首席クーパー氏の反對論に始まり、同氏は登壇劈頭汽船サセツクス號撃沈當時、「乗組米人中殉難被害者絶無」なるを確言

せる國務卿ランシング氏の手翰を取出し、之れを朗讀し、大統領が事實に反しサセツクス號乗組米人被害せりと聲明せるを難じ

大統領の言不信此の如し、吾人は正に眞狀を知るべき機會に到達せずや

と云ひ、曩きにマクレモア議員が提出せる『米人をして武装船に乗組まじめず』との決議を通過するが萬全の方法なりと爲し、英國政府の態度を攻撃し降壇するや、マリソン議員は『クーパー氏の言論宛として獨帝國議會内のものなり』と冷笑の裡に降壇し、此時議長はフイツゼラルド議員を壓きて假議長席に着かしめ席を離れ、討論時間制限の交渉を試みたるが成功せず、尋で同案の提出者フラッド議員立ち「戰雲は遂に米國及び國民を蓋へり』とて獨逸の無制限潜航艇策は、畢竟米國に對する挑戰なりと論じ、ハリソン議員亦た同意味の言を爲し、米國が舊來如何に開戰を防止せんとし、隱忍せるかを獨逸民は反省すべしと論じ、舌戦は午後に入り更に激甚の度を加へ、紐育選出シエゲル議員は『米國は絶へず平和を主義とし方針とせるに獨逸は兇暴にも挑戰を爲せり、米國は最早躊躇すべきの時にあらず』と主戰論を唱へ、ブリットン議員は

予は主戦派諸君より盛んに悪罵を蒙る平和主義者にあらざるも、決議案には反対なり、予は民主党員中趣意に於て反対なるも、黨の政策上之に賛成すと語れるを聞くこと二三にして止まらず、前に主戦論を唱へたるハリソン議員及ヘルフリン氏の如き其人なり、即ち主戦派に屬する民主党員の七割五分は衷心に於て開戦に反対す、況んや政府黨以外の國民に於てをや、予は斷言せん、全國民中開戦に賛成する者僅かに一割にして、九割は反対なり

とて更に『議會の決議を経ずして軍隊を歐洲に出動せしむべからず』との附加決議を添ふべしと提議し、少數黨の喝采を博し、次にイゴエ議員は『予は民主党員なるも、國民の大多數は開戦を悦ばず、殊に選挙區民は予に反対を指示するを以て反対す、従つて予の反対は表決決定と共に消滅すべく、開戦案通過後は予は極力軍事案に援助すべきを豫め明言す』此時民主黨總務キチン氏は壇上に絶叫して曰く、

予は斯かる行動を取るを欲せざれども止むを得ず、予は敢て開戦決議に反対投票を投すべきを聲明す

と簡單に述べ手を打振ること暫時、遂に以上の語を發し得ずして壇を降れるが、此反対聲明は今更の如く政府黨を動搖せしめたり、討議は夜に入り、オシユネシユー議員は主戦論を唱へ、其理由として

全世界の諸帝王の玉座今や動搖失墜を來さんとす、民主主義の勝利すべき機會愈々到達せり、合衆國は須らく参戦此機運を助長せしめざるべからず

と叫び、次にガルト議員は簡單に愛國的演説を試みて主戦論を助け、兩派入れ亂れ此處を先途と舌戦したるが、民主黨院内總務キチン氏は再び立ち、祈禱の後開戦反對に決せりと爲し、米國が中立を破り最後の武器を執るも、獨逸乃至日本と戦ひ、之れに打勝ち能はざるを喝破し、米國の領土何等の危険なきに、米國が参戦せんとするの輕卒なるを難じ、之れにて討論終結となり、六日拂曉三時漸く採決を行ひしが、非戦派の苦戦見るべきものありしに係はらず、五十對二百七十三票の絶對大多數にて通過せり、採決の際下院書記點呼を行ひ賛否を問ふに當り、點呼進み唯一婦人議員ランキン嬢に及ぶや、嬢は一回大聲に其名を呼ばれたるも答へず、議席に打伏し居りたるが、再び呼ばれて漸く起立し

妾は國家の爲めに如何の犠牲も忍ばん……然れども戦争に賛成するを得ずと云ひ放ち議席に泣き崩れ、嗚咽絶え入らん計りなるより隣席者兩名之れを助け起し、運ぶ如くして之を休憩室に入らしめたり、女性は流石に女性なり。

決議案の下院を通過せる六日は、是れ正に平和の主耶蘇基督が磔刑に處せられたる紀念日に該當するを以て、議場列席者中感慨淺からざるものありたり。

#### 上院の光景

上院にては外交員長ストーン氏開戦に反対なるを以て、民主黨領袖マーチン氏代りて、前日下院委員長フラッド氏が下院に提出せると同文の兩院聯合決議案を、三日午前提出全院會議に附せらるゝや、平和派は忽ち反対を表し、主戦派其妨害に努め、開會早々大騒擾を演出し、又舊來非戦派に屬したる急進黨ラ・フォレット議員は、斯かる國家の重大事を急速に採決せんとするは無謀なりと力説し、民主黨總務マーチン氏の動議にて、結局上院は四日まで休會、各員十分に考慮を費す事として散會せり。

四日午前十時開會、吾戦は賛成派のヒッチコック議員に依り、先づ最初の火蓋を切られ

たり、同氏は

時機遂に到達せり、無用の小田原評議は過去に屬し、最早行動の機至れり、予は大統領演説の當時戦争の惨害を彷彿し戦慄せり、吾人戦に參じ勝利を得るも、領土の野心なきを以て利する處なく、却つて國帑と貴重なる幾多人命を犠牲とせざるべからず、此故を以て予は當初開戦に反対したり、否な武装中立にて十分と信じたり、然るに獨逸の暴逆遂に吾人の武装中立を失敗に終らしめたり云々

とて主戦派に賛成するの外なきを述べ、次でスワンソン議員は獨逸の陰謀を列舉し、其條約無視の事實を舉げ、普魯西の膺懲を懲應し、共和黨外交委員首席ロッチ氏は同じく主戦論を述べ、聯合軍と協同し兵十萬を歐洲に出動せしめ、米國港内の獨船捕獲を主張し次に非戦派の先鋒バーダマン議員は『國民熱狂すべきの秋にあらず、吾人戦ふべきや、否やを全國の母と兒女とに問へ、彼等は斷じて戦へよと云はざるべし』と絶叫す、此時恰も英大使スプリングライズ卿傍聽席に入り、滿場の注意を惹く、次いで開會以來數々發言を求めたるストーン委員長起つて

對獨方針は米國史上の大過失なり、本員は若し國家の爲め此大過失を矯正し得ば、一命も何の惜まんや

と激越なる反對演説を試み、感慨極つて殆ど多くを言ふを得ざる如く、滿場凄壯の氣横溢すること暫時、頓てマクカムバー議員起立し、妥協案とし

マーチン、フラッド兩氏の決議案に附屬し、眞の敵對行動は暫時延期し、獨逸政府をして改悛、其無制限潜航艇策を放棄せしむる最後の機會を與ふるを決議すべし

と唱導し、次いでノリス議員立つに及んで、滿場端なく大騷擾を見るに至り、其漸く平靜となるを待ちノリス議員は、對獨開戦は要するに戦争を利用し、奇利を博せんとするものにして、米國旗に黄金の斑點を附するものなりと痛罵するや、場内『反逆者』米國旗を怪猿ざるの影を以て汚さんとするか』との罵聲起り、喧噪を極む、當日非戦派の驍將ラ・フォレット氏は三時過ぎ入場、再び議事進行妨害に努むるかとの豫想に反し、頗る意氣銷沈、夕刻四時三十分に至り、漸く其姿を壇上に現はしたるが、同議員は劈頭

少數黨の意見、時に正當なる國策を把持するに足る、況んや今は全國多數國民より哀願

を受けたるに於てをや

と喝破し、昂然壇上に突つ立ち

哀れむべき者よ、汝の名は塹壕内に滅びんとする者なり、彼等は發言の機關なし、然れども其眞の聲聞ゆべき日至るや必せり

と傳奇的に説き出し、大統領が獨逸の潜航艇誓約に背き、國際法を蹂躪せるを責めたるを反駁し

獨逸の誓約は英國をして又國際法を尊重せしむるを條件とする海戦に關する倫敦宣言を蹂躪せるは、獨逸にあらずして英國なるを記憶せよ、若獨逸の戦闘行爲にして、全人類を敵とするにあらば、何ぞ米國のみを限り、他の諸中立國之に對し戦を宣せざることあらんや、然るに現に各中立國は米國と同じく獨逸に宣戦するを拒絶せるにあらずやと絶叫し、更に米國の參戦は却つて戦局を擴大延長せしむるに過ぎざるを豫言し

大統領は獨逸政府を敵とし、其國民を敵とせずと云へるは誤まれり、獨逸民は舉國一致其政府を援助し、到底對獨開戦に就き米國民が大統領を援助するの比にあらず

さて、大統領の背後に決して米國舉國の輿論なきを論じ

米國軍事主義者が、間牒取締乃至徴兵法を制定せんとするは、米國民一致大統領の主義方針を援助せざる好例なり

と指摘し、再び英米外交に轉じ、英國の獨逸海岸封鎖に抗議せざるは米國の誤謬なりとて獨逸の潜航艇戦は畢竟英國が文明國にもあるまじき方針に出で、無辜の獨逸婦人兒女をも餓死せしめんとせる結果なるを論じ

獨逸は英國に對する至當の報復たる無制限潜航艇策を實行する前、數ヶ月之を猶豫せる隱忍は推稱に値せずや

と、三時間に亘りて試みたる反對演説は、尙ほ兩派辯士の論議何れも感情的なるに反し、兎も角理路整然たるものありたり。

此時に當り主戦派の憤怒絶頂に達し、ウィリアムス議員は激越なる言を以て、徹頭徹尾ヲ議員を攻撃し

問題は英獨孰れが國際法を蹂躪するを詮議するにあらずして、米國々權の防護なり……

若し獨逸にして勝たんか、予は斷言す、必ず大艦隊を建設し米國征服に來るべきを  
と喝破し

予はウォール街が、米國を戦渦中に誘導すとの臆説に疲れたり、予は直言す、ルシタニアを撃沈せるはウォール街にあらず、サセツクス然り、アラビツク然り、想ふにウイスコンシン議員(ラ・フォレット)の耳には、罪なくして魚腹に葬られたる婦女兒女の叫喚聞えざるが如し

とて辛辣なる辯駁を試み、最後に

足下は米國の上院議員たらんよりは、寧ろ獨逸の宰相となるの優れるに如かず

と痛罵し、中宵に至り漸く討論終結となり、採決の結果六對八十二票の絶對最多數にて通過せり、採決の際書記が全員の姓名を點呼し其賛否を問へる際、大勢明白なるにも係はらず、苦戦惡闘能く其可否を二晝夜延期に成功し、遂に力盡きたる非戦派の辯論何れも沈痛の音を帯びたるが、特に三時間に亘る大演説を以て反對を試みたる議員の演説は咽音を伴ひ、ストーン氏以下民主黨反對議員三名は、殆んど場内を壓する大音聲にて『否』と絶叫した

## 宣戰布告に署名

決議案は、四日中宵六對八十二票にて上院を、五日中宵五十對三百七十三票にて下院を通過し、五日夜中下院議長クラーク氏署名を了し、上院議長マーシャル氏副大統領は大統領署名に先だち五十分前に署名し白聖館に廻送せり。大統領は直ちに之れに署名すると共に、次の宣戰布告に署名せり。

合衆國議會が憲法ニ據リ委托サル、權能ヲ行使シ、上下兩院聯合決議セルニ從ヒ、合衆國ト舊來合衆國ニ對シ銳意開戰を熱望シテ已マザル獨逸國政府トノ間ニ、本日以後戰闘状態ニ入ルヲ宣布ス

時正に六日午後一時十三分、即ち米國は此參戰と共にワシントン以來の國是を變更し、モンロー主義をも全然變形せしめ、光榮ある孤立を拋棄せる米國外交史上の大革命にして、又世界の外交史に新記録を作りたる眞に紀念すべき日たり。

米國の參戰は、聯合軍の精神的物質的兩方面の莫大なる利益にして、聯合國民の歡喜は今更ら云ふまでもなし、日本亦た上下を擧げて米國の態度を稱揚し、各新聞紙は何れも歡迎の意を表し論評し、殊に米國參戰の飛電、新聞紙の號外に依つて發表せらるゝや、靈南坂の米國大使館には祝賀の意を表せん爲め往訪者引きも切らず、群衆は大使館を圍繞して歡呼せり。

## 對 奧 宣 戰

### 大統領の教書

對奧開戰の決議は第六十五通常議會の產物なるも、事の順序として茲に之を併合するの便宜なるを認め、特に此章に掲ぐることにせり。

既に獨逸と戰闘状態に在る米國が、獨逸に對する宣戰布告と共に國交を斷絶せる奧國に對し、茲に宣戰を希告するは寧ろ當然にて何等驚ろくに足らず、議會が無雜作に決議せる固より其處なり。

十二月四日、大統領は第六十五議會に臨みて、歐洲戰亂史上に特筆さるべき戰時のメッセージを朗讀し、米國の戰爭の目的を明かにし、戰時の舉國一致を慫慂し、獨逸の軍國主義を攻撃し、最後に埃洪國に對し開戰の宣言を發布すべく希望せり。其要に曰く

議會の紳士諸君

予が最後に諸君に教書を與へたる日より、今日まで八ヶ月を經過したり、過去八ヶ月は頗る多事多端にて、吾人に取りては頗る重大なる時日なりしなり、予は其等の過去の事件を茲に改めて陳述せんとするものにあらず、又は事件の大略を陳述せんとするものにあらず、予は茲に當面の時局と、吾人現在の義務と、吾人の目的を實現すべき現在の手段方法とに就てのみ、予の意見を披瀝せんと欲す、予は亦

戰爭の原因を追究せざるべし、獨逸國元首及其補佐の任に當る人々が、吾人に加へたる堪ふるべからざる惡事は、茲に改めて論述する必要なき程凡ての米人に明かなり、予は茲に議員諸君が米國の戰爭の目的及其目的を遂行する方法に就き、再び熟考せられんことを希望す、何となれば議會に於ける討議の目的は實行にあればなり、吾人の目的は

勿論

勝利を獲得するに在り、而して吾人は其の目的が達せらるゝまで決して落伍せざるなり、吾人は茲に何を以て勝利と見做すべきかに就き質問し、回答するの徒爾ならざるを思ふ、予は米國市民が今回の戰爭が如何なる戰爭なるか、而して吾人が其戰爭の目的を達すれば、如何なる結果が生ずるかを熟知し居らるゝことゝ信ず、吾人は一國民として精神と目的とに於て一致結合す、予は吾人と目的を等ふせざる者に注意を拂はず、予は米國の

戰爭の目的に就ての批評と、喧噪にて不思議なる而して厄介極まる所謂輿論なるものを聞く、予は亦此處彼處に於て非愛國的行爲に出づる者あるを見る、予は其性質と方法とを知らずして徒らに平和を論ずる者あるを見る、併し予は彼等の言動が眞の米人市民の心を少しも動かし得ざることを知る。

平和の確保 平和を論ずる時機

予は米國市民に次の二つの事項を告げんと欲す、(一)吾人が以て獨逸の軍國主義と見做



す處の獨逸國元首の陰謀と勢力とは、自覺なく名譽なく聖約的平和を締結するの資格なきものなり、吾人は其れを粉碎せざるべからず、全然粉碎し得ざるまでも、世界各國民の友誼的交際場裡より排斥せざるべからず、(二)吾人は獨逸國の帝國主義が粉碎せられたる時にのみ平和を論ずべし、即ち獨逸國人民が其權利を擴張し

人民を代表 する議會を設け、其議會を通じて平和を提議する時にのみ、講和の交渉に耳を傾くべし、吾人は眞の平和を獲得する爲めに、其代價として充分にして偏頗なき正義を支拂はんと欲す、正義を以て平和を獲得せんと欲す、世界各國民は一國の元首が許すべからざるの罪惡を犯したるの故を以て、其國民を懲罰し、其國民の所有物を掠奪すべきにあらざることを漸次覺るに至れり、此思想は所謂無領土無償金主義となりて現はれたり、然るに獨逸國の官僚派は斯の如き思潮を道具として平和を促進し、以て侵略主義の目的を達せんとしつゝあり、獨逸國は斯の如き思潮を惡用して、露國を瞞着せんとしつゝあり

#### 專制を擊滅し軍國主義を滅せ

吾人は專制主義が現在の世界を指導するの力全く無きことを證明せざるべからず、獨逸國の官僚主義軍國主義が擊滅されざるに於ては正義を維持すること不可能なり、吾人は獨逸國の專制主義を擊滅したる時に平和に耳を傾くべし、獨逸國の專制主義が擊滅せられたる時に、寛大と正義とを基礎とする平和を確保し得べし、吾人は凡ての人力と富源とを傾注して、獨逸國の專制主義を擊滅せん、吾人は獨逸國人民が其權利を擴張し、適當なる代表機關を代表したる際に於て、正義を基礎とする平和を締結せん。

#### 獨人の長所し文明に對する貢獻

吾人は獨人の熟練と勤勉と智識と計畫とに依る成功を無視せず、否寧ろ獨人の工業、科學、商業方面に於ける成功を賞讃せんと欲す、併し吾人は獨逸國が斯の如き長所を軍備擴張に應用し、武力を以て世界を軍事的に且つ政治的に征服せんするに反對せずんばあるべからざるなり、獨逸國をして再び軍國主義國たらしめざらんが爲めに戦ふなり、吾人は獨逸國の侵畧を受けたる白耳義及北部佛國を解放し、專制主義に苦しむつゝある奧洪國、巴爾幹半島及土耳其の各國民を自由ならしめんが爲めに戦ふなり。

露國を瞞着し偽れる主義を以て

獨逸國元首は英國民に、獨逸國は國民の生存の爲め、國家の存在の爲めに防禦的戰爭を試みつゝありと告げたり、獨逸國元首は獨逸國の戰爭の目的に就き、斯の如き虚言を以て國民を瞞着したり、獨逸國元首は國民を瞞着するを以て足れりとせず、露國々民をも同様の手段にて瞞着せり、露國々民は獨逸國元首と露國元首とに瞞着されたり、若し露國々民にして偽れる言論に耳を傾けざりしなれば、今日の如き不幸を見ざりし筈なり、今日聯合盟約を脱せざりし筈なり。

獨逸に宣戰し獨逸國の道具

吾人が戰爭の目的を遂行するに當つて、吾人に障害を與ふる唯一のことは、吾人が單に獨逸國とのみ戰爭し其同盟國と戰爭せざることなり、故に予は議會が米國と獨逸國との間に戰鬥状態存在することを直ちに宣言することを希望す、予が斯の如き言論を爲さば、今まで述べたる處の結論としては不思議の結論と思ふものあらん、然らず、予の言論は理論上當然對獨逸國開戰に到着す、獨逸國は目下の處獨逸國の道具なり。

獨逸國政府 は其人民の意思及感情を重んぜず、他國の道具として活動しつゝあり、吾人は獨逸國全體を一の敵國と見做さざるべからず、然らざれば吾人の戰鬥は成功的に進行せず、同様の理論を以て吾人は土耳其及勃牙利にも開戰を宣言すべきなり、彼等も獨逸國の道具なり、併し彼等は單に獨逸國の道具たるのみにて、吾人に大なる障害を與へず、吾人は必要の場合彼等にも開戰を宣言すべきも、即刻彼等に宣言するの必要なきことと思惟す。

上院 滿場一致通過

十二月七日、上院外交委員長ストーン氏（曩に對獨逸開戰に反對せる）は土耳其及勃牙利に就ては言及せず、單に獨逸國に就て開戰の止むべからざる理由を説明して曰く

今回世界戰亂に於て、獨逸と獨逸國との親密なる關係を知らざるものなし、獨逸國は獨逸と協同して、米國と協同戰鬥しつゝある聯合國に對して戰鬥を行ひ、米國は獨逸と協同して、戰鬥しつゝある獨逸と交戰中なり、米國は聯合各國に軍隊と軍需品と軍資とを

供給し、巴爾幹聯合軍事會議に出席せり、聯合軍事會議は佛國と白耳義と伊國との各戦線を一個の戦線と認むるの決議を爲せり、米軍は目下佛國戦線に在りて戦闘に参加中なるが、若し佛國と白耳義と伊國との戦線を一個の戦線と見做せば、佛國に活動中の米軍は埃軍に對して戦闘しつゝあるものと解釋せらる、且つ米國は獨同盟軍と交戦しつゝある英、佛、伊に有らゆる方面より援助を與へつゝあり、此點に於ても米國と埃國とは間接に交戦しつゝあるものと解釋せらる、尙ほ埃國は獨逸と共に無制限潜航艇戦を行ひ、獨逸が米國に對して陸海軍戦を行ふに際して獨逸を援助し、米國に敵意を有することを示したり、斯の如く見來れば米國と埃國との間には既に戦闘状態存在す、事實に於て戦闘状態存在するに際して之を宣告し置くの必要あり、故に予は茲に對埃開戦決議案を提出す

之れに對しロッチ氏は埃國に宣言すると同時に、獨同盟國たる土耳其及勃牙利にも開戦すべしと主張し、其理由を説明したるも問題とならず、結局七十四對零にて満場一致通過せり、非戦派の先鋒ラ・フォレット氏の當日缺席したるは、何處やら物足らぬ感ありたり。

## 下院 反對は僅に一票

同日下院外交委員長フラッド氏は開戦決議案に就て説明演説を試みて曰く

埃國は米國に對して挑戦せり、埃國は無制限潜航艇戦を行ひて、米人の生命財産を危くしたり、之れ埃國が米國に軍隊を派遣して侵略を試みたと同様なり、吾人は埃國の挑戦に應じ、埃國に對し開戦すべきなり、吾人は中世的二大專制國に對して戦闘を行ひ彼等を撃滅せん、米國の對埃開戦は伊國の士氣を少からず鼓舞するものと信せらる。

反對者は紐育州選出議員にして、社會主義者なるロンドン氏の只一票のみにて、三百六十三對一票にて是れ亦た通過せり。

開戦決議案は兩院より別々に提出されたるが、兩院を通過せるものは、上院外交委員會の起草に成るものにて、其本文左の如し

埃洪帝國は、米國の政府及市民に對して屢々戦闘的行爲に出でたり、故に米國議會兩院は

米國と埃洪國との間に戦闘状態存在すること

大統領に米國對埃洪國戰爭を遂行する爲めに陸海軍を行使し、右の戰爭の爲めに軍費を使用し得るの權能を賦與すること

國力を擧げて戦闘し、以て最後の勝利を占むべきことを茲に宣言す。

此議案は通過後兩院議長の署名を終り白聖館に回送され、大統領は之れに署名し、更に十二日正式に米國と埃洪國との間に戦闘状態存在する旨宣言すると共に、在留埃洪國人取締法を發表したり、同取締法に據れば埃洪國人を獨逸人よりも寛大に待遇し、警察署の登録を行はず、米國の如何なる場處にも居住せしむべしと云ふに在り。

## 一 閉 會

### 議會掉尾の活劇

米國臨時議會に於て、上院戰爭反對論者を糾合して、開戰宣言案を始めとし、各種の戰備案に反對せる上院議員中の大立物ラ・フォレット氏は、議會に於ける戰備反對論及び各所

に於ける戰爭反對演說に就て、全国各地より排斥運動を蒙り、非國民との罵倒を受けたるが、ラ氏は十月六日議會に於て、自己の立場を辯明すると共に、議會主戰論を攻撃するの大演說を試み、戰時議會の最終會を賑はしたり。

ラ氏は三時間に亘る辯明演說中に

議會の主戰論派は開戰宣言案に反對せる予等に對して誹謗を試み、且つ予等の『人格を暗殺』せんとしたるのみならず、一般市民の言論を抑壓し、市民のホームに闖入し、戰爭に反對せる善良なる市民を牢獄に投じたり

と述べて、主戰論者を攻撃せり。

ロビンソン議員は、ラ氏に對して

ラ氏がカイゼルの思想及希望を宣傳するに努めたるは、米國の不幸にして亦ラ氏の不幸なり

と肉薄し

ラ氏は更に米國の帝國主義的傾向を警戒して曰く

市民は誤まれる法律と戦ひ、誤まれる政策と戦ふの権利を有す、民心の抑壓は革命を醸成す、米國市民は大戦に参加するに當つて、自由に其意を吐露せざるべからず、米國市民も議會も大なる混亂と熱病的感奮の心持を以て戦争に参加したり、参戦後時日の経過するに従つて、市民及議會は米國が慘憺たる戦争の渦中に投じたることを自覺するに至れり、米國が長期戦に参加し、最後に帝國主義を實現するを防止するには、市民は戦争の方針及戦争の目的に就て、自由討議を試みざるべからず

最後に戦争の目的を示せと迫り  
米國は戦争に参加するに當つて、其目的を明瞭にせざるべからず、議會は市民に戦争の目的及プログラムに就て、目を閉ぢて議會の決議に盲從せよと命令せんとするか、議會は戦争の目的を明かにして、米國が獨逸に某々の政治形式を採用せよと命令し、英國に海上權の確立を援助するの意なきを明かにし、米國が聯合國の侵略的野心を後援するものにあらざることを明かにせざるべからず、然るに議會は戦争の目的を明かにせず、前後を顧みず熱狂的態度を以て戦亂の渦中に捲込まれ、而して言論の自由を壓迫し、善良

なる市民を威嚇したり

と獅子吼し、即ち四月二日を以て開會されたる最も重要且つ意義ある臨時議會は、斯くして六日午後三時を以て閉會を告ぐるに至れり。

### 臨時議會の成績

#### 戦備と軍資

四月二日より開かれ、十月六日を以て閉會となれる過去六ヶ月に亘る臨時議會は、米國議政史上最も重要な部分を占むるものなるを以て、之れが詳細は以下各章の項下に譲ることとし、茲には唯單に其概要を羅列するのみに止めたり。

四月六日、米國は斯くして獨逸に對して開戦を宣言したるものゝ、其陸軍は兵力少なく其準備足らず、海軍は艦數に於てこそ稍々優りたれ、乗組員不足し、而かも船舶噸數は歐洲列強に比し、到底比較にならざる程の状態なりしが、然るに一朝開戦と決するや、僅々六ヶ月を出でざる間に、強制徴兵法施行の結果、全國の壯丁は陸軍に收容せられ、全國十

六個所に一億五千萬弗の兵舎が設けられ、海軍も其艦船の数を増し其人員を六萬四千六百八十名より十四萬三千名に増加し、全國に二十個所の水兵訓練所が設けられ、米國は遠からず或は一ヶ年内二百萬の陸軍と、九百二十萬噸の艦船と、二十萬臺の飛行機とを所有する一大軍國たること、なれり、而して開戦後間もなく取敢ず若干の陸軍を佛國方面へ、若干の驅逐艦を英國方面へ出動せるのみならず、聯合各國に對し巨億の軍資金を融通し、即ち米國は今日までに英國に二十五億千八百四十萬弗、佛國に六億九千萬弗、露國に二億七千五百萬弗、白耳義に五千五百四十萬弗、塞耳比に二百萬弗の軍資金を貸與せり、臨時議會に於て協賛を與へたる各種の軍資金は實に合計約二百億弗に達せり。

更に之を議事録に徴するに、臨時議會開會僅に十八日後即四月二十四日を以て七十億弗公債募集を通過し、五月初旬英佛聯合國政府に、米國在留中の同國人壯丁を義勇兵として、本國軍に召集するの權能を賦與し、五月十二日米國港灣に抑留中の獨逸船舶沒收案を通過し、五月十七日米國の歴史に特筆大書すべき壯丁強制徵兵案を可決し、五月二十二日水兵及海軍陸戰隊の人員二倍増加案を通過せり。

六月五日強制徵兵法に依つて、二十一歳以上三十一歳以下の全國壯丁登録を行ひ、六月十五日獨探を檢舉し、戦時非愛國的言動に出づるものを罰するの案を通過し、其數日後七億三千九百萬弗を支出して、陸海軍の飛行隊を大々に擴張し、而して臨時議會の戦時諸案中最も重要なる二案、(其一)戦時食料監督案は八月十日を以て通過し、(其二)十八億弗の戦時増稅案は約四ヶ月の討議の後漸く可決し、閉會間際に至りて出征軍人保險、家族扶助及戦時外國船沿岸航路許可等數案を通過せり、之れを開戦六ヶ月前の米國に遡るもの、誰か豈に隔世の感なしとせんや、偉なる哉。

## 第四篇 財政

### 一 開戦一ケ年目の戦費

米國平時に於ける國庫支出のレコードは、十億弗内外に止まりしものなるが、一九一六年四月六日參戰するや否や、四、五、六の三ヶ月間に戦費十二億弗即ち平時の總豫算以上を支出し、昨年會計年度に於ては百二十六億弗即ち平時の豫算の約十三倍を支出し、今後は更に二十倍乃至三十倍以上の經費を抛つて交戰することゝなり居れば、本年度以降の軍國豫算は一日の費用五千萬弗乃至八千萬弗、一ケ年二百億弗乃至三百億弗の標準を以て行はるゝ次第なるが、軍國としての米國の如何に大なる交戰能力を有するかは、此數字を基礎とする一面より十分に味ふことを得べし。

六月三十日を以て終れる米國參戰第一會計年度に於ける國庫の支出總額は約百二十六億弗にして、之れに參戰第一會計年度開始前三ヶ月の支出十二億弗を加ふる時は、米國は開戦以來今日まで約百三十八億弗を支出せる譯なり、無論其中には戰爭に直接關係なき支出、

及び聯合國への貸付軍資をも含まるゝが、其大部分は戦争費用に充てられたるものなり、今參戰第一會計年度の主要支出及び収入の内容を擧ぐれば左の如し。

主要支出の内容

政府各省局費	七十五億六千七百萬弗(重に軍事費)
聯合國への軍資貸付	四十七億八百萬弗
自由公債其他の政府債券利子	一億七千五百萬弗
巴奈馬運河費	千九百萬弗
大藏證券償還	二千七百三十六萬弗
主要収入の部	
自由公債	七十五億六千三百萬弗
戰時稅	二十五億三千四百八十七萬弗
雜收入	八億六千三百萬弗
戰時貯蓄券	二億九千六百萬弗
關稅	一億七千八百萬弗
巴奈馬運河通航稅	五百八十四萬弗

右の主要収入中、自由公債、戰時貯蓄券及戰時稅等に就ては、多少説明を要すべき者あり。

自由公債

米國議會が自由公債案を通過せるは參戰十八日後にて、同年度募集する分は『千九百十七年自由公債』(ゼリバーチー・ローン・オブ・ナインティンセブンティン)と稱し、軍事公債と云はず特に『自由公債』と稱する處意味洵に深重なり。其額五十億弗にて内第一回分として二十億弗を同年六月十五日日附にて發行する事となれり、利息は一ケ年三分五厘にて三十ケ年期なり、されど、十五ケ年を経過したる後政府は直ちに支拂を爲すの權利を有するものにて、此公債發行後戰時中若し政府が是れ以上利息の高率なる公債を發行する場合には、此公債證書を以て新たなる高率の公債にも應じ得らるゝ如くなり居れり、公債は記名、無記名との二種あり、無記名公債は五十弗、百弗、五百弗、一千弗、記名公債は百弗、五百弗、一千弗、一萬弗、五萬弗、十萬弗にて、無記名は紙幣の如く直ちに讓渡しを爲し得らる、公債の性質は先づ此の如きものなるが、假りに六月十五日日附にて五十弗應募す



とすれば

申込の時 一弗、六月二十八日 九弗、七月三十日 十弗、八月十五日 十五弗、八月三十日 十五弗

の如き四回拂にて、利息は毎年六月十五日、十二月十五日の二回に支拂はるゝものなり、而して此公債は目的が目的なれば比較的其利息は安きも、借主が米國政府なるだけ最も確實なる投資にして、且つ相續税の外所得税其他市、郡、州の課税等も免除せらるゝ特典あり、猶ほ参考の爲め其成績を數字に表はせば、第一回目は五月十五日より一ヶ月に亘つて募集され、二十億弗（三分五厘利付）の豫定額に對し、三十億三千五百餘萬弗約五割の超過額に達し、約四百五十萬人の應募者あり、第二回目は十月一日より同二十七日までに募集され、三十億弗（四分利付）の豫定額に對し、四十六億一千七百五十餘萬弗約五割の應募超過にて中三十八億八百七十六萬百五十弗だけ割當てられ、其應募者總數は約九百萬なり、尋で參戰一週年目に相當する一九一八年四月六日より、五月四日に至る第三回目は豫定額の三十億弗（四分二厘五毛利付）に對し、是れ亦同様四十一億七千餘萬弗の應募超過にて、其應募者總數は實に一千七百餘萬人に達せり、第三回自由公債募集の特徴は、比

較的収入少なき市民と、在外米國市民と出征米兵の多くが之れに應募したることに在り、即ち參戰一ヶ年内に募集せる總額八十億弗に對し、實に百十八億一千二百七十五萬九千弗の應募超過にして、猶ほ九月十二日（一九一八年）より募集を開始され、十月十九日を以て締切となりたる第四回目六十億弗（四分二厘五毛利付）の巨額も、八億六千六百四十一萬六千三百弗の應募超過あり、而して政府は尙ほ米國軍隊解隊費に使用の目的を以て、一九一九年三月二十一日より、今回は特に勝利公債（ヴヰクトリー・リバーチー・ローン）の名稱の下に四十五億弗（四分七厘五毛利附）の募集を開始し、四月十日を以て締切りとなりたるが、之れ亦た豫期以上の超過を見るに至り、斯くの如く綽々として多々益々辨するの概ある眞に驚くに堪えたり。

### 戰時貯蓄券

政府は十二月三日（一九一七年）より、簡易貯金法に依り二十億弗を醸出することゝなり、戦時貯蓄券と稱し之れに二種類あり、即ち甲種は貯金印紙と稱し、額面百弗四分利

付にて、償還期は一九二三年一月一日とし、五弗の印紙二十枚を以て、額面に達せしむるものにして、最初の一枚は十二月一日中に限り、四弗十二仙にて發賣し、二月一日以後は一仙づつを増加して四弗二十三仙に達せしめ、其後は五弗となし、若し償還期前に現金に代へんとする者あらば、三分の利子と手數諸雜費とを差引きて、拂戻しを受くることを得るものなり、乙種は節約印紙と稱し、一枚二十五仙無利息なれども、四弗の金額に達したる時は、之を貯金印紙に組入れ、甲種同様四分の利息を附するものなり、各家庭等に於て子供の冗費を節約して、零細なる金を貯ふる爲めには便宜此上もなく、戦時貯金法として最も簡便なる方法たり。

## 戦時税

米國戦時新税法は一九一七年十月三日より實施せられたるが、戦時税としては今回にて四度目なり、最初は一九一四年の歐洲大戰に因る關稅收入の減少を補填する爲め、設けられたる『戦時非常特別税』にて、翌年十二月三十一日限り廢止されたり、次は一九一七年

九月八日の戦時税にて、其大部分は今日猶ほ有効なり、次は一九一八年三月三日の戦時超利得税なるが、今回の新税法實施と共に廢止となれり、即ち今回の新税法は第二回目昨年九月八日舊戦時税の一種の修正増税案にて、從來の課税に附加税を増課したるものと見れば可なり。

此新税法より得んとする課税總額は、實に一ケ年二十五億三千四百八十七萬弗の巨額に達するものにて、税目を大別して(一)所得税(二)戦時超利得税(三)贅澤品税(四)運輸通信税(五)保險税(六)證券税(七)相續税の七種類、更に小別して三十七種類となせども、其主眼とする處は十億弗の戦時利得税と、八億弗の所得税とを得んとするに在り、今左に少しく以上の税目及税率に就て詳述する處あるべし。

### 戦時所得税

本税は一ケ年一千弗以上の收入ある者に對して課税するものなるが、新舊税法相重複し(一)普通所得税の上に(二)追加所得税を加へ其上(三)附加税を課し、更に其上に追加附加税を加へたるものなれば、非常に複雑なるものとなれり、従つて之れが説明は却つて混雜

を來すべきを以て、茲には單に既に計算せられたる別表（リテラリー・ダイゼツド誌所載）を掲ぐるに止めん。（單位弗）

一ヶ年所得額	夫婦者所得税	獨身者所得税	一ヶ年所得額	夫婦者所得税	獨身者所得税
一、〇〇〇	—	—	一五、〇〇〇	七三〇	七七〇
二、〇〇〇	—	二〇	一六、〇〇〇	八三〇	八七〇
三、〇〇〇	二〇	四〇	一七、〇〇〇	九三〇	九七〇
四、〇〇〇	四〇	八〇	一八、〇〇〇	一、〇三〇	一、〇七〇
五、〇〇〇	八〇	一二〇	一九、〇〇〇	一、一三〇	一、一七〇
六、〇〇〇	一三〇	一七〇	二〇、〇〇〇	一、二三〇	一、二七〇
七、〇〇〇	一八〇	二二〇	二一、〇〇〇	一、三三〇	一、四〇〇
八、〇〇〇	二二五	二七五	二二、〇〇〇	一、四三〇	一、五三〇
九、〇〇〇	二九五	三三五	二三、〇〇〇	一、五三〇	一、六六〇
一〇、〇〇〇	三三五	三九五	二四、〇〇〇	一、七五〇	一、七九〇
一一、〇〇〇	四二五	四六五	二五、〇〇〇	一、八八〇	一、九二〇
一二、〇〇〇	四九五	五三五	二六、〇〇〇	二、〇一〇	二、〇五〇
一三、〇〇〇	五七〇	六一〇	二七、〇〇〇	二、一四〇	二、一八〇
一四、〇〇〇	六五〇	六九〇			

二八、〇〇〇	二、二七〇	二、三一〇	四三、〇〇〇	四、三一〇	四、三五〇
二九、〇〇〇	二、四〇〇	二、四四〇	四四、〇〇〇	四、四七〇	四、五一〇
三〇、〇〇〇	二、五三〇	二、五七〇	四五、〇〇〇	四、六三〇	四、六七〇
三一、〇〇〇	二、六六〇	二、七〇〇	四六、〇〇〇	四、七九〇	四、八三〇
三二、〇〇〇	二、七九〇	二、八三〇	四七、〇〇〇	四、九五〇	四、九九〇
三三、〇〇〇	二、九二〇	二、九六〇	四八、〇〇〇	五、一一〇	五、一五〇
三四、〇〇〇	三、〇五〇	三、〇九〇	四九、〇〇〇	五、二七〇	五、三一〇
三五、〇〇〇	三、一八〇	三、二二〇	五〇、〇〇〇	五、四三〇	五、四七〇
三六、〇〇〇	三、三一〇	三、三五〇	七五、〇〇〇	一〇、一八〇	一〇、二二〇
三七、〇〇〇	三、四四〇	三、四八〇	一〇〇、〇〇〇	一六、四三〇	一六、四七〇
三八、〇〇〇	三、五七〇	三、六一〇	一五〇、〇〇〇	三一、九三〇	三一、九七〇
三九、〇〇〇	三、七〇〇	三、七四〇	二五〇、〇〇〇	六九、九三〇	六九、九七〇
四〇、〇〇〇	三、八三〇	三、八七〇	五〇〇、〇〇〇	一九二、九三〇	一九二、九七〇
四一、〇〇〇	三、九六〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四七五、四三〇	四七五、四七〇
四二、〇〇〇	四、一五〇	四、一九〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、四九〇、四三〇	六、四九〇、四七〇

即ち一ヶ年一千弗以上の収入ある者に對しては、二分以上の累進税を課せらるゝものな

るが、特に左の如き額を免除せらるゝこと、規定せり。

(一) 個人に對しては一千弗、即ち最初の所得一千弗に對しては課税せず、故に實際上に二千弗以上の収入あるものに、二分以上の税を課せらるべし。

(二) 妻を有する者、即ち夫婦者には更に一千弗の免除あり、故に夫婦者は事實上三千弗以上の収入あるものに初めて課税せらる。

(三) 十八才以下の小供、又は是れ以上と雖も不具者にして片親のみ有する場合には、小供一人に付二百弗宛を免除す。

然らば所得の意義は何ぞ、所得即ちインカムの意義に就て、新税法の規定する處は、以下列記のものより得る凡ての収入を指すものなり。(第二〇〇條)

下列記のものより得る凡ての収入を指すものなり。(第二〇〇條)

(一) 利得物 (二) 利益 (三) 左記列舉のものより凡ての収入

イ 給料、ロ 賃金、ハ 報酬(賞與金を含む)、ニ 特殊職業(醫師、宗家、法律家等)、ホ 一般の職業、ヘ 凡ての事業、ト 營業、チ 商業、リ 動産、不動産の賣買、仲買、ヌ 利息、ル 地代又は家賃、ナ 配當、ソ 有價證券、カ 一切の取引、

以上の収入に對しては、凡て相當の課税を受くべきものなるが、之には左の如き「例外

の免除」及「控除」を許されあり。

(一) 特別免除 左記の所得に對しては、特別免除を許し所得税は賦課せられず。

イ、被保険人の死亡に依りて支拂はれたる保険金

ロ、被保険人が割引、満期其他の事情に依りて受取りたる保険金

ハ、贈與、遺贈、遺言等に依りて得たる遺産(但し之より得る所得には課税さる)

ニ、或種の米國々債及州債等の利息及中央農業資金法の下に在る有價證券の利息

ホ、米國大統領、合衆國の大審院其他の裁判所の判事、州又は其他の政治團體の官吏、雇人に對する報酬

(二) 控除額 各人の總所得の内より、左掲の金額だけは豫め控除を許され、所得税は賦課せられず。

イ、營業、商業、事業等を營むに就て、實際必要な費用(但し従業者の生活費、家庭に要する諸費用等は含まず)

ロ、個人の負債の利息

ハ、合衆國税、州其他の政治團體、外國政府等に支拂ひたる税金

ニ、商業上の損失、又は保險に依りて賠償せられざる火災、暴風、難船、盜難其他不明の出來事より生じたる損失額、是等の損失額は一九一三年三月一日の市價又は價額を基礎として計算す

ホ、業務を營む必要上生ずる財産の消耗、磨損の適當なる評價、例へば油田、鑛山等の自然的産額減少の場合の如し

上來述ぶる所は個人の所得税に就てのみ説明したり、而して共同事業も亦此内に含まるゝものにして、共同者は各個々の収入又は割前に應じて、個人の所得税率同様の課税を受くべし、而して共同事業者は課税額以上の利益ある以上、之を分配するとせざるとに係はらず、必ず個人同様に報告書を提出せざるべからず、但し共同事業は會社同様會計年度を自由に決定するの特権を許されたり。

次に一九一六年九月八日の戰時税に依りて、會社其他の營業的團體は、其利得に對し二分の所得税を賦課せられたるが、今回の新税則は更に之に四分を増加し、凡ての會社、株式會社、組合、保險會社等の營業的法人團體（共同事業は個人の部に入る）の收得したる「凡ての所得」に對して、新舊合計一ヶ年六分の所得税を賦課する事となれり、而して萬一以上の營業的團體にして、其會計年度の終りより六ヶ月間剩餘金を投資せず積立て、之を分配せざる時は、該剩餘金に對しては一割を課税し、更に又大藏卿の認定に依りて、該事業より適當に利得せざるものと認められたる場合には、該剩餘金に對しては一割五分を課税せらるべし。

茲に課税の目的たる所謂「會社所得」の意義は、營業的團體の總所得にあらずして、左記列擧の諸費用を差引きたる殘額に對して課税せらるゝものなり。

イ、業務を営み、財産を維持するに必要な普通の諸費用、家賃、地代等をも含む

ロ、保險金に依りて賠償せられざる損害、及營業上生ずる財産消耗の適當なる評價

ハ、負債の利息

ニ、國税、州税、其他政治團體の税金

外國に於て組織せられたる所謂外國會社にして、米國に支店又は財産を有する者に對しては、米國內に於ける所得額より、上記の控除額を差引きたるものに課税せらるべし、尤も左記列擧の團體に對しては適用せられず、從つて其所得に對しては課税せず。

イ、労働團體、農業組合及園藝組合

ロ、株券に依りて代表せられたる、資本を有せざる共同貯蓄銀行

ハ、會友組織の社交團體又は相互援助機關

ニ、株式資本を有せず、營利を目的とせず、相互の目的を達する爲に、組織せられたる内國建築又は金融組合、或は協同銀行

ホ、會員組織の墓場會社

ヘ、宗教、慈善、科學、教育等の目的の爲に組織せられたる團體（但し營利の目的を含まざるもの）

ト、營利を目的とせざる商業團體、商業會議所  
チ、社會の福利増進を目的とし、營利を目的とせざる公共團體  
リ、専ら娛樂、藝散等を目的とし、營利的ならざる俱樂部(但し俱樂部税参照)  
ヌ、農業家又は其他の相互、天災、火災保險會社、相互溝渠又は灌漑會社、相互又は協同電話會社、以上に似寄  
リたる團體に對して、純然地方的にして營利を目的とせざるもの  
ル、農業家の果物耕作者組合又は之に似寄りたる組合にして、必要なる販賣費用を除く全収入を會員に支拂ふも  
の  
オ、中央土地銀行及農業資金組合

#### 戰時超利得税 (成金税)

歐洲大戰の爲め或種の事業は、平年よりも特別の利益を得る事となれり、是等の利益は畢竟戰爭の爲めに得たるものなれば、斯かる利得に對しては、特別の税金を課せざるべからずと云ふが、戰時超利得税 War Excess Profit Tax 世俗所謂『成金税』の主旨にして、一九一七年三月三日既に之れが税則制定を見たるが、本税則發布と共に廢止せられたり、即ち本税は所謂税の上に追課せらるゝものなるが、其課税の標準は一九一一年、一九一二年一九一三年の三年間の平均利益を假りに戰前利益と名づけ、該戰前利得を標準として、此

標準以上に得たる利得を戰時利得と見做し、之れに對して左項(二)の如き税率を課するに在り、但し戰前平均利得は投資額に對する七分以上九分以下に限らる、換言すれば一切の利得の内七分より九分までを戰前利得と認め、之れを差引きたる殘額を課税の目的物とす。

- 一 米國內に於ける共同事業又は米國內に住む一般人民は、六千弗以上の所得あるものより課税せらる、米國法に依りて組織せられたる該會社は凡て三千弗以上、外國法に依りて組織せられたる外國會社、共同事業又は米國に居住せずして、米國內に財産を有する外國人に對しては凡て三千弗以上の所得ある者より課税を開始す。
- 二 戰前利得(七分より九分まで)を差引きたる殘額にして、上記規定額以上の利得ある者に對して、左の如き税金を課す。
  - イ 資本に對し利益が一割五分以上ある時は二割
  - ロ 同上、利益が一割五分以上二割以内なる時は二割五分
  - ハ 同上、利益が二割以上二割五分以内なる時は三割五分
  - ニ 同上、利益が二割五分以上三割三分以内なる時は四割五分
  - ホ 同上、利益が三割三分以上なる時は凡て六割

而して戰爭前に營業を開始せず、從つて戰時利得なるものを算定し得ざる場合には、投資額に對する利益の八分を以て之に充つ。

本税は一切の營業は勿論、一般の個人の收入（職業をも含む）に對しても同様課税せらる、但し（一）合衆國の官吏、雇人の給料又は報酬（二）所得税則中に免除せられたる諸團體（三）或種の保險より得たる利得等に對しては、特別免除として課税せられず。

### 費澤品税

#### 一 酒税

- イ 蒸溜酒精 一瓦に付二弗二十仙、更に飲料酒又は酒の再製に用ふる場合には三弗二十仙
- ロ 醱酵酒 三十一瓦入一樽に付三弗
- ハ 葡萄酒酒精分十四割以下一瓦に付八仙、十四割以上二十一割以下（日本酒）一瓦に付二十仙、二十一割以上二十四割以下一瓦に付五十仙、二十四割以上蒸溜酒精を全様
- ニ 味付酒 半バイントに付三仙
- ホ 輸入含酒精香料 一瓦に付一弗十仙
- ヘ 精製酒精 以上列記の課税以外に精製再製に用ふるものには更に一瓦に付十五仙
- ト 三鞭酒 半バイントに付三仙
- チ グレープ・ブランデー 一瓦に付三十仙

#### 二 煙草税

一一三

- イ 葉巻煙草 千本の重量三封度以下凡て一弗、千本三封度以上一本の賣價四仙以上七仙以下千本に付四弗、全上一本の賣價七仙以上十五仙以下千本に付六弗、全上一本の賣價十五仙以上二十仙以下千本に付八弗、全上一本二十仙以上千本に付十弗
- ロ 卷煙草 千本の重量三封度以下千本に付二弗〇五仙、千本三封度以上千本に付四弗八十仙
- ハ 刻煙草（臭煙草） 一封度に付十三仙
- ニ 煙草用紙、パイプ等 煙草用紙二十五枚以上五十枚以下一個に付半仙、五十枚以上百枚入一個に付一仙、百枚以上百枚毎に一仙

#### 三 輕飲料税

- イ 曹達水店其他にて普通所謂ソフト・ドリンクとして知られたる飲料水の製造に用ひらる、舍利別及越幾斯に對しては一瓦の賣價一弗三十仙以下なれば一瓦に付五仙、全上一弗三十仙以上二弗以下なれば、一瓦に付八仙、全上二弗以上三弗以下なれば、一瓦に付十五仙、全上四弗以上なれば、一瓦に付二十仙
- ロ、醱酵せざる葡萄汁、礦水、酒精分半割以下を含む醱酵酒、シンジャエール、ルートビール、サーサパリア、ポップ及一般の炭酸水、普通の曹達水等は、一瓦に付一仙
- ハ 炭酸水製造に用ふる炭酸瓦斯一封度に付五仙

#### 四 内國消費税

以下列記の諸税を戰時内國消費税と總稱し、同一規定の下に置く。

一一三

樂器 價額の三分 活動寫眞フィルム 一呎に付四分ノ一仙、撮影濟のもの全半仙、寶石(眞物擬物を問はず) 價額の三分、運動用具(玩具を除く) 價額の三分、娛樂用船 五噸以上長さ五十呎以下一呎に付五十仙、全上長さ五十呎以上百呎以下一呎に付一弗、全上百呎以上一呎に付二弗、五噸以下一艘に付五弗、化粧品 價額の二分、チューイング・ガム 價額の二分、寫眞機 價額の三分、入場料税 十仙に付一仙、端仙にも一仙、子供は一回に付一仙、俱樂部税 一ヶ年會費十二弗以上(入會金を含む)を徵集せらるゝ場合には、其會費は會費全額に對し一割花札(プレー・カード) 五十四枚以上入一箱五仙、賣藥 價額の二分

### 五 貨物運輸税

イ 貨物運輸税 機械力に依りて鐵道又は水上を運輸する場合、運賃の三分  
ロ エキスプレス運賃税 機械力に依らず、鐵道又は水上を走らず、馬車若くは自動車に依りて運搬する場合、運賃二十仙毎に一仙

ハ バイア線 油の輸送の如し、運賃の五分

ニ 乗車乗船賃 賃金の八分

ホ 寢臺車其他 賃金の一割

ヘ 電報電話税 十五仙以上一回に付五仙

ト 郵便税 郵便物第一種即ち封書一オンスに付、全一郵便局管轄内二仙、全上以外宛三仙、端書は凡て二仙、第二種郵便物即ち新聞、雜誌は(一)廣告よりは記事を主としたるもの、千九百十八年七月一日より一封度に付一仙二厘五毛、千九百十九年七月一日より一封度に付一仙五厘(二)記事よりは廣告を主としたるもの、即ち廣

告が全頁の五分以上を占めたるもの、右は合衆國郵便局法に規定せられたる第四種郵便物配達區域に従つて税率を定む(税率省略)

チ 小包郵便 二十五仙毎に一仙

リ 自動車、モーター・サイクル 價額の三分

ヌ 乗船賃税 外國行汽船切符十弗以上三十弗以下一枚に付一弗、三十弗以上六十弗以下三弗、六十弗以上凡て五弗

### 六 保險税

イ 生命保險 額面百弗に付八仙

ロ 海上火災保險 額面一弗に付一仙

ハ 病傷保險 額面一弗に付一仙

### 七 證券税

イ 負債證書 百弗毎に五仙

ロ 公債證書 一枚毎に五十仙

ハ 株券 百弗毎に五仙(帳簿に貼付)

ニ 株券を賣買譲渡する毎に百弗に付二仙

ホ 商品又は産物等の賣買契約を爲す場合、賣買契約書面金高百弗毎に二仙



- ハ 爲替手形、小切手(一覽拂を除く)、約束手形 百弗以下一枚毎に二仙、百弗以上百弗毎に二仙
- ト 賣買譲渡證書 百弗以上五百弗以下一件に付五十仙、五百弗を増す毎に五十仙
- チ 税関手續書 百弗以下二十五仙、百弗以上五百弗以下五十仙、五百弗以上一弗
- リ 税関倉庫より荷物を引出す毎に五十仙
- × 代理狀 一件に付五仙
- ル 委任狀 一件に付二十五仙(以上其都度收入印紙を貼付)

八 相続税

本税は死亡ありたる場合、其遺産の價額が五萬弗以上なる時は、五萬弗以上の遺産に對して左表の如き税金を課せらる、但し茲に五萬弗と云ふは、遺産相続人が合衆國內の在住者なる場合にのみ限られ、萬一遺産相続人又は被遺贈者が、外國居住者なる場合には、遺産の全額に對して課せらるべし、總ての葬式費用、整理費用、負債、抵當、保險なき損害又は法律上適當と認められたる費用等は、課税額中より扣除さる、本税は此大戰に従事しつゝある軍人及其遺族には適用されず。

相続財産の價額(弗單位) 税率  
 自 至

五、〇〇〇(超過せざる事)	二割
五、〇〇〇—	四割
一五〇、〇〇〇—	六割
二五〇、〇〇〇—	八割
四五〇、〇〇〇—	十割
一、〇〇〇、〇〇〇—	十二割
二、〇〇〇、〇〇〇—	十四割
三、〇〇〇、〇〇〇—	十六割
四、〇〇〇、〇〇〇—	十八割
五、〇〇〇、〇〇〇—	二十割
八、〇〇〇、〇〇〇—	二十二割
一〇、〇〇〇、〇〇〇—	二十五割
一〇、〇〇〇、〇〇〇以上	

一 開戦二ケ年目の戦費

米國は參戰壹ケ年の間に、上記の如く驚くべき戦費を投じたるが、猶ほ時局の推移と共に更に其計劃を擴大し、一九一八年七月一日より一ケ年に亘る即ち開戦二年目の戦費として、

國庫の歳出總豫算最少限度を二百四十億弗と爲すが如き、實に空前の大豫算を編成せり。

陸軍省要求分 百二十五億弗

内 譯

兵三百萬人に要する軍用金 七十一億弗

軍器製造費 十五億弗

築城及防備用 三十三億弗 其他

海軍省要求分 五十億弗

内 譯

造船用 二十二億五千萬弗

飛行機製造用 十五億弗

以上は其主要なるものなるが、之に對する収入は如何にして得るやといふに、大體に於て左の如くなり。

第四回自由公債

六十億弗

大藏省證券

百億弗

一二八

諸税

八十億弗

第四回自由公債六十億弗(四分二厘五毛利付)は、一九一八年九月十二日より、十月十九日に亘つて發行せられ、前回同様約五割の應募超過を見るが如き好結果を遂げたり、自由公債に就ては前章既に之が説明を與へたれば、茲には今回來年度の豫算の主要収入たる増税の説明のみに止むべし。

大藏省の計畫に據れば、政府は一九一九年會計年度の豫算總額を約二百四十億弗と定め、其中三分の一即ち八十億弗を、各種の税金を以て填補せんと欲す、徵税にて八十億弗を獲得するには、現在の各種の税率を若干引上げざるべからず、政府は税金八十億弗を主として、富豪に課すべき通常所得税(即ち自ら勞せずして得る利益に課すべき所得税)及贅澤品税等の率を著しく引上げて以つて之を調達せんと欲す、豫算總額二百四十億弗の中八十億弗を税金にて填補し、残りの百六十億弗を主として自由公債又は大藏證券等に依つて調達すべく、自由公債に對しては依然として税金を課せざる方針なり、米國現在の戰時超利得税は一定せず、其最高率は六割なり、英國は戰時超利得税率を一定し、凡ての戰時超利

一二九

得税に對して八割の税を課す、政府が今回戰時超利得税率を引上るは、戰時利得者を征伐するの意に基くにあらず、政府は政府に軍需品を供給しつゝある商社又は個人の愛國心を賞讃す、されど軍需品を供給しつゝある商社にては個人の中には、法外なる利得を占めつゝあるもの少なからず、故に政府は其利得を調査して、適當なる額の利得税を之に課せんとす、自由公債又は大藏證券の利率は低からず、故に政府は一方に於て、成るべく公債又は證券の發行高を減じ、他方に於て税率を引上げて以て、戰費を調達する方法を取る云々とあり、以上の如き政府の増税方針は、大體に於て議會多數者の意見と、大藏省との意見は相一致し、既に下院を通過し今や上院に於ては討議進行中なり、今回の所得税法は一九一六年度、一九一七年度の所得税法に根本的改正を加へられたるものにて、大藏省は所得税及戰時超利得税として、約二十八億七千七百萬弗を徵集するの方針にて、獨身者に對しては収入千弗、既婚者に對しては二千弗を最低とする所得税法を依然として持續する筈なるが、場合に依りては既婚者の所得賦課の最低を、千五百弗に引下ぐるに至るやも知れず、猶贅澤品税を課すべき所謂贅澤品は、其種類著るしく増加せらるべく、乗用自動車は

贅澤品と見做さるべく、其ライセンス税は著るしく引上げらるゝ事となるべし、今新戰時税に付き政府の腹案なるものに徴するに、大藏省の豫告に曰く戰時に際しての浪費及贅澤は賣國的行爲と見做さる、政府は課税せらるべき贅澤品の範圍を擴張し、戰時活動に直接關係なき物質及純然たる贅澤品に、其性質に應じて各種異なる税を課するの希望を有す、即ち政府腹案の所謂贅澤品及税率は左の如し。

### 小 賣 品 税

- 寶石 各種の寶石、懷中時計、掛時計、置時計に五割の税を課す、但將校に依つて購入さるべき時計には課せず
- 自動車附屬品 自動車、自動自轉車、自轉車の各種のタイプに二割の税を課す
- 男子用服 卅弗以上の男子用服、四弗以上の帽子、二弗以上の襪衣、二弗以上のマツヤマ、三十五仙以上の靴下、五弗以上の靴、二弗以上の手袋、三弗以上の下着に若干の税を課す(大藏省は右の諸品の税率を明示せず)
- 婦人用服 四十弗以上の婦人用服、卅弗以上のコート、三十五弗以上の出來合服、十五弗以上のスカート、十弗以上の帽子、六弗以上の靴、五弗以上のリンネル物、五弗以上のコーセット、裁縫用一ヤード一弗五十仙以上の絹物、五十五仙以上の綿布物、二弗以上のウール物、凡ての手皮ミホアミフアニーに若干の税を課す
- 子供用服 十五弗以上の子供用服、三弗以上の綿布ドレス、五弗以上のリンネル・ドレス、八弗以上の絹及ウール・ドレス、五弗以上の帽子、四弗以上の靴、二弗以上の手袋に若干の税を課す

**家具及臺所用品** 五弗以上の裝飾的ランプ、フアーニチュア、テーブル用リンネル、陶器、カット・グラス、シルバー・ウェアのセット、一ヤード二弗以上のカーテン、一ヤード五弗以上のカーペット及ラツケ等に若干の税を課す。

各種の機械の賣上高税率は一割

ホテル・ビル税 一人一日二弗五十仙以上のホテル・ビルに一割の課税

**卸賣品税**

左の各種の税は製造業者、生産業者又は卸商に課せらる。

ギヤスリン 一ギャロンに就き十仙、但し卸商之を納む

凡てのワインに一割の課税

凡てのソフト・ドリンクの税は左の如し

現在一瓦五仙の税のものに二十仙、八仙のものに三十仙、十仙のものに四十仙、二十仙のものに八十仙の税を課し、現在一瓦の税一仙の凡てのミネラル・ウォーターに十六仙の課税、現在チューイング・ガムに二分の税を課しつゝあるが、今後五仙賣のチューイング・ガムに課税一仙

活動寫眞及其他凡ての興業物の入場料税率を二倍とす、從來のフキルム税を廢止す。

**酒類税** ウイスキー一瓦の税二弗二十仙を六弗四十仙に引上げ、ビールの税三弗を六弗に引上げ、ワインの税八仙を十六仙に引上げ

**自動車税** 乗客用自動車のライセンス税を、馬力に依つて次の如く引上げ。

二十三馬力又は其れ以下は十五弗、二十四乃至三十馬力は二十五弗、三十一乃至四十馬力は四十弗、四十馬力以上は五十弗

**家内労働者税**

男子家内労働者一人に付、其給料の二割五分、四人又は四人以上の場合には給料總額と全額の税、婦人案内労働者一人使用の場合には無税、二人以上三人までは其給料の二割五分、四人又は四人以上の場合には給料總額と全額の税を課す（室内労働者税は雇主に依つて納められべく、以上の税は無論一ヶ年の税なり）。

即ち政府の腹案なる者は叙上の如かりしも、未だ議會上下兩院を通過せざる以前、一九一九年十一月十一日休戰條約成立と共に、大統領が同年十二月二日の議會に於て

若し戰爭が必然的に繼續するに於ては、一九一九年度中租税に依つて八十億弗を下らざるの金額を徵集するの必要ありしならん、併し戰爭は今既に終熄せり、予は此の金額を六十億弗に減ずるを安全なりと云ふ大藏卿の意見に同意す。

と述べたる如く、既定の方針は自然の數として六十億弗の税額に輕減變更せられ、該案は

大統領が二月二十四日（一九一八年）佛國より歸來、ボストンより華府に歸る特別列車内にて、同夜就眠する前署名裁可を與へられ、直ちに効力を生じ實施せらるゝ事となれり、空前の大豫算なるだけ大體に於て現行率より高まれるは勿論にて

**所得稅** は年收四千弗以下の者四分が六分となり、以上の者が一割二分と外に一分の追加稅となる。獨身者千弗夫婦者二千弗以下の所得者は免稅舊の如し、十八歳以下の小供一人に付、二百弗づゝの免除ある事も亦同様なり、超利得稅は會社の如き一割二分の普通所得稅の外、累進超利得稅を課せらる。

**郵便稅** は却つて輕減七月一日（一九一九年）以降端書一仙封書二仙に復舊、但し新聞雜誌第二種郵便は舊法通り、七月一日（一九一九年）以降は一封度に付、一仙二厘五毛より一仙五厘に引上げらる。

**酒稅** 一躍倍加せられ、ウヰスキー一ギャロン三弗二十仙の舊稅は六弗四十仙、日本酒同様二十仙より四十仙となれり、而して一切の酒類といふ中には類似のソーダ水等の如き輕飲料水をも含めり。

**贅澤品稅** 半贅澤品は思ひ切たる重稅を課せられ、被服類の高價なる者は一割課稅、例へば婦人の手提袋七弗五十仙、洋傘四弗、扇子一弗、男帽子五弗、女帽子十五弗、緋靴下二弗、キセノ、ウエスト十五弗等、以上の賣價の者は全部一割課稅の如し、此品目中には自動車、ピアノ、遊戯品、チューイング・ガム、寫眞機、キャンデー、化粧品及び諸種の藝術品も含む。

今左に參考の爲め本年度の贅澤品に課せらるべき消費稅并に個人所得稅に就て、其梗概を述べし。

運動用自動車及び類似品	三分
乗用自動車及び類似品	五分
以上二種の附屬品	五分
樂器	五分
運動用具	一分
チューイング・ガム類似品	三分

寫真機一個百斤以上の者	一	割
寫真フィルム及びプレート	五	分
キャンドー(日本菓子も含む)	五	分
鐵砲及び其附屬品	一	割
獵師ナイフ	一	割
刀劍類及び仕込杖	一	割
電氣團扇	五	分
魔法罐	五	分
琥珀煙草盆及びパイプ灰皿	一	割
毛織製品	一	割
石鹼類	三	分
陶磁器、繪畫、彫刻、美術的磁器、美術的ブロンズは、美術家以外に依りて販賣さるゝ場合は	一	割

(註) 以上一九一九年二月二十五日より實施

左記の品には消費税として、其賣上額の一割を賦課さる

カーベット又はラッグ 一平方五弗以上の者、(但し輸入品及び米國製にても毛織製品を除く)

繪畫額縁 十弗以上の者

トランク五十弗以上の者

旅行用又は化粧品入カバン及びスーツケース類二十五弗以上の者

錢入、バッグ、ポケット・ブック及び買物袋等 七弗五十仙以上の者

持運び爲し得るランプ及びランプ・セード其他燈光器二十五弗以上の者

蝙蝠傘、日傘等四弗以上の者扇子及び團扇一弗以上の者、

スモッキング・シャツ及びバス・ローブ 五弗五十仙以上の者

男子用チョッキ(但しスーツと離して購入の時は) 五弗以上の者

婦人少女の帽子及頭巾類 十五弗以上の者

男子及び男兒のキャップ類 五弗以上の者

男女及び小供等の靴類及びスリッパ類(但し不具者用の分は除外) 一足十弗以上の者

男子及び男児用ネクタイ類 二弗以上の者

婦人及び少女用スタッキング 二弗以上の者

男子シャツ 三弗以上の者

男女及び小供用のバジヤマ、寝巻及び下着類 五弗以上の者

婦人キモノ、ベチコート及びウエスト類 十五弗以上の者

(註、以上一九一九年五月一日實施)

化粧品及び賣藥税は五月一日より施行されたる者にて、以下の品目は一個に付賣捌價額が二十五仙若くは端錢の場合毎に、一仙を賦課するものとす。

香水、コスメチック、ワセリン、髮油、毛染、齒磨粉、白粉、總ての化粧品等

丸藥、散藥、水藥、錠劑、膏藥、塗藥等一切

寶石税 は四月一日より實施される者にして、眞物及び人工物等凡て賣價の五分とす。

飲料水税 は葡萄汁、ジンチャエール、ルート・ビールの如きは二月二十五日より、及び

アイスクリーム、ソーダ水其他類似の飲料水全部、十仙以上端仙毎に一仙づゝの税金を五月一日より共に賦課さる、尙ほ此外に酒類に關しては種々の税則あれども略す。

特別税 一九一九年一月一日より實施されたるものにて、今左には日本人に關係あるものゝみを掲ぐべし。

玉場、射的場税 玉場は一臺に付年十弗、ボリングアレーは一アレーに付十弗、

射的場は二十弗

貸自動車税 二人乗以上(二人乗は含まず)七人乗迄は一臺に付十弗、七人乗以上は二十弗

劇場税 劇場、博物館、音樂堂等入場料を徴する者は、次の規定に依り年額税金を納付す、席の數二百五十席迄は五十弗、二百五十席より五百席迄は百弗、五百席より八百席迄は百五十弗、八百席以上は二百弗、尙ほ劇場興行主は年額十五弗。

更に今數字に依り個人所得税を説明すれば左の如し。

獨身者の場合 所謂年收千五百弗の時は千弗の免除額を扣除し、殘額五百弗に對する基

礎税率六分即ち三十弗。六千弗の時は同様免除額千弗を扣除したる残額四千弗に對する税率六分即ち二百四十弗と、同千弗に對する通常税率一割二分即ち百二十弗と、外に追加税率一分即ち十弗合計三百七十弗の税額となる、次に

夫婦者の場合 所得年收二千五百弗の時は、二千弗の免除額を扣除したる残額五百弗に對する税率六分即ち三十弗、六千五百弗の時は同様免除額二千弗を扣除し、残額四千弗に對する基礎税率六分即ち二百四十弗と、同五百弗に對する通常税率一割二分即ち六十弗と、外に追加税として一分宛即ち十弗合計三百五十弗の税額となるが如し、以下之れに準ずる者と知るべし。

## 第五篇 軍 備

### 一 陸 軍

#### 無軍備より大陸軍

驚くべきは米國陸軍の大擴張なり、幾んど無軍備の状態より一躍して、世界の大陸軍國となれる一事なり、開戦當時正規軍の將校五千七百九十一名、兵卒十二萬千七百九十七名に過ぎざりし小陸軍が、一九一七年五月十七日議會を通過せる新徴兵令に依り、六月五日を以て二十一才より三十才に至る全國壯丁約一千萬人の登録を行ひたる結果、開戦後僅々一ヶ年の間に二十五萬の將校と、現役兵二百二十七萬四千となり、猶ほ翌年同月同日を以て、滿二十一才に達する全國壯丁の第二次登録を行ひ、此中より約百萬の新兵を募りて、同年中約三百三十萬となせしが、時局の推移は益々其擴張の必要を促がすに至り、更に其年九月十二日を以て、十八才以上四十六才以下の全國壯丁約千三百萬人の第三次登録を行ひ、此上二百五十萬乃至三百萬の新兵を作り、來夏までには少くも五百萬乃至六百萬の精



兵を佛國戰線に配置するの大計劃なり。

翻つて新徴兵令實施後、一ケ年間に於ける軍備の充實は如何と見るに、是れ亦驚くべき列強武裝のレコードなり、陸軍卿ベーカー氏が議會下院陸軍委員長デント氏より、參戰以來の陸軍々備の成績報告を請求せるに對し、(一)兵員増加の統計(二)軍需品の調達(三)陸軍處置状態(四)軍隊輸送設備(五)航空機建造の成績(六)銃器及彈藥(七)大砲及彈丸(八)佛國に於ける米軍上陸の設備(九)出征軍の風紀及士氣等に付き、詳細に涉つて報告を試みたるもの之を証して餘りあり、曰く

兵員の増加 米國が開戰を宣言したる昨年(一九一七年)四月六日より、本年(一九一八年)七月一日までの兵員増加の成績 開戰當時の正規軍の將校は五千七百九十一名、兵卒は十二萬千七百九十七名なりしが、將校一萬千三百六十五名、兵卒五十一萬四千三百七十六名に増加し、國民軍は將校三千七百三十三名、兵卒七萬六千七百十三名より、將校一萬七千七十名、兵卒四十萬七千四百四十一名に増加し、豫備軍は四千名より將校三萬千九百六十八名、兵卒七十萬八千五百六十名に増加し、開戰後新たに召集されたる

壯丁の數は約百萬に達したり。

被服車輛其他 陸軍給養班は、開戰以來六月十五日(一九一八年)までに、次の如き被服其他を調達せり。

ハムマー	二、五六七、〇〇〇
アツキス	五、一二一、七二九
ファイルス	一〇、八七〇、〇〇〇
車輛用繩	一、七〇〇、〇〇〇
運輸車輛	一二九、〇〇〇
戰鬪車輛	二六、〇〇〇
軍馬	三三九、五九三
靴	二七、二四九、〇〇〇
長靴	二、三四〇、〇〇〇
カーヴァシュー	四、〇一〇、〇〇〇
アンダーシャツ	四三、九二二、〇〇〇
軍服切地(ヤード)	一〇三、〇二八、〇〇〇
スタツキング	一〇四、三三三、〇〇〇

陸軍衛生部隊 正規軍及國民軍の五月末日（一九一八年）までの一週間千名に就ての死亡率は四、八九にして、六月七日までの一週間の其れは四、一四なり、米國內地に於ける陸軍病院の六月七日當時のベッド数は七萬七十六にて、内地陸軍病院数は七より七十二に増加し、佛國戰地米軍野戰病院は、出征總員の約一割を收容し得るの設備を有す、陸軍衛生部隊員の數は、高給員九百名より二萬四千名に、下級員八千名より十四萬八千名に増加せり。

戰地輸送機關 昨年八月より米軍鐵道部隊九個聯隊渡佛し、目下四個聯隊十九個大隊渡佛の途に在り、以上を合計すれば鐵道部隊員は四萬五千名となる、米軍鐵道は佛國に於て廣軌用貨車二萬二千輛、機關車千六百輛を運轉しつゝあり。

航空機製造 陸軍は六月八日迄初步者練習用飛行機四千四百九十五隻、熟練者練習用飛行機八百二十隻を調達し、六月八日までに戰闘用飛行機二百八十五隻を建造し、リバーチー式エンジン總計二千を海陸軍に供給し、飛行隊用機關銃三萬七千三百五十挺を製造したり。

小銃製造進行 開戦以來六月一日までに各種小銃百三十萬挺を供給せり、一九一七年式銃即ち改良エンフィールド式銃の製造高は百萬挺を超過せり。

砲製造獨立 プロローニング式重機關銃は、内地各軍練習用として充分供給せられ、五月中の供給高は九千挺に達し、同月中の輕機關銃の供給高は千八百挺に達したり、米國陸軍は巨砲の製造に最も困難を感じつゝあり、陸軍省は全國に十六の砲製造所を設け、又は設けんとしつゝあり。米國陸軍は巨砲製造に於て、漸次獨立せんとしつゝあり。

米軍上陸設備 陸軍省は佛國の米軍上陸港名を發表するの自由を有せざるが、米軍工兵隊の上陸點設備の活動は驚くべきものあり、現在米軍上陸佛港は毎日七十五噸の貨物を收容し得、尙ほ米工兵隊は佛國森林を伐採して、上陸軍の宿營を建設しつゝあり。

更に翻つて之れを米軍の出征數に見るも、是れ亦た陸軍卿が六月一日付（一九一八年）を以て、大統領に廻付せる報告に依るを便とせん、曰く

最初の出征 部隊——赤十字隊——が歐洲へ向け米國海岸を離れたるは昨年（一九一七年）五月八日にして、其十二日後に米軍司令官パーシング將軍及其幕僚出征の途に就き、

而して同月末日までの出征米軍の数は千七百十八名に達したり、其翌月米兵一萬二千二百六十一名渡歐し、其後米兵續々出動して、三月二十一日(一九一八年)獨軍が西部戦線に於て、大攻勢を開始する際には、出征米軍の數約三十萬の多きに達したり、爾後訓練軍隊の數激増し、船腹又著るしく増加せるを以て、米軍輸送の速度は急に増加し、四月には十一萬七千二百十二名、五月には二十四萬四千三百四十五名、六月には二十七萬六千三百七十二名の軍隊、本國海岸を離れて佛國某港に續々上陸したり、過去三ヶ月の輸送兵數六十三萬七千九百二十九名の多きに及びたり。

陸軍卿は更に米軍の輸送に付き、左の如き數種の報告を爲して曰く

月別出征數 昨年五月より本年六月までの出征米軍數を月別にすれば次の如し。

千九百十七年度	
五月	一、七八一
六月	一二、二六一
七月	一二、九八八
八月	一八、三三三

千九百十八年度	
九月	三三、五二三
十月	三八、二五九
十一月	二三、〇一六
十二月	四八、八四〇

千九百十八年度	
一月	四六、七七六
二月	四八、〇二七
三月	八三、八一
四月	一一七、二二二
五月	二四四、三四五
六月	二七六、三七二
外に海兵團	一四、六四四
計	一、〇一九、一一五

病氣其他の事故に依り出征地より歸還せる兵、負傷病戰死兵及海上にて失はれたる兵の總數は八千六百六十五名にして、其中獨國潛航艇の襲撃に依つて、生命を失ひたる者の數は僅に二百九十一名に過ぎず。

輸送兵百萬に就き僅に二百九十一名の溺死者を出したるは、我海軍の警備如何に充實せるかを語るものなり、尙ほ出征米軍の被服、食料、兵器、彈藥の供給は充分にして、米國內地の軍需品製造業著るしく進展しつゝあり。

其後船腹の充實と共に、七月に於て三十萬七千八百八十二人、八月に於て二十八萬九千五百七十人、九月に於て二十五萬七千四百三十八人の如き増加を見るに至り、昨年十二月に於ける總出征数は、豫定の百五十萬を超過すること約五十萬即ち二百萬の多きに達せり、陸軍卿が『米國軍隊輸送事業豫定の計畫より約六ヶ月前進せり』と報告したるは宜なりと謂ふべし、右の數字に依り一ヶ月の出征数は平均約十萬に當ることゝなるが、是れ豈に驚くべき出兵の速度にあらずや、之れを戦前の米國陸軍に顧みるもの、誰か亦た隔世の感なしとせざらん。

#### 沿 革

無軍備國より一躍して世界の大陸軍國となれること既に前述の如し、抑も米國陸軍の濫觴とも稱すべきは、革命戦開始の前年即ち一七七四ニュー・イングランド州の各殖民地が、

其當時母國たりし英國に叛旗を翻さんとし、其翌年英米のレキシントン衝突の際、各州殖民地會議は三萬の兵力を必要とし、其編成を早むる爲め五十九名の一個中隊を編成せる者に大尉の官等を、十個中隊を編成せる者に大佐の官等を授くべき奨勵法を設け、此下に義兵を募集したるに在り、其後此方法は軍隊編成の手段として、最近に至るまで繼續せられ現に西米戦争の時、騎兵聯隊を編成せるルーズベルト氏が、大佐の官等を授けられたる如き、正に其起原を當時に發するものなり。

右の方法を以て編成されたる殖民地軍隊を大陸兵と呼び、ワシントン將軍其最初の指揮官にして、此大陸兵なるもの即ち今日の米國正規軍の前身たり、米國は斯の如く全殖民地の防禦の任に當る大陸兵を組織しながら、更に各州は自衛の爲め民兵を編成するの必要に迫られ、一七七五年殖民地會議は十六歳以上五十歳までの兵役に堪へ得る男子を民兵とし、正規軍不在の時進んで敵に當る義務を負はせ、各州立法部の同意を得て之を召集するの規定を設けたるもの、之れ今日各州民軍の始なり。

一七七六年聯合十三州は獨立を宣言し、其翌々年憲法を制定して中央政府の基礎を置き、

軍隊の召集に幾多の奨励法を設け、一七八一年には大陸兵一萬三千民兵七千三百に増加したるが、一七八三年平和克復するに及び、軍隊の常設は人民の自由を脅迫する虞あると、國庫の疲弊したる爲めに依り、遂に軍隊を解散する事とせり、然るに一七八七年現在の合衆國憲法成り、合衆國政府創設せらるゝや、其翌々年陸軍省を設け、現行陸軍編成の基礎たる平時編成法を定め、再び正規軍を編成する事となりしも、當時の正規軍の数は僅かに一萬乃至三萬を上下するの少数に過ぎざりし。

其後一八四六年米墨兵衝突の際、議會は即刻五萬の義勇軍編成案を可決し、正規軍及民軍の兵力を増加し、正規軍三萬一千、民軍二千六百、義勇軍六萬を以て墨國遠征を試み、降つて一八六〇年南北戦争勃發せる當時は、正規軍合計四萬六千、民兵及義勇兵二百六十三萬となり、一八九三年米西戦争破裂に際し、正規軍を六萬四千に増加し、民兵及義勇軍を二十三萬募集せり、其後ポルトリコを占領し、比律賓を占領して、米國が世界列強の班に入るや、一一九〇年を以て、正規軍の最大限度を十萬とし、此十萬の制度は昨年（一九一七年）議會が陸軍擴張案を通過するまで繼續せるものなり。

### 組 織

米國の陸軍は正規軍國民軍及義勇軍の三つより成る、正規軍は即ち常備軍にして、戦時野戦軍の骨幹を爲すものなり、國民軍は各州毎に個々別々に編成し各州知事之が司令官に任じ、經費は各州の負擔たるべきも、軍器及装具は中央政府の供給する處、國民軍は戦時事變に際して大統領之を召集し、國內の防備に使用し得るも、之を國外に使用する事を得ず、義勇軍は事變に際して志願者を募り、之を編成するものにて、其召集すべき兵力及召集期限は議會の決議に依る。

合衆國軍は平時聯隊を以て編成の最大單位とし、此聯隊は中隊大隊に分離して各所に配置さる、旅團師團を編成して訓練を施すは一ヶ年僅かに數日に過ぎず、師團は歩兵三旅團騎兵一聯隊、野砲兵一旅團、工兵一大隊、通信兵一大隊及輜重より成る、歩兵一聯隊は三大隊、大隊は四中隊より成る、騎兵聯隊は歩兵聯隊と編成同じきも其人員を異にす、野砲兵一旅團は二聯隊、一聯隊は二大隊、一大隊は三中隊より成る、工兵大隊は四中隊、通信大隊は二中隊より成る。

正規兵の徵募法は全く志願制度にて、十八歳以上三十五歳以下の者を募集し、検査に合格したる者は、全國內に在る五個所の徵募屯營の何れへか送り、新兵教育を施し、其後各隊に配置さる、正規軍の服務期限は七ケ年、最初の四年は在營、殘餘の三年を歸休とす、而して四ケ年の服務を誠實に勤務せる者に限り更に再服役を許し、給料を増し、服務三十年に達すれば之を退役に編入す、國民兵は各州市民十八歳乃至四十五歳の志願者中より所要の人員を徵集し、第一民軍即ち護國軍に編入し、其他を第二國民軍に編入す、第一國民軍の服務期限は各州毎に差異あり一定せず、第二國民軍は平時隊伍に編成せらるゝ事なく且つ軍隊教育も受けず、義勇兵は國家の危急に際して一般志願者を募集し編成す、而して義勇軍を編成する權能は大統領に在り、其徵募法は各州の人口に應じて徵集し、徵集すべき兵力は各州に平等に配置するを通則とす。

凡そ一國の軍備は必ず其國の國是に伴ふものなり。米國は大統領モンローが始めて對外政策を確定し、有名なるモンロー敎書を發するに及び、此國策を遂行する爲め正規軍を一萬に増加し、其後十九世紀の末葉に於て、西班牙と戰を交へて其領土を擴張し、世界列強

の班に伍するや更に正規軍を十萬に増加せり、米國はモンロー主義を楯とし、米大陸の軍政に關し、他國の干涉を許さざると共に、自らも米大陸外の問題に關しては、超然主義不干涉主義を把持せしが、マツキンレー大統領時代より、列國の問題に發言權を得んとし、世界政策の渦中に投ずるに及んで、遂に軍備擴張の必要に迫らるゝに至れり。況んや對墨抗議の失敗や、歐洲戰爭は愈々以て軍備擴張熱を熾んらしむるに至りたるをや。

#### 擴 張

軍備擴張の必要を認めたるウイルソン大統領は、昨年(一九一七年)三月陸海軍の國防上必要な、軍備擴張案に關する具體的調査を命ぜり、此調査の結果參謀本部は大要次の如き國防案を策定せり。

正規軍 布哇、比律賓、巴奈馬に各一師團、ポルトリコに一聯隊、米本國にては大西洋岸に一師團と騎兵一旅團、太平洋岸に二師團と騎兵二旅團、米墨國境に騎兵一旅團、中央に豫備として一師團と騎兵一旅團、要塞守備隊として海岸砲兵二百八十九中隊、合計人員屬領地約八萬、米本國約十五萬

大陸軍 五十萬を募集し豫め九ヶ月の軍事教育を施す

義勇軍 常備訓練すべき軍隊の外に、義勇軍五十萬を編成す

前陸軍卿ガリソン氏は前記參謀本部の調査に基き、左の如き五ヶ年繼續十億三千四百四十萬弗支出の擴張案を提出せり。

正規軍 將校七千三百三十六名、下士卒十三萬四千七百〇七名に増加し、現役服務期間を二年、歸休期間を四年と改むること

大陸軍 正規軍の補足として一種の志願制度に依る豫備軍たる大陸軍を創設し、其人員を三年計劃四十萬とすること

國民軍 中央政府は國民軍は經費補助費毎年六百六十萬弗を一千萬弗に増加し、國民軍の充實を期すること

議會はガリソン氏の大陸軍案を以て、州權を縮少するものと見做し否決し、ガリソン氏は責を引て辭職せり、尋で下院は昨年三月中旬下院陸軍委員會提出の(一)正規軍を十四萬に増加す(二)中央政府直轄の國民軍四十二萬を置くとの案を通過せるが、上院は四月中旬下

院案を否決し(一)正規軍平時二十五萬(二)戰時中央政府は義勇兵二十六萬一千を募集(三)各州國民軍中央政府直轄を二十七萬五千とすとの案を通過せり、即ち右の如く兩院の通過案に多大の懸隔あるより、兩院協議會を開き(一)正規軍の平時兵力を二十萬六千(二)同戰時兵力を二十五萬四千(三)國民軍を四十二萬五千となす事とし、之れにて大統領の署名を経たり、増設すべき部隊は歩兵三十五聯隊、騎兵十聯隊、野戰砲兵十五聯隊、海岸砲兵一萬九千、工兵五聯隊にて五年計劃、兵役は現役三年豫備役四年なり、以上の部隊を以て布哇、比律賓、巴奈馬に各一師團、米本國に歩兵四師團、騎兵二師團合計九師團を編成すること、做せり。

### 義務徵兵

人道、正義、自由を標榜し、世界の民主々義の爲めに、此三者を以て戰闘を行はんとし、過去に於ては殆ど國防なる者を度外視したる米國が、海軍の大擴張を爲し、今又茲に徵兵制度を布きて、大陸軍を建設せんとするに至りたるは、米國有史以來の大事業にして實に

亦た世界の驚異たり。

二月三日(一九一七年)對獨國交斷絶し、開戦は到底避くべからざるものと豫期したる大統領は、從來の義勇制度を改めて、全國に義務徴兵制度を布き、以て萬一に備ふる處なるべからずと做し、同月二十三日を以て、次の如き陸軍參謀本部作成の義務徴兵案を政府案として議會に提出せり。

- 一 毎年全國狀丁五十萬人を徴集し、一ヶ年間兵事訓練を加ふ
- 一 米國男子は十九才に達せば、十一ヶ月間兵事訓練を受け、二十歳に二週間、二十一歳に二週間、豫備召集に應ずるの義務あり
- 一 體格検査に於て不合格なる者は、永久的兵役を免除す
- 一 臨時不合格者は爾來年々體格検査を施し二十五歳に及ぶも依然たる際は、兵役を免除するも戦時に在りては召集す
- 一 家族の生活維持上兵役を課し能はざる壯丁は、毎一年其事情を調査し、事故已める際は之を召集し、二十五歳に至るも事故已まざる際は、豫備兵名簿に移し、豫備兵定年前事故已める際は、之れに相當する平時訓練を施し、又は戦役に就かしむ
- 一 十一ヶ月兵役に就ける男子は、兵役を終れる後四ヶ年一ヶ月間豫備兵役に列し、其後七ヶ年間は第二豫備兵と

して其後四十五歳に達するまでは、後備兵役に列せしむ

- 一 開戦切迫の際第一第二豫備兵は、直ちに召集さるべし
- 一 各兵々役定年は戦時中戦争終了まで之を延長さるべし

之れを國情よりするも米國の義務徴兵は、米國の史上特筆すべき大變革なるだけ、議員間にも之れに反對するものあり、或は又兩院の間其徴集年齢に於て互ひに其見る所を異にする等ありて、爲めに議會提出約三ヶ月後即ち五月十七日を以て漸く義務徴兵案の成立を見るに至れり、而して兩院が通過せる陸軍諸案の内容は大略次の如し。

#### 義務徴兵本案

召集人員 約百六十萬にして取敢へず五十萬を召集す。(註、召集人員二百萬なりし者)

年齢制限 二十二歳以上三十歳以下。(註、上院は二十一歳以上二十七歳以下、下院は二十一歳以上四十歳以下なりし者)

兵役免除 軍需品工場就働者、税關吏員、郵便局員、商船乗組員は兵役を免除せらるべく、尚ほ身體兵役に堪えざる者、家族扶養の義務ある者、兵役に不賛成なる信條を有する宗教團體の教役者も兵役を免除せらるべし。



### 義務徴兵附隨案

正規常備軍 戰時單位の極限度まで増加す。

國民軍 大統領は國民軍を合衆國々防に使用するの權能を有す。

兵員手當 戰時兵員の手當を増加し、二十一弗以下の俸給の者に十五弗の手當を給す、俸給の増すことに手當を減す。

兵營禁酒 兵營内及兵營附近に於ける酒類の販賣を禁止す。(註、議會は一九一八年九月七日を以て、一九一九年七月一日以後戰爭終結し、米軍販國解隊まで輸出目的以外酒類の販賣を禁止し、又全年五月一日以後米軍解隊まで、穀類果物其他凡ての食料品を酒類醸造に使用するを禁止し、且つ此案が大統領の署名を経たる日より米軍解隊の日まで、凡ての酒類の輸入を禁止する、即ち所謂戰時全國禁酒案なるものを通過せり)

ルーズヴェルト師團出征 大統領は必要と認めたる場合、ル氏義勇歩兵四個師團を歐洲戰地へ出動せしむるの權能を有す。(註、ル氏義勇師團出征案は、大統領に依つて拒絕されたる爲め、ル氏は出征に政治的意味を有せずと聲明し、全時に解散を宣言せり)

### 軍隊召集令

大統領は既に兩院を通過し、大統領の署名を経たる義務徴兵法を實施するに當つて、五

月十九日(一九一七年)次の如き召集令と召集の説明書とを發表したり。

合衆國議會は次の如き條項を含む義務徴兵案を通過し、大統領は一九一七年五月十八日其義務徴兵案を裁可したり

徴兵の年齢 二十一歳以上三十歳以下の合衆國民(一九一七年六月五日までに第二十一回誕生日を過ぎたるものより、同日までに第三十一回誕生日を過ぎざるもの)は大統領指令の時日及び場所に於て登録すべし、但し正規常備軍、陸軍國民兵、海軍正規兵及び海軍國民兵に屬する者は登録より除外せらる

登録の方法 大統領は各州知事に壯丁登録事務を委任す、各州知事は國會議員選舉區を壯丁登録區として登録事務を行ふべく、人口三萬以上の都市の登録を市長に、郡部の登録をシェリフに委任し、市長及びシェリフは登録事務所を選出すべし、壯丁登録は來る六月五日午前七時より午後九時までに行ふ、但しアラスカ、布哇及びポルトリコに於ける壯丁登録期日は追つて發表すべし

忌避者罰則 登録すべき者にして、登録を怠る者又は偽れる登録を試むる者、或は身

體検査や召集に應せざる者は、合衆國區裁判所より訴へられ、一ヶ年以下の禁錮に處せらるゝか、又は軍法會議に附せられ、軍法會議會に依つて處斷せらるべし、病氣にて登録所に出頭し得ざる者は、登録日まで其旨届出づべく、原籍地より不在なる者は、原籍地登録所に郵便を以て登録書を送付すべく、人口三萬以上の都市に滞在寄留中の者は、其市に於て登録すべし

軍隊召集に非ず 國民召集なり、合衆國大統領たる予は、義務徴兵法に依りて壯丁を召集す、されど壯丁の召集は軍隊を召集するの意義を有せず、吾人が戦はんとする敵國は暴力を以て、兵力を以て世界に臨む、敵國は軍備を擴張して、今回の戦争を惹起するに至れり、其敵國に對して吾人は争闘すべく軍隊を召集す、併し吾人が以て軍隊と稱する處のものは、所謂軍隊にあらず國民 Nation なり、吾人は國民を召集するものなり、合衆國市民は以上の意義を深く感銘し置かざるべからず

米國の大事件 吾人は單に所謂軍隊を召集するものに非ず、吾人は所謂軍隊の外に全國民を召集す、故に軍隊の召集に漏れたる者は、職業又は男女老幼に關せず、各々努む

べきことを努め、夫々責任を負はざるべからず、義務徴兵制度の實施は、米國の新時期を劃すべき大事事件なり、米國の歴史上空前の大事事件なり、義務徴兵法は徴兵を忌避するものを強制的に召集する法令にあらず、壯丁が自發的に集團を作るの約束なり、予は全國民が以上の意義を明かにして、軍隊に参加する者と参加せざるとに關せず、舉國一致して義戦に従事する事を希望して止まざるものなり。

以上の宣言中特に「合衆國市民」とあるより、在留外人の登録に就き多少疑義の點ありしも、米國陸軍者が徴兵適齡者登録の際、違犯者を出さざる爲め、特に發せられたる次の如き告示に依り、人種、國籍を問はず、凡て登録すべきものなること闡明するに至れり。

- 一 登録は六月五日唯だ一ヶ日を限る
- 二 當日合衆國居住男子にして、當日まで滿二十一歳に達せる者より、全日までに滿三十一歳の誕生日を迎へざる者は、必ず登録所に出頭手續を了すべく、其手續を畢し得るは唯だ現に海陸軍兵役に服する者に限る
- 三 該登録と義務徴兵とは別箇の問題なり、兵役服務を免かるゝ者と雖も登録を要す
- 四 該登録は公共義務なり、此義務概念を欠く者は禁錮、罰金に非ず)に處す
- 五 病氣の爲め登録所に出頭困難なる者は代人を派し、登録用紙の下付を受け、之れに規定の條項を記載し係官に

郵送すべし

六 當日不在なるべき者は登録を郵送すべし

七 登録者は當日午前七時より午後七時までとす

因に登録義務は右年齢の男子は、米國市民たると市民たらざるとを問はず、即ち國籍の如何、人種の如何を問はず、悉く之れに服すべきものとす。

大統領は更に登録壯丁徴集方法に關し、次の如き宣言書を發せり。

登録壯丁の徴集事務は、地方免除局と合衆國裁判區局との二種のボードに依つて取扱はる、即ち各郡人口四萬五千毎又は市區人口三萬毎に一の「地方免除局」なるもの設けられ、別に合衆國裁判區毎に一の「裁制區徴兵局」なるもの設けらる、數日中に徴兵執行規則發表せらるゝが、地方免除局は壯丁を徴集すべきか、又は免除すべきかを定め、裁制區徴兵局は地方免除局の報告を基礎とし、免除に就ての最後の決定を與ふるものなり

義務徴兵に依つて登録壯丁を選抜し、多分來る九月一日を以て第一回壯丁召集を行ふ、義務徴兵法に依つて召集せらるゝ壯丁は、陸軍正規兵、國民兵、海兵と共に米國戰闘隊

を組織するものなれば、壯丁選抜の任に當る者は、信實と愛國と正義とを旨として、其任を全ふし不正偏頗の處置あるべからず、亦た壯丁各個人の事情を誠實に調査し、公平に徴集と免除とを區別せざるべからず、地方免除局は其受持區域の登録壯丁の姓名を表につけて其表を公表し、然る後徴集と免除との區別を附して、徴集せらるゝ者の姓名を公表し、其公表の三日以内に徴集せらるゝ壯丁に、郵便を以て通知狀を發すべく、通知狀を受けたる壯丁は體格検査に應ずべし、壯丁中免除を要求する者は體格検査後に其旨を届出づべし、徴集を免除さるゝ者は(一)合衆國及其屬領の官吏(二)宗教の教役者と神學生(三)現在陸海軍の服役中の者(四)第一歸化證を獲得せざる凡ての外國人(五)市郡吏員、税關吏員、合衆國軍器彈藥製造所又は海軍造船所に就働中の者、船舶航路案内者(六)獨國人(七)家族扶養の義務ある者(扶養さるべき妻又は子供を有する既婚者、扶養さるべき父母を有する者、十六才以下の扶養さるべき弟妹を有する者等)(八)本年五月十八日以前に既に存在せし兵役に、不賛成なる宗教々派に屬する者等是れなり、家族扶養の義務ある者にして、兵役の免除を要求する者は、家族及び隣家の家長の署名ある宣誓

書を提出するを要す、地方免除局は免除要求書受領の三日以内に、免除を許すべきや否やを決定して、裁判區徴兵局へ報告すべし、裁判區徴兵局は、其報告受領の五日以内に免除不免除の判定を下すべく、裁判區徴兵局の判定は最後の判定にして、全局に依つて免除を許されざる者は、如何なる事情あるとも兵役に服するの義務を有す、又全局は工業及び農業に従事する者の免除をも判定すべし、然れども免除許可證は永久に有効たるものならず、免除を許可せられたる者も、今後戦局の變化如何に依つて、或は免除を取消さるゝことあるべし。

右の如く壯丁徴集は不正偏頗なきを期する爲め、最も公平なる抽籤法に依り、即ち抽籤は壯丁全部に行ひ、先づ第一回募集數たる六十五萬二千、陸軍省は最初義務徴兵法に依りて、壯丁約一千万中より五十萬を徴集する筈なりしが、多數の兵役免除者あるべきを豫期し、後に至り一部修正を施し、豫定以上に徴集すること、做せりを抜き、次に第二回第三回と各種の組を作り、第一回徴集中の免除者を第二回組にて補足する事と定められたり。

其初め登録者は一々免除局に出頭し、質問に應じたるものなるも、之れには多數の時間

と多大の手数とを要し、到底其煩に堪ふる處にあらざれば、後に至り一々質問書を發送して應答せしめ、之れに依つて各階級及び免除不免除を判定するの便法を採用する事となれり、質問書の要項は次の如し。

姓名 原籍 (一)免除を要求するや (二)生年月日 (三)現住地 (四)近親者姓名、居所及親戚關係 (五)獨身或は妻帯關係、結婚年月日 (六)小供を有する者は其名及年齢居所 (七)現在の職業、月收 (八)雇主姓名及住所 (九)イ、兵役に在りしや其官職兵科及期間 ロ、志願兵科 (十)本國にての學校教育 (十一)米國にての學校教育 (十二)大學又は専門學校教育ある者は研究科目及學校名 (十三)英語以外に解する國語 (十四)刑罰を受けしや、刑罰に服しつゝありや、判決を待ちつゝありや、保釋中なりや (十五)身長、體量 (十六)健康狀態、精神に異常なきや、瘋癲病院名と所在 (十七)牧師僧侶の職責を有するや、若し牧師僧侶の職に在りせば何處に於て如何にして何時就職せしや傳道地及其性質を記すべし (十八)千九百十七年五月十八日に於て資格公認宗教學校牧師として教育を受くる學生たりしや否 (十九)千九百十八年五月二十日全上たりしや、若くは公認醫學生たりしや (二十)千九百十八年五月二十日以降同上宗教學校又は醫學校學生たりしや (二十一)若し同上學生たりしせば其期間及其等學校は公認を受けたるものなりしや否、學校所在地、學校は全部又は部分的に通信教授の學校なりしや否 (二十二)神學生又は醫學生たる事實は消滅せしや、現在の職業如何 (二十三)合衆國市民なりや (二十四)國籍、渡米年月日、兩親の何れにか全伴せしか (二十五)販化第一證を有するや、得たりせば其日付 (二十六)徴集免除を要求するや (二十七)本國より徴集狀を受けたる時は販國の上之に應ずるや (二十八)兩親の出生地及現

住地 (二十九) 兩親の何れか米國に在りや、其在留期間 (三十) 兩親の何れか米國に皈化せしや、何時、何處にて (三十一) 米國にて選挙の爲め登録せしや又は投票せりや

上述の如く義務兵制度實施さるゝ事となり、六月五日を以て壯丁登録實行さるゝに當つて全国各地の獨探の煽動に依り起れる反對運動を始め、忌避者或は逃亡者等を出し、前途の多少危ぶまれたる米國義務徴兵法は、政府の斷乎たる決心に依り、總ての障害を排し去り、兎に角米國空前の大事業を遂行せる事、實に亦た世界稀觀の壯觀たるを失はず。

在米日本人の徴兵に關する米國徴兵局の發表に依れば、在米日本人は (布哇日本人も含む) にして、米國徴兵登録を爲したるもの、總數は實に五萬六千六百九十七名、之れを在米外國人全體の登録者數に比較すれば、其一割四分六厘に當れり、此内抽籤に當籤したる一級組は九百八十三名、内市民權を有せざる者七百五十一名は免除となり、殘餘の二百三十三名徴兵せらるゝ事となれるも、其中大使の抗議に依り免除せられたる者十三名、其他の事情に依り免除されたる者もあれば、結局兵役に服せる者は二百名内外なり、此内最高曹長級の者二三名を除き他は總て兵卒なり、而して日本兵は總じて何れも好成績にして模

範兵たるの格ありと做せり。

#### 徴兵入營と教書

大統領は陸軍大總督の資格を以て、九月五日新募義務徴兵入營と共に組織せる全兵士に與ふる教書を發布して曰く

#### 國軍の各兵士に告ぐ

諸子將に大任に就かんとす、全國民の心總て卿等の上に傾けらる、諸子の一舉一動は皆に卿等の近親者のみならず、全國民が悉く至大の興味と注意とを以て視る所なり、現大戰は吾人個人をして戦友同胞の關係に立たしめ、眞米人をして各自に吾が國家獨立の爲め、初めて貢獻せるを感せしむ、卿等は一面に於て自由の戦士たり、故を以て世界の耳目悉く卿等の上に歸す、諸子須らく自由の戦士たるを矜とし、之を念とし、到る處有らゆる人々に、卿等は皆に良兵士たるを示すのみならず、善良の人たるを示すべし、自分を持つること謹直に常に渾潔たるべし、希くば此機を利用し、吾人其内に生活するを誇りとするに足る光輝ある生活の標準を定め、亞米利加の冠上新たに月桂樹葉を添へんこ

とぞ、子の感激と信念卿等と共に、有らゆる戰場、有らゆる試練裡に在らん、神明卿等を照覽加護を垂るべきを疑はず

此日華府に於ては入營すべき華府壯丁千四百名内外市内を行列し、官民の大歡呼を以て迎へられたるが、大統領は全壯丁隊の先登に立ちて自分之れを率ひ、ペンシルバニア街を行列せり、道路兩側には米西戰爭出征の老兵、内閣員、上下兩院議員政府各省官吏、陸海軍將校騎兵隊堵列し送迎の意を表したるが、壯丁の近親者又は堵集之れを見送り、初め離別の悲哀に暮れたる涙は、大統領が政務多端の際にも係はらず特に行列に加はり、炎天の下に一哩半に亘り行進するを見るに及び、忽ちにして感激の涙に變じ、光景嚴肅壯烈を極めたり、聽て大統領は豫て準備せる閱覽臺前に至るや、列を離れ壇上に登りて全員を閱覽せり、壇上には列國大公使もありたるが、大統領間近に當時の特使石井菊次郎氏が立、自由の爲めに戦ひに赴く壯丁の門出を見送りたるは最も衆目を惹けり。

六月五日第一回徴兵登録後、翌年六月五日（一九一八年）を以て、同日までに滿二十一歳に達するもの、第二回登録を行ひ、同年九月十二日更に同日までに、滿十八歳以上四十

六歳以下の第三回登録を終りたること、前に既に説けるが如し、而して第三回登録は、來夏までに兵員五百萬を佛國戰線に立たしめ、之れに依つて一ト押し敵國を屠らんとする、所謂米國の自主的大雄圖大決心に出でたるは素よりなりと雖も、而かも亦英國の懇請ありたるにも據らずんばあるべからず、英國首相ロイド・ジョージ氏は、曩きに倫敦に開かれたる英米軍事會議に於て、英國は米國が約百萬の軍隊を急速に歐洲へ派遣することを希望すと述べたり、米國當局者は右の希望を解釋して、百萬の軍隊を急派の後、引續き數百萬の軍隊の派遣を懇請するを意味するものと做し、之れが爲め米國は新たに兵員増加の策を立て、其結果十八歳以上四十六歳以下の徵集案の成立を見るに至りたるが爲めなればなり。

#### 將校士卒の養成

獨逸の某軍事通が、米國は戰爭に参加するも軍隊を有せず、故に開戦勿々壯丁を募集し訓練せざるべからず、されど一夜作りの軍隊は其用を爲さず、急造されたる將校に至つては殊に然り、米軍の第一の弱點は將校の數の乏しきと、其訓練の足らざるとに在りと評したる如く、米國陸軍幹部等も亦米國は人口夥多なるを以て、百萬の兵を募集し訓練するこ

とは容易なるべきも、獨り米國陸軍の困難なりとする處は將校の不足に在りと做し、此點のみは夙に其短所なるを認め居れり、之に於て米國陸軍省は米國が開戦し義務徴兵法を實施すると同時に、義務徴兵に依つて取敢へず九月五日までに召集さるべき壯丁六十二萬五千に附屬さるべき將校の養成を、昨年六月三日(一九一六年)を以て發表されたる國防條令第五十四條に依り、同年の夏開かれて好成绩を挙げたるブラック・ブルグ夏期市民軍隊訓練の方法に則り、短期間に多數の將校を養成することとせり、即ちブラック・ブルグ法に實戰に適する方法を加味して將校を養成するに在りて、先づ全國十六個所に臨時將校養成所を設け志願者を四月下旬に募集し、五月十五日より訓練に着手せり、將校志願者の數は多數に上り、募集締切までに豫定以上の應募者を得、其大部分は大學に於て幾分兵式教練を受けたる大學生、國民兵中成績の佳良なる者、私立陸軍學校卒業生等、外、軍事思想を有する一般市民の一部も網羅せり、陸軍省は成るべく多數の志願者を得る爲め、將校養成所生を優遇する事とし、志願者に旅費、被服、書物其他入用の物を官費とし、別に毎月一人に就き百弗の手當を給し居れり。

全國十六個所の將校養成所は、ブラック・ブルグ、マヂソン、フォート・ナイアガラ(以上紐育州)、マイヤー(ヴァージニヤ州)、オグルソープ(デヨージヤ州)、マクファーンソン(同上)、ベンジャミン・ハリソン(インディアナ州)、シャリデン(イリノイス州)、ローガン・ルーツ(アルカンサス州)、スネリング(ミネソタ州)、リレー(カンサス州)、レオン・スプリングス(テキサス州)、プレシデオ(加州)等にて、以上の中ブラック・ブルグは其設備最も優れ、約五千の士官候補生を收容せり、現在の候補生總數は約四萬にして、陸軍省は此中比較的成績の佳良なる者約一萬を選抜し、第一回召集の市民軍六十五萬附の將校となせり。

陸軍省は戰時將校養成の一方法として、徴兵適齡中の各大學生に向つて強制的に軍事教育を施すこととなり、殆ど凡ての米國の大學及び各種の專門學校は、英國のケムブリッジ大學又はオクスフォード大學等が、歐洲戰亂勃發と同時に將校養成所と變じたる如く、參戰後間もなく陸軍化せられ將校養成所となれり、尋で陸軍省は米國大學の軍事教練の制度を幾分變更し、十月一日(一九一八年)より新制度を實施する事とし、全國四百餘の大學及び專門學校を指定學校と定め、從來豫備將校養成所と稱せられたる大學并に專門學校の

陸軍部を學生軍訓練所と改稱せり、其告示に曰く「新たに設置せらるべき學生軍訓練所は、陸軍に多數の教育あり訓練ある將校を供給する爲め、大學の陸軍的教育の範圍を擴張すべき一種の戦時機關なり、猶ほ從來各地大學に存在せる將校養成所は、將校養成所を急ぎ將校を粗製濫造したるが、今回の學生等訓練所は粗製濫造を避く」と、コロンビア大學總長バトラー博士は、同大學の學生養成所に就て豫告書を發して曰く、陸軍省より特派せられたるジョン・フィンレー大佐は、十月一日より開始さるべき本大學陸軍キャンプを指揮す、今回新登録法に依つて徵集さるべき十八歳乃至四十五歳までの壯丁にして第一級A部に屬する者を始めとし、將來軍務に服すべき者にして、學術と體格の試験に及第せる者を大學陸軍キャンプに收容す、收容せられたる者は陸軍省より給與さるゝ軍服を着し、嚴重なる軍規の下に訓練を受け、毎月兵卒一ヶ月の俸給即ち毎月三十弗づゝの俸給を給せらるゝ、學生軍員は毎朝七時半より九時半まで必ず操練を受く、學科目は佛語、歴史、地理、數學、化學、物理學、製圖等に在つて、各學生は其希望する特科兵となるには、必要なる特殊學科を撰擇せざるべからず、醫學、工學、飛行術、砲術其他の科目を撰擇せざるべからず、

猶ほ學生軍に屬する者は、普通の學生の如き學位を受くること能はず、學生中成績良好なるものを士官候補生とすと、以て其一般を知るに足るべし。

兵卒は内地訓練六ヶ月後戦地に派遣され、戦地にて更に六ヶ月の訓練を受けたる後、實戦に参加せしめらるゝ事となり居れるが、僅々此一ヶ年の訓練を以てして、殆ど連戦連勝と云ふが如き驚くべき程の好成績を挙げつゝあるは、抑も何に基因するや、第一は米國民の常識の發達なり、第二は騎馬に、射撃に幼少の頃より經驗ある事なり、第三は機械運轉の智識に富める事なり、故に其訓練は比較的容易にして敢て之に苦るしまざるべきも、唯だ苦るしむは各國人種の集團なれば、兵營内に於ける言語の統一に在りて、其の爲め兵營内に英語學校を設けて、英語に不十分（中には全然英語を解せざる者も多數ありと）なる兵士の言語訓練に苦心しつゝありと云ふ程なるが、今一例を以て云へば、スタンホード大學附近に在るフレモント兵營に於ける調査に依れば、現在四十一ヶ國の外國語が使用され、英語に不自由なる兵士が六千八百五十人、内特に滑稽なるは陸軍の制服を着し、星條旗下に訓練されつゝある兵士にて、敵國の獨逸語を日常語に使用しつゝある者一千三百九十人、



同洪牙利語百六十八人、其他日本語六人、埃及語四人といふ順序にて、之れを明細に區別すれば即ち左の如し。

△アルバニヤ二 △亞刺比亞六 △白耳義二六 △奧太利一〇 △ホヘミヤ三二二 △支那八 △丁抹一九二  
△和蘭七四 △芬蘭五四 △希臘八六 △希伯來一八六 △印度八 △冰島四 △亞米利加印度二六 △伊太利六  
八二 △カナダ六 △リヌニア八 △馬來六 △墨國二四 △ナバオ印度二 △ノース二 △諾威一八八 △波蘭  
八三二 △葡萄牙一二四 △羅馬尼二 △露國二七〇 △スカンヂナビヤ三四 △塞耳比八 △スラボニヤ三六〇  
△スロバツク六 △西班牙八四二 △瑞典三〇八 △瑞西一六 △土耳其二四 △佛國五二〇

出 征

是より先、五月(一九一八年)數回開催されたる華府聯合會議に於て、米國と英(外相バルフォア一行)佛(法相ビヴェー一行)兩特使との間に

- (一) 米國の聯合國に對する財政上の援助
- (二) 米國と英佛國との船舶運轉方法——米國の船腹補充策
- (三) 米軍を佛國戰線へ出動せしむる詳細な計畫
- (四) 今夏より開始さるべき米國海軍の活動計畫
- (五) 米國より聯合國に糧食を供給する手段

成立せる協定事項中、第三米國出征の協定に従ひ、大統領は五月十九日を以て、陸軍正規兵一個師團兵員約二萬五千をパーシング大將(當時少將)指揮の下に、歐洲戰地へ急遽出動の旨發表したり、尤も以上の軍勢の外に鐵道工兵隊九個聯隊兵員約一萬二千及び海軍陸戰隊二千六百も既に出征と決定し居るを以て、第一回歐洲出征軍の總計は約四萬に達すべし、此名譽ある第一回歐洲遠征米軍司令官に任せられたるパーシング將軍は、其幕僚と共に出征軍の出發より少し以前に戰地に出發し英、佛、白國軍幹部と會見し、協同作戰の手續を定むる處あり、パーシング將軍は實戰の經驗あり、日露戰爭觀戰武官たり且つ最近米墨國境軍司令官たりしを以て、戰術用兵並び通ずる良將軍たり、而して第一回歐洲遠征米軍の本隊は、シバート少將指揮の下に、潜航艇危險區域を無事通過して、六月二十六日と二十七日との二回に、佛國某港に到着し佛國官民より熱誠なる歡迎を受けたり。

米國新聞は米軍の歐洲出動は空前の歴史的事件なりと云へり、然り、歐洲よりは干涉を受けず、又歐洲の事には容喙せずと、彼の有名なるモンロー・ドクトリンを循に取り、双互非干涉主義を把持し來りたるアンクルサムが、歐洲に軍隊を送り、佛國の戰場に星條旗を

翻すに至るとは、正に是れ史上特筆すべき記録的事實なり、米國渡航以前の米人の祖先は、昔時歐洲にて鮮血を流したり、其祖先の子孫たる米人——歐洲移民の子孫たる米人は、今茲に血を流す爲め祖先の地に赴きたるなり、否な祖先の地に歸りたるなり、因縁とは云へ亦た豈に奇ならずや。

米軍の一個師團の編成並に其軍裝費に就き、合衆國地理協會より公表されたる處に依れば、米軍一個師團の人員は約二萬八千二百三十五名、馬匹一萬千七百九頭、猶ほ之れを細別すれば左の如し。

編成内容 米軍一個師團は次の如く組織せらるべし

△歩兵三個旅團 將卒一八五七九名 △野戰砲兵一個旅團 人員四〇三〇名 △騎兵一個聯隊 人員一五七九名

馬匹一五四一頭 △工兵一個聯隊 人員一〇九八名 △信號隊一個大隊 人員二五九名 △航空隊一個中隊 人員一七三名 飛行機十二隻 合計人員二五七一八名

以上の數に馬匹輜重隊を加ふれば、人員總計二萬八千餘名となるべく、別に衛生隊百二十五名、看護手千三百三十二名、傷病兵運搬車四十八輛を數ふべし

軍器馬匹 米軍一個師團の小統は約二萬挺、ピストル八千挺、三吋口徑砲五十門、三吋

八分口徑榴彈廿五門と外に機關銃約七十三門を所有すべし、若し師團が馬匹車輛を用する場合には、車輛千九輛とモーター・トラック六十七輛とを必要とすべく、モーター・トラックを本位とすれば、トラック六百二十七輛、馬匹車輛四百九十三輛を必要とすべく、一個師團に附屬する馬匹は、馬六千八百三十四頭、騾馬四千八百七十五頭なり

延長二十哩 一個師團の人員を一例とすれば其延長十四哩、車輛は六哩合計二十哩となるべく、モーター・トラックを本位とすれば全體の延長十九哩とならん

編成費用 歐洲戰亂開始當初の計算に依れば、米軍一個師團軍裝の費用は七百六十三萬六千五百五十弗なりしが、米國の參戰當時は諸物價騰貴の爲め、約二割の増加即ち約九百萬弗と計算せられたり、猶ほ九百萬弗との計算は、軍需品材料商に一割以下の利益を與ふるを基礎となす。

米國陸軍は歐洲戰亂に際しての聯合軍の編成に準據して、師團の編成方法を改正すると、したり、即ち一從來一個師團の人員二萬八千なりしを一萬九千に減少し(二)從來歩

兵三個聯隊を一個旅團とし、一個師團中に三個旅團を置きたるを、今回二個聯隊を一個旅團とし、一師團中に二個旅團を置くこととし、(三)砲兵旅團中に新たに臼砲隊一大隊を附加し(四)四個中隊を以て成る機關銃隊一大隊を新たに附加することとしたり、此新師團編成法は八月中(一九一七年)教練所へ送られたる國民軍より實施されたるが、國民軍は之れにて合計十六師團となりたる譯なり、今新編成法に依る米軍歩兵一個師團の内容を擧ぐれば次の如し。

△歩兵二個旅團(一個旅團は二個聯隊) △機關銃隊二個大隊(一個大隊四個中隊―各旅團に各一個大隊附屬) △野戰砲兵隊一個旅團(一個旅團は三個聯隊) △臼砲隊一個大隊 △信號隊一大隊 △憲兵隊一縱列 △砲彈供給隊一縱列 △工兵隊一縱列 △衛生隊一縱列(野戰病院隊四個中隊及傷病兵運搬車隊四個中隊より成る)

先之、米國陸軍卿ペーカー氏は陸軍の戰時活動を有効ならしむる爲め、參謀本部の組織を改正し、參謀本部内に(一)作戰局(二)購買局(三)供給局(四)倉庫局(五)交通局の五局を新設し、參謀總長をして以上の五局を統轄せしめ、參謀次長五名を新任して、以上の五局を統轄せしむる事と做せり。

佛國方面出動の米軍先發隊は、佛國ジョフル元帥指揮の下に、米軍野營所を西部戰線中

央地點なる英佛軍線中間の要地聖クワンタンの南方に設け、急遽實戰參加の教練に従事せり、十月二十七日付を以て在佛米軍本部より發せられたる公報に曰く

米軍歩兵若干大隊は、實地訓練を受くる爲め老練なる若干の佛軍大隊と共に、佛國戰線第一線の閑靜なる區域に現はれたり。米軍砲兵若干大隊も佛國砲兵若干大隊と共に、歩兵軍を應援すべく第一線に出動したり、米軍出動方面に變動なし、出動米軍は最も満足なる態度を以て、實戰區域の部署に就きたり

パーシング將軍麾下の歩兵及び砲兵の若干大隊は、數日前に佛軍戰線中の最も困難なる方面に出動したり、出動米軍と獨軍との最近距離は數百碼なり

米軍の最初の一線は赤毛の愛蘭種米人砲手に依つて發せられたり、第一線發射の様は追つて大統領に報告せられん、米軍は既に敵軍と數回砲彈を交換したり、佛國方面出動中の米軍は交代に實戰區域に現はれ、實戰の經驗を得る筈なり、米佛兩軍は出動祝賀の宴を開きたり。

以上の公報に依り、米軍の實戰參加は十月二十四五日頃なるべきか、此の如く米軍は最初

實戦に慣れざるの故を以て、西部戦線中最も閑散なる瑞西國境に近き廣大なる戦線に配置せられたり、然れども佛軍は同方面要地ヴェルダン其他數ヶ處の警備を米軍に委せず、自からヴェルダン外數ヶ處の警備の任に當り、現に猶ほ之を繼續せり、而して一九一八年七月十八日を以て開始されたるマルヌ方面聯合軍逆襲攻勢と、八月八日開始せられたるミアン前面逆襲攻勢とに参加したれども、其參加兵員は大ならず、佛軍及び英軍司令官の指揮に従ひて應援助活動を試みたるのみなり、然れども當時急遽に人員を増加せる米軍は、マルヌ逆襲攻勢開始後間もなく軍團の組織に着手し、マルヌ、ビカーデー、フランダーの三方面に於て佛英軍を應援しつゝ、ありたる米軍は、八月下旬より漸次佛英軍より分離して、聯合軍の攻勢地點の中立地にして、獨軍戦線の突角部なるサン・ミヒール攻撃に猛進せり、佛軍は米軍攻撃線の兩翼に若干配置せられたれど、今回の攻撃は米軍を主力部隊となし、且つ米軍司令官パーシング將軍より直接指揮を受けたるものなれば、其點に於て今回の攻撃は米軍最初の独立的活動にして、亦た實にヤンキー軍の試験戦たりしなり、九月十二日午前五時を以て攻撃を開始せる米軍は、十三日午後二時までサン・ミヒール突角全部を

占領し獨兵一萬二千を捕獲せる如き偉功を奏せり。

其初め一九一七年十一月三日未明、西部戦線最東部に配置されたる米軍歩兵一個中隊が、獨軍より猛烈なる襲撃を受け、本隊との聯絡を切斷され、戦死三名、負傷五名捕虜十二名を出したる時、獨國の各新聞は米兵捕獲の記事を大々的に掲げたるが、中にも伯林發行の半官報ローカル・アンツァイデル紙は『お早グーテン Morgenう、小供等クナベン！』と題する次の如き滑稽的記事を掲げて米兵の爲すなきを大に嘲弄せり。

我々は米兵の萬歳を三唱するものなり、米兵共が恠好なる小供等たることは何人も否定せざる處なるべし、米兵は歐洲に到着し、戦線に現はるゝ間もなく捕虜となりたり、近々米兵共はライン河を横斷して、獨逸の城塞に到着するなるべし、彼等は急行列車の速度と米國式のスマート振とを以て、ドシ／＼と獨逸へ突進するならん、何れも捕虜として……

我々は都合よくも其等の米國よりのお客様を歓迎する準備を既に了せり、我々はお客様をお泊め申すべき場所を既に用意しあり、お宿の用意は整ひたれど、お客にドーナツや